

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	身体障害者手帳の交付	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	秋元	内線	2690
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）					
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	25 年度	根拠	身体障害者福祉法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	身体障害者福祉法で定められた障がいの認定をされた者に身体障害者手帳の交付をする。身体障がい者に対して、相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種サービスの提供に必要であり、福祉の増進を図ることを目的とする。				
対象者等	身体障害者福祉法別表に掲げる障がいがあると認められた者 ・平成25年4月30日現在数：7,694人（18歳未満含） 肢体不自由：3,947人、視覚障がい：555人、聴覚・言語機能障がい：612人、内部障がい：2,580人				
内容	【身体障害者手帳区分】（それぞれ程度によって、1～6級までの等級が定められている） 肢体不自由（1～6級） 視覚障がい（1～6級） 聴覚（2～4級、6級）又は平衡機能障がい（3、5級） 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい（3～4級） 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、又は小腸機能障がい（1、3～4級） ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい（1～4級） 肝臓機能障がい（1～4級） 【手帳取得目的】 手帳は、身体障がい者の日常生活の向上、福祉制度の利用及び移動の際に、経済的な負担を軽減するために取得が必要である。JR線・連絡路線を利用する場合に、本人や介護人の運賃が割引になる。移動時介護が必要な重度障がい者を一種、それ以外を二種としており、一種と二種の区分がある。 【手帳交付事務の流れ】 交付申請は、本人及び家族が障害者福祉課（福祉事務所）に対して行う。 障害者福祉課は、東京都知事（東京都心身障害者福祉センター、更生相談所）に申請進達する。 東京都知事は、障がい程度を審査し、法別表に該当すると認められたときに、手帳を発行し、福祉事務所に送付する。 障害者福祉課は、本人に交付する。（申請から交付までに約1ヶ月半の時間を要する）				
経過	憲法第13条（個人の尊厳）第14条（法の下での平等）及び第25条（国民の生存権、国の社会保障義務等に由来する。 昭和24年 公布（施行は昭和25年4月1日） 昭和59年 「ぼうこう又は直腸機能障がい」がさだめられる 昭和61年 「小腸の機能障がい」が追加 平成10年 1月 「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい」が追加 平成14年 4月 障害再認定制度が実施された（1年・3年・5年：見直し期間） 平成21年 1月 個人情報に配慮した新様式の手帳となる 平成22年 4月 「肝臓機能障がい」が追加				
必要性	身体障害者福祉法に基づく事務				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	0	0	0	0	0	0	0
	決算額（25年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0
	人件費等	5,551	5,506	3,665	4,360	5,081	4,957	
	減価償却費				1,453	1,866	1,936	
	【事務分担量】（%）	75	65	45	50	60	60	
	合計（+ +）	5,551	5,506	3,665	5,813	6,947	6,893	0
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	5,551	5,506	3,665	5,813	6,947	6,893	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	交付件数	790	805	798	852	802	863	860
	年度末手帳所持者数	6,883	7,244	7,615	7,261	7,392	7,664	7,936

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	交付件数（再交付者含む）	852	802	863	860	870	-
	手帳所持者数	7,261	7,392	7,664	7,936	8,000	-
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、障がい者の高齢化・重度化が顕著となっており、日常生活の支援が重要となっている。 ・手帳所持者で、65歳以上が全体の6割以上を占めており、高齢者の対応が必要となってきたので、介護保険制度との連携が更に必要となっている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区） 法定事務

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
障がい者が高齢化・重度化となっているので、日常生活支援のために、高齢関係機関、保健所等関係機関との連携を図っていく。	-
高齢障害者の対応するため、介護保険制度との連携を持てるように、連絡会等を開催していく。	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	円滑な事務運営に努める。

況議(要旨)会(質問)状	
--------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	愛の手帳の交付	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	増田	内線	2687
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）					
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	42 年度	根拠	療育手帳制度要綱、東京都愛の手帳交付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	知的障がい者に一貫した相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種サービスの提供に必要な愛の手帳を交付し、福祉の増進を図ることを目的としている。（法律ではなく、要綱で定められる。）国要綱では、「療育手帳」であるが、東京都では、「愛の手帳」という名称を用いている。				
対象者等	児童相談所及び東京都心身障害者福祉センター（更生相談所）において知的障がい者と判定した者 ・平成25年4月30日現在：1,235人（18歳未満含） 1度：56人 2度：264人 3度：318人 4度：597人				
内容	<p>【手帳区分】 知的障がいの程度によって1～4度まで定められており、3歳、6歳、12歳、18歳の各時点で再判定を受ける必要がある。 （1度：最重度 2度：重度 3度：中度 4度：軽度）</p> <p>【手帳取得目的】 手帳は、知的障がい者の日常生活の向上、福祉制度の利用及び経済的な負担軽減等、自立と社会参加への援助を受けるために取得する。</p> <p>【手帳交付事務の流れ】 交付申請は本人又は保護者が、直接、東京都へ行う。 （18歳未満は、北児童相談所へ、18歳以上は、東京都心身障害者福祉センターへ申請する） 北児童相談所又は東京都心身障害者福祉センターは、面接検査を行い、障害程度を判定する。 区は、交付状況について、東京都知事から連絡を受ける。 区は、本人及び保護者へ来庁依頼の通知文を送付し、各種サービスの手続きをする。</p>				
経過	昭和42年 4月 「愛の手帳」交付開始（東京都） 昭和48年10月 「療育手帳」交付開始（国） 平成20年 4月 手帳取得判定のための巡回相談を開始 平成21年 1月 個人情報に配慮した新様式の手帳となる				
必要性	東京都「愛の手帳」交付要綱及び療育手帳制度要綱に基づく事務				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	0	0	0	0	0	0	0	
決算額（25年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0	
人件費等	3,416	4,235	3,258	4,360	5,081	4,957		
減価償却費				1,453	1,866	1,936		
【事務分担量】（%）	40	50	40	50	60	60		
合計（+ +）	3,416	4,235	3,258	5,813	6,947	6,893	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	3,416	4,235	3,258	5,813	6,947	6,893	0	
実績の推移	事項名							
交付件数	81	78	81	32	45	43	50	
年度末手帳所持者数	868	904	957	952	1,178	1,218	1,259	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	交付件数	32	45	43	4	-	平成25年度は4月30日現在
	手帳所持者数	952	1,178	1,218	1,235	-	平成25年度は4月30日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	円滑な事務運営に努める。

議況（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	精神障害者保健福祉手帳の交付	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	鈴木	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）					
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	7 年度	根拠	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第4	
終期設定	有 無	年度	法令等	5条	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	一定の精神障がいの状態にあるものに対し、各種福祉サービスの提供に必要な精神障害者保健福祉手帳を交付し、精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加を図る。				
対象者等	精神障がいの疾患を有する者のうち、長期にわたって日常生活又は社会生活への制約がある者（知的障がい者は除く）。 平成25年3月末日現在の手帳所持者数：1,371人（うち、1級：134人 2級：719人 3級：518人） 参考：自立支援医療制度利用者2,676人				
内容	<p>【手帳区分】 障がいの程度によって1級～3級に区分される。有効期間は2年（更新可）。</p> <p>【手帳取得目的】 日常生活の向上、福祉制度の利用及び経済的な負担軽減等、自立と社会参加への援助を受けるために取得する。税の減免や、都営交通の無料乗車証、生保受給者への加算措置、NHK受信料免除（区民税非課税世帯対象）が受けられる。</p> <p>【手帳交付事務の流れ】 申請書及び変更届の受理及び書類審査、処理簿記載 東京都へ申請書類を送付 東京都は審査後、手帳を発行し、区へ送付する 処理簿記載・点検後、手帳を申請者へ渡す 申請から交付まで、概ね2～3ヶ月を要する</p>				
経過	<p>平成12年 4月 保健所より手帳交付事務が障害者福祉課に移管</p> <p>平成18年10月 申請書類に顔写真の提出が義務付けられる</p> <p>平成20年 4月 都営交通無料バス（有効期間2年）が無料交付</p> <p>平成20年10月 NHK受信料免除（区民税非課税世帯対象）</p>				
必要性	精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に基づく事務である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 経由事務のため、予算措置なし。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	0	0	0	0	0	0	0	
決算額（25年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0	
人件費等	2,927	1,694	5,704	3,384	2,541	929		
減価償却費				2,905	933	710		
【事務分担量】（%）	70	20	210	100	30	22		
合計（+ +）	2,927	1,694	5,704	6,289	3,474	1,639	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	2,927	1,694	5,704	6,289	3,474	1,639	0	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
手帳所持者数(3月31日現在)	778	914	1,016	1,139	1,273	1,371	1,400	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	手帳所持者数(3月31日現在)	1,139	1,273	1,371	1,400	-	-
	所持者数の割合 %	51	51	51	52	-	精神保健福祉手帳の所持者数 / 自立支援医療利用者数
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題分析)	
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区) 法定事務

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
標	-	-
標	-	-
標	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	円滑な事務運営に努める。

(議会質問状況)	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	自立支援医療（精神通院）制度等	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 鈴木	課長名 内線	山形 2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）					
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠 法令等	障害者総合支援法52条、53条	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	自立支援医療制度（精神通院）は、精神障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、費用の100分の90に相当する額を給付し、福祉の増進を目的とする。所得に応じて、月あたり負担額の上限を設定する。 小児精神医療は、小児精神障がい者の入院医療に要する費用を軽減することにより、児童精神保健の向上及び児童福祉の増進に寄与する。				
対象者等	1 自立支援医療：精神疾患を理由として通院している者で東京都が認めた者 2 小児精神：精神病室での入院治療を必要とする18歳未満の者 （食事療養費のみ自己負担、承認期間1年）				
内容	自立支援医療：承認されると、個人負担は1割となる。承認期間は1年間。所得に応じて5段階の自己負担上限額の設定（負担上限月額0円～20,000円）。住民税非課税者は、区国保医療費助成か都医費助成の適用で個人負担はなし。 1 申請から承認の流れ 申請書を受取り、書類審査・処理簿記載の上東京都へ送付。 国民健康保険加入者の低所得1及び低所得2の者は、国保受給者証申請の手続き。 東京都から返送された認定結果と受給者証を申請書と照合、処理簿記載、申請者へ送付。 障害者福祉課から認定結果を国保年金課へ連絡、国保年金課は医療給付金受給者証を交付。 2 申請者は、申請書に記載した医療機関、薬局等に通う。 3 申請日から受給者証が申請者本人へ届くまでに、2～3ヶ月を要する。				
経過	平成12年4月 通院医療費公費負担制度（精神保健福祉法第32条）が保健所から事務移管される。 2年に1度の更新。ランク付けなし。交付される患者票は医療機関・薬局で保管。 平成12年9月 国に準じ5%の自己負担を導入（生保・国保を除く） 平成15年4月 国保加入者についても自己負担を導入。同年小児精神の承認期間が6ヶ月から1年に変更。 平成18年4月 通院医療費公費負担制度が自立支援医療制度に移行。 平成22年4月 平成22年度以降の有効期間の更新申請時、診断書の提出が2年に1度に変更。				
必要性	精神障がい者は継続的通院が必要である一方、就労継続が困難なことが多く、収入の確保が難しい。そのため、経済的負担の軽減により医療の確保が必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 経由事務のため、予算措置無し。但し、小児精神と東京都医療助成に関する受理事務交付金あり。 平成24年度都交付金 235件 55,930円				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	0	0	0	0	0	0	0
	決算額（25年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0
	人件費等	2,927	2,240	3,871	5,958	2,541	3,191	
	減価償却費				4,968	933	1,420	
	【事務分担当】（%）	75	30	135	171	30	44	
	合計（+ +）	2,927	2,240	3,871	10,926	3,474	4,611	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）		32	36	38	50	56	30
	その他（特定財源）							
	一般財源	2,927	2,208	3,835	10,888	3,424	4,555	-30
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	自立支援医療申請受理件数	2,626	2,797	3,155	3,217	4,030	4,069	4,200
	自立支援医療受給者数	1,987	2,349	2,240	2,238	2,449	2,676	2,750

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	受理件数（新規・再開・更新・変更届）	3,217	4,030	4,069	4,200	-	-
	受給者数（年度末現在）	2,238	2,449	2,676	2,750	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 経由事務（法定事務）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	円滑な事務運営に努める。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	難病医療費助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	小曾根	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）					
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 47 年度	根拠	東京都難病患者等に係る医療費の助成に関する		
終期設定	有 無 年度	法令等	規則		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	難病は原因不明で治療方法が確立していない慢性疾患であり、長期の療養を要するため、患者及び家族に多額の医療費負担がかかる。この経済的負担を軽減することにより医療を確保するとともに、治療研究を進めることを目的とする。				
対象者等	区内居住者で、東京都から指定難病患者として認定された者。 平成25年3月末日現在 認定者数1,913名（65歳以上906名）				
内容	<p>国指定：57疾病、都指定：24疾病 合計：81疾病</p> <p>〔助成内容〕 難病治療にかかる医療保険又は介護保険の給付を受ける場合に、医療保険（介護保険）の自己負担のうち、生計中心者の所得税額に応じた負担限度額を差し引いた金額を助成する。 負担限度額... A（所得税非課税）0円～G（所得税額70,001円以上）23,100円 重症者の場合、負担軽減あり</p> <p>〔申請手続き〕 1 申請受付 申請書類等を受取り、東京都へ進達する。区が受理してから約2ヶ月後に、都から患者本人へ直接、医療券が送付される。毎年更新手続き（9月1日一斉更新）をする。 2 申請者は、医療券を医療機関に提示して受診する。 3 関連事業：在宅難病患者医療機器貸与事業、在宅難病患者緊急一時入院事業</p>				
経過	<p>昭和47年10月 国指定12疾病、都指定2疾病で事業開始する。</p> <p>平成10年 5月 自己負担を導入。</p> <p>平成12年 9月 人工透析患者の食事療養費負担の助成廃止。文書料の助成廃止。</p> <p>平成14年 9月 慢性肝炎・肝硬変・ヘパトームを指定から除く。但し平成17年9月までは経過措置として住民税非課税世帯について助成を継続する。（632人）</p> <p>平成14年10月 ウイルス肝炎入院医療費助成を新設。</p> <p>平成15年10月 自己負担を定額から所得階層別の負担額設定に変更。19疾病について軽快者を設定。</p> <p>平成17年 9月 慢性肝炎・肝硬変・ヘパトーム経過措置終了。</p> <p>平成19年 9月 ウイルス肝炎入院医療費助成が終了（経過措置は22年9月30日まで）。</p> <p>平成19年10月 C型肝炎のインターフェロン治療への助成開始。（東京都の制度）</p> <p>平成20年 4月 B型・C型肝炎のインターフェロン治療への助成開始。（国の制度）</p> <p>平成21年12月 国11疾病追加（都4疾病を包含）</p> <p>平成23年12月 C型肝炎のテラプレビル3剤併用療法開始（国の制度）</p> <p>平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となり、障害福祉サービス等の対象が、難治性疾患克服研究事業の130疾病まで拡大。</p>				
必要性	難病に係る医療費は高額になるため、その一部を助成し経済的負担を軽減、医療を確保する必要がある。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>經由事務のため、予算措置無し。難病医療費助成について東京都から受理事務手数料あり。</p> <p>平成24年度都交付金 1件 236円 × 2,680件 = 632,480円</p>				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	0	0	0	0	0	0	0
	決算額（25年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0
	人件費等	6,405	6,417	2,037	5,424	3,388	10,435	
	減価償却費				2,992	1,244	4,163	
	【事務分担当】（%）	95	90	60	103	40	129	
	合計（+ +）	6,405	6,417	2,037	8,416	4,632	14,598	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	457	458	472	657	564	632	400
	その他（特定財源）							
	一般財源	5,948	5,959	1,565	7,759	4,068	13,966	-400
注の多い	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	難病認定者数	1,594	1,603	1,718	1,785	1,852	1,913	1,980
	申請件数	1,621	1,941	1,805	2,088	2,083	2,086	2,090

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	認定者数	1,785	1,852	1,913	1,980	-	-
	申請件数	2,088	2,083	2,086	2,090	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題)	<p>障害者総合支援法の定めが難治性疾患克服研究事業の130疾病に拡大されたことにより、難病医療費助成の対象についても同様に拡大されるか、注視していく必要がある。</p>
(実施状況)	<p style="text-align: center;">（ 実施 22 区 未実施 区 ）</p> <p>經由事務</p>

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
制度改正の動向を注視していく。	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	円滑な事務運営に努める。

(状況)	<p>議会議事録</p>
------	--------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	都営交通無料乗車券等の発行事務	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 横井	課長名 内線	山形 2686
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）					
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	39 年度	根拠	身体障害者等に対する電車乗合自動車、地下高速電車無料乗車券発行規則等	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	交通手段の利用料金を無料、あるいは半額にすることにより、障がい者の社会参加を促し生活圏の拡大を図る。				
対象者等	【都営交通無料乗車券】 身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者 【民営バス運賃割引証】 身体障害者手帳所持者（第1種）・愛の手帳所持者（手帳交付時に発行） 【有料道路通行料金割引】 本人運転の場合：身体障害者手帳所持者 介護運転の場合：第1種の身体障がい者及び重度の知的障がい者				
内容	【都営交通無料乗車券】 発行主体：東京都 発行手続：障害者福祉課窓口到手帳を持参し申請する。有効期間は3年。 利用方法：無料乗車券の提示（磁気カードは自動改札）により本人の運賃が無料となる。 （第1種の者は手帳を提示することにより介護者1人が半額） 精神障害者保健福祉手帳所持者は各定期券発売所で申請する。 【民営バス運賃割引証】 発行主体：東京都 発行手続：障害者福祉課窓口到手帳を持参し申請する。 利用方法：障がい者が介護者同伴で民営バスに乗車する場合、割引証を提示することで介護者も半額割引を受けることができる。（身体障がい者本人については、手帳の提示で半額となる。） 【有料道路通行料金割引の証明】 発行主体：東日本高速道路株式会社、首都高速道路、中日本高速道路株式会社、西日本株式会社および阪神高速道路株式会社 発行手続：障害者福祉課窓口到手帳を持参し、車検証・免許証等の必要書類を添えて申請。 利用方法：手帳（証明印）を提示することにより全有料道路5割引きとなる。				
経過	平成12年10月13日 精神障害者都営交通乗車証の発行を開始。 平成15年12月1日 有料道路通行割引事業の割引券を廃止。手帳の証明印の提示のみで通行割引が受けられるようになり、また、ETCカード利用が可能となった。 平成18年度 都営交通無料乗車券が順次磁気カードに切り替わり、顔写真は不要となる。 平成21年9月30日更新時以降、有効期限を順次、交付対象者の誕生月末に変更する。 平成21年11月1日～ 磁気式の無料乗車券をICカード式に変更可能となる。 平成24年9月14日一斉更新において、有効期限の誕生月末への移行が完了となる。				
必要性	障がい者の社会参加を促し、生活圏の拡大を継続していくために必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 乗車券の発行事務。 都営交通無料乗車券のみ交通局から発行手数料あり（発行1枚につき50円、窓口1ヶ所につき5,000円）				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	0	0	0	0	0	0	0
	決算額（25年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0
	人件費等	854	847	245	872	847	1,652	
	減価償却費				291	311	645	
	【事務分担当】（%）	10	10	10	10	10	20	
	合計（+ +）	854	847	245	1,163	1,158	2,297	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	49	125	97	98	85	122	100
	その他（特定財源）							
	一般財源	805	722	148	1,065	1,073	2,175	-100
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	無料乗車券交付件数	1,687	1,685	1,881	1,832	1,612	2,347	1,800
	有料道路割引取扱件数	608	515	547	433	516	508	540

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	無料乗車券交付数	1,832	1,612	2,347	1,800	-	-
	有料道路割引取扱件数	433	516	508	540	-	-
	民営バス運賃割引証交付数	42	26	46	50	-	-

(問題点・課題)	
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区) 東京都の経由事務

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	円滑な事務運営に努める。

(議会議決要旨)	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障がい者施設介護・訓練等給付費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	平田	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	障害者施設介護・訓練等給付費（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	障害者総合支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が、在宅では十分に援護を受けることができなかつたり、また自立のための特別な治療や訓練を行うために、施設に入所もしくは通所し、当該障がい者の福祉の向上及び自立を図る。 進行性筋萎縮症の身体障がい者に対して、指定の医療機関に入院して療養とあわせて必要な訓練等を行い、その福祉の増進を図る。 				
対象者等	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者で、在宅生活の困難な者、または更生訓練等を必要とする者				
内容	<p>【自立支援給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立訓練 … 身体機能又は生活能力向上のための訓練を行う。 就労移行支援 … 就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う。 就労継続支援 … 就労の機会を提供、生産活動その他の活動の機会を提供し、知識及び能力向上のための訓練等を行う。A型（雇成型）とB型（非雇成型）がある。 施設入所支援 … 施設に入所する障がい者に対し、主に夜間の介護を行う。 療養介護 … 医療を要する障がい者に対し、機能訓練、療養上の管理、介護を行う。 生活介護 … 常時介護が必要な方に、昼間に食事や入浴、排せつ等のサービスを提供する。 <p>利用者負担額について 生活保護及び非課税世帯は0円。課税世帯は上限月額37,200円と総費用額の1割を比較して低額な方。</p> <p>【更生訓練費】 自立訓練又は就労移行支援を提供する障害者支援施設に入所している者に、更生訓練費を支給する。</p>				
経過	<p>昭和49年 4月 措置制度による施設措置開始</p> <p>平成15年 4月 支援費制度（施設訓練等支援費）開始 措置から契約へ</p> <p>平成18年 4月 障害者自立支援法施行、食費等実費負担導入 同10月全面施行</p> <p>平成21年 4月 報酬改定</p> <p>平成24年 3月 旧法施設の経過措置終了</p> <p>平成24年 4月 障害者自立支援法改正、報酬改定</p> <p>平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる</p>				
必要性	在宅生活の困難な障がい者の居住場所の確保、自立した生活のための訓練又は就労のための訓練として、必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【審査・決定】 直営 【支払】 東京都国民健康保険団体連合会				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	608,513	687,737	759,604	846,911	1,037,948	1,231,340	1,299,255	
決算額（25年度は見込み）	557,180	641,408	759,599	846,911	1,027,558	1,231,088	1,281,734	
人件費等	3,416	2,965	3,258	4,360	5,203	4,266		
減価償却費				1,453	2,333	1,775		
【事務分担量】（%）	40	35	40	50	75	55		
合計（+ +）	560,596	644,373	762,857	852,724	1,035,094	1,237,129	1,281,734	
国（特定財源）	281,347	326,953	365,775	409,104	505,655	594,697	639,566	
都（特定財源）	135,064	127,665	199,991	224,248	280,801	320,650	321,733	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	144,185	189,755	197,091	219,372	248,638	321,782	320,435	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
療養介護対象者数	1	1	1	1	1	21	21	
施設入所者数	140	145	154	136	138	144	163	
施設通所者数	167	236	236	277	397	469	470	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	自立支援給付費	1,027,558	1,231,088	自立支援給付費	1,231,088	自立支援給付費

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
	療養機関入所者数	1	1	21	21	-	24年度以降、18歳以上の旧障害児施設入所者（都移管分）含む
	施設入所者数	136	138	144	163	-	
	施設通所者数	277	397	469	470	-	24年4月から作業所ポニエルフ含む

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	ホームヘルプサービス費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	川上	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	ホームヘルプ事業費（01-01-02）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠	障害者総合支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	常時介護を必要とする心身障がい者（児）にホームヘルパーを派遣し、身体介護・家事援助などの日常生活を営むのに必要なサービスを行うことで、心身障がい者（児）の日常生活及び社会生活を支援し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にする。				
対象者等	日常生活を営むことに支障のある心身障がい者（児）。ただし、介護保険対象者は介護保険制度が優先。介護保険制度によるサービスで補えない重度（1級）の者については、上乘せの対象とする。				
内容	<p>【支援の種類（介護給付）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護（障害程度区分1以上） 自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行う（身体介護・家事援助・通院介助・通院等乗降介助） ・重度訪問介護（障害程度区分4以上） 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴等の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う ・行動援護（障害程度区分3以上） 自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援を行う ・同行援護（障害程度区分2以上） 視覚障がい等で移動に著しい困難を有する人に、外出時の移動の援護や必要な情報の提供を行う <p>【利用者負担額】</p> <p>生活保護及び非課税世帯：0円 課税世帯：上限月額37,200円と総費用額の1割とを比較して低額な方</p>				
経過	<p>平成11年 4月 事業委託方式一部試行的開始（平成12年4月全部実施）</p> <p>平成13年 4月 中・軽度の知的障がい者利用対象化</p> <p>平成15年 4月 支援費制度（居宅介護）開始（精神・難病を除く）</p> <p>平成18年 4月 障害者自立支援法施行（介護給付）</p> <p>平成18年10月 日常生活支援 重度訪問介護</p> <p>平成21年 4月 報酬改定</p> <p>平成24年 4月 障害者自立支援法改正、報酬改定</p> <p>平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる</p>				
必要性	心身障がい者（児）の日常生活及び社会生活を支援し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にするために必要である。				
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【支払】東京都国民健康保険団体連合会に支払事務を大部分委託している</p> <p>【サービス提供】都指定居宅介護事業者（平成24年4月現在利用実績のある事業者、55社）</p>				

	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算・決算額等の推移	230,595	266,251	356,630	391,034	527,961	539,804	575,490	
予算額	230,595	266,251	356,630	391,034	527,961	539,804	575,490	
決算額（25年度は見込み）	235,006	266,251	356,629	384,940	432,361	519,246	575,490	
人件費等	7,686	5,082	7,167	9,592	6,473	3,853		
減価償却費				3,196	2,799	1,614		
【事務分担量】（%）	90	60	88	110	90	50		
合計（+ +）	242,692	271,333	363,796	397,728	441,633	524,713	575,490	
国（特定財源）	115,298	127,665	110,387	193,034	209,311	223,930	287,745	
都（特定財源）	57,649	63,832	55,193	96,540	104,656	170,059	143,872	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	69,745	79,836	198,216	108,154	127,666	130,724	143,873	
実績の推移								
事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
利用時間数（居宅介護）	43,941.0H	52,321.0H	64,170.0H	64,218.0H	66,557.0H	77,369.7H	66,557.0H	
利用時間数（重度訪問介護）	49,409.0H	50,500.0H	58,808.0H	67,461.0H	70,954.5H	87,845.5H	93,837.4H	
利用時間数（同行援護）	-	-	-	-	1,714.0H	23,954.0H	25,766.4H	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
扶助費	居宅介護		237,513	居宅介護	255,143	居宅介護	260,116
	重度訪問介護		189,996	重度訪問介護	225,159	重度訪問介護	271,516
	同行援護		4,852	同行援護	38,944	同行援護	41,699
						居宅介護（難病分）	2,159

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	利用実人数（居宅介護）	278人	344人	372人	416人	400人	-
	利用実人数（重度訪問介護）	28人	31人	31人	31人	35人	-
	利用実人数（同行援護）	-	23人	70人	75人	85人	-

(問題点・課題)	管理者とサービス提供責任者の責務と義務、契約書・サービス内容等について、ホームヘルプ事業の理解、周知徹底を図る必要がある。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
平成25年4月に施行された障害者総合支援法への移行をスムーズに行う。	ホームヘルプ事業の適正で公平な運用を図るため、周知徹底と理解を深め、制度の活用により、障がい者の社会参加を促進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	在宅生活を送るための重要事業である。

(状況)	11年三定 「介護保険導入後の障害者福祉課ヘルパーの取り扱いについて」
------	-------------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障がい者グループホーム費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	新山	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	グループホーム事業費（01-01-03）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	15 年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区障がい者グループホーム等支援事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	障がい者の地域における自立生活を支援するため、生活の場である共同生活住居に入居している者に対し、日常生活における支援及び指導を行う。				
対象者等	【共同生活援助（グループホーム）】 ・就労している又は就労継続支援等の日中活動を利用している障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者 【共同生活介護（ケアホーム）】 ・生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の日常生活上の支援を必要とする者				
内容	【サービス内容】 就労中の障がい者の日常生活（食事等）の支援又は介護を行い、生活の場を提供する 【利用者負担】 障害福祉サービス費（1割負担）、家賃、食費、共益（光熱水）費等の実費 【入居者の家賃助成】 <知的・身体障がい者・難病患者> 所得月額73,000円未満 …月額24,000円を限度に本人に助成 所得月額73,000円以上97,000円未満…月額12,000円を限度に本人に助成 <精神障がい者> 施設借上費として、入居者1室あたり月額69,800円を限度に事業所に助成 【入居者数】 （H25.3月末現在）				
		知的障がい者施設	精神障がい者施設		
		GH	CH	GH	CH
	区内	5	32	9	10
	区外	9	46	9	11
	計	14	78	18	21
経過	平成14年度まで 都及び区においては、国の措置制度の単価に上乗せ（89,000円/月） 平成15年度以降 支援費制度により「契約制度」へ移行し、都の単価93,700円に引き上げ 平成18年 4月 障害者自立支援法に移行、単価が日額化 平成19年 4月 精神障害者グループホーム事業を統合 平成21年 4月 報酬改定（同10月にグループホームの入居者に身体障がい者が追加される） 平成24年 4月 障害者自立支援法改正、報酬改定 平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる				
必要性	障がい者が地域において自立した生活を営むことを支援する事業として、グループホーム・ケアホームにおける居住の場や、食事の提供、健康管理、金銭管理等日常生活に必要な支援や指導は不可欠である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【決定・支払】 直営 【サービス提供】 指定障害福祉サービス事業者が実施する				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		97,755	103,937	117,380	161,841	205,162	292,388	400,824
決算額（25年度は見込み）		97,754	103,936	117,379	161,831	200,516	308,413	400,824
人件費等		1,708	424	2,036	4,796	2,813	2,201	
減価償却費					1,598	1,244	968	
【事務分担量】（%）		20	5	25	55	40	30	
合計（+ +）		99,462	104,360	119,415	168,225	204,573	311,582	400,824
国（特定財源）		20,626	25,533	35,260	35,407	67,743	105,115	151,197
都（特定財源）		14,358	16,044	17,630	17,705	35,328	54,889	75,773
その他（特定財源）								
一般財源		64,478	62,783	66,525	115,113	101,502	151,578	173,854
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	利用者数	62	62	79	101	113	151	165
	家賃助成対象者数	25	28	43	50	54	63	71

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
			金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
扶助費	国単価		130,881	国単価	206,894	国単価	287,696
	都加算		53,019	都加算	74,791	都加算	84,820
	家賃助成		8,770	家賃助成	8,198	家賃助成	12,310
	区型グループホーム		1,068	区型グループホーム	979	区型グループホーム	1,068
	特別対策費		1,959	特別対策費	3,121	特別対策費	231
	特定障害者特別給付費		4,510	特定障害者特別給付費	14,430	特定障害者特別給付費	14,699
	都加算（開設準備助成）		309				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	年間実施利用者数	101	113	151	165	-	24年4月からスクラムあらかわ含む
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 指標分析）	<p>国の施策において、施設から地域生活への移行が今後の流れとなり、施設退所後の受け皿としてグループホーム・ケアホームがますます必要となってくる。</p> <p>法改正により、平成26年4月からケアホームがグループホームへ一元化されることについて、適切且つ円滑に対応する必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）
法定事業	

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
グループホーム・ケアホームの運営を引き続き支援していく。	グループホーム・ケアホームの運営を引き続き支援していく。
法改正に対応するための支給決定及び障害福祉サービス受給者証の発行をしていく。	法改正の内容を把握し、適切に対応するとともに、サービス事業者の請求事務をフォローアップしていく。
-	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	地域移行の場として必要性が高い。

議 （要 旨 ）	
-------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	短期入所給付費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形																			
		担当者名	新山	内線	2681																			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	障害児者短期入所事業費（01-01-04）																							
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業																				
開始年度	昭和 平成	15 年度	根拠	障害者総合支援法																				
終期設定	有 無	年度	法令等																					
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画																			
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]																						
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																						
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]																						
目的	在宅の心身障がい者（児）を介護している保護者が、疾病等の事由により家庭における介護が困難となった場合に、指定短期入所施設を利用し、一時的に心身障がい者（児）を保護する。																							
対象者等	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している者。ただし、児童については、それぞれの手帳所持者に準ずる者も対象とする。																							
内容	【実施内容】	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間も含む）施設で、入浴・排せつ・食事等の介護を行う																						
	【利用方法】	申請 支給決定 利用（サービス提供事業者と契約） 利用者負担額支払																						
	【利用者負担】	障害福祉サービス費（1割）だが、区の独自軽減策により3%負担（継続）ただし、上限月額が37,200円の場合は3%の積上げで上限月額の半額まで																						
	【利用者数】	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>平成21年度</td> <td>知的33人（2,840日）</td> <td>児童12人（266日）</td> <td>身体9人（441日）</td> <td>精神1人（49日）</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>知的34人（2,922日）</td> <td>児童9人（242日）</td> <td>身体7人（528日）</td> <td>精神1人（87日）</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>知的31人（2,860日）</td> <td>児童8人（140日）</td> <td>身体12人（626日）</td> <td>精神0人（0日）</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>知的55人（2,937日）</td> <td>児童13人（479日）</td> <td>身体26人（1,643日）</td> <td>精神4人（469日）</td> </tr> </table>				平成21年度	知的33人（2,840日）	児童12人（266日）	身体9人（441日）	精神1人（49日）	平成22年度	知的34人（2,922日）	児童9人（242日）	身体7人（528日）	精神1人（87日）	平成23年度	知的31人（2,860日）	児童8人（140日）	身体12人（626日）	精神0人（0日）	平成24年度	知的55人（2,937日）	児童13人（479日）	身体26人（1,643日）
平成21年度	知的33人（2,840日）	児童12人（266日）	身体9人（441日）	精神1人（49日）																				
平成22年度	知的34人（2,922日）	児童9人（242日）	身体7人（528日）	精神1人（87日）																				
平成23年度	知的31人（2,860日）	児童8人（140日）	身体12人（626日）	精神0人（0日）																				
平成24年度	知的55人（2,937日）	児童13人（479日）	身体26人（1,643日）	精神4人（469日）																				
経過	<p>平成14年度まで 身体・知的障がい者 区に申請し、都心障センターで利用調整 障がい児 児童相談所に直接申請</p> <p>平成15年 4月 支援費制度の導入により、区が実施主体となる。</p> <p>平成18年 4月 障害者自立支援法の成立により介護給付の短期入所事業となる（精神障がい含む）</p> <p>平成21年 4月 報酬改定</p> <p>平成24年 4月 障害者自立支援法改正、報酬改定</p> <p>平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる</p>																							
必要性	常に在宅で障がい者（児）を介護している者の身体的精神的負担は大きい。介護している者が、疾病等で介護が困難となった場合に、障がい者を一時的に保護することにより、在宅介護の質の向上を図る。																							
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【決定・支払】 直営</p> <p>【サービス提供】 指定障害福祉サービス事業者が実施する</p>																							

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	38,027	55,318	47,959	56,008	62,596	90,162	94,474	
決算額（25年度は見込み）	42,358	55,318	47,297	51,646	50,125	74,504	94,474	
人件費等	1,708	424	2,036	2,616	1,543	2,614		
減価償却費				872	778	1,129		
【事務分担当】（%）	20	5	25	30	25	35		
合計（+ +）	44,066	55,742	49,333	55,134	52,446	78,247	94,474	
国（特定財源）	15,327	20,456	26,244	22,279	19,187	27,399	38,136	
都（特定財源）	13,030	17,969	18,312	17,860	15,193	22,536	28,169	
その他（特定財源）								
一般財源	15,709	17,317	4,777	14,995	18,066	28,312	28,169	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	利用者数	46	64	55	51	51	98	98
	利用総日数	3,738	4,699	3,596	3,779	3,626	5,528	7,447

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		扶助費	介護給付費	39,026	介護給付費	59,887	介護給付費
	都加算	11,099	都加算	14,617	都加算	18,202	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	利用者数	51	51	98	98	-	24年4月からスクラムあらかわ含む
	利用総日数	3,779	3,626	5,528	7,447	-	
	-	-	-	-	-	-	-

問題点・課題 (指標分析)							
	他区の実況	（実施 22 区		未実施			区）
	法定事業						

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議況 (要旨)	
--------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障害者福祉サービス等相談支援事業	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 上野	課長名 内線	山形 2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	障害者福祉サービス等相談支援事業費（01-01-05）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	25年度	根拠法令等	障害者総合支援法、児童福祉法	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	障害福祉サービス等の利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成・サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成に対し、計画相談支援給付費を支給し、円滑なサービス利用を支援する。				
対象者等	障害福祉サービスを利用する全ての障がい児（者）及び地域相談支援を利用する全ての障がい者 障害児通所支援を利用する全ての障がい児				
内容	<p>セルフプランの作成が困難な障がい者等について、置かれている環境や利用の意向、その他の事情を勘察し、利用するサービスの種類や内容等を記載した「サービス等利用計画案」を作成する。 福祉サービスの利用を希望する場合は、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所の相談事業を利用し、サービス等利用計画案を作成、区にサービス利用の申請を行う。</p> <p>【サービス利用支援・児童利用支援】 新規申請時、支給量等の変更申請時、モニタリングの結果計画変更を行った場合</p> <p>【継続サービス利用支援・児童継続支援】 モニタリングの結果、計画に変更がなかった場合 モニタリングとは 定期的に、計画が利用者の現状に合っているかを確認する。 概ね在宅利用者が6ヶ月毎に1回、施設入所者が1年に1回。 (重度や著しい変更があった場合は、毎月実施する場合もある。)</p>				
経過	平成24年 4月 障害者自立支援法改正（事業実施の経過措置は平成26年度末まで） 平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる				
必要性	障がい者の安定した福祉サービス利用のため、必要である。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 【審査・決定】直営 【支払】東京都国民健康保険団体連合会				

		(単位：千円)						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額							8,094
	決算額(25年度は見込み)							8,094
	人件費等						496	
	減価償却費						194	
	【事務分担当】(%)						6	
	合計(+ +)	0	0	0	0	0	690	8,094
	国(特定財源)							4,047
都(特定財源)							2,023	
その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	0	0	0	0	0	690	2,024	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	サービス利用支援等件数							540

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費					サービス利用支援	2,355
						継続サービス利用支援	5,739

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	サービス利用支援等件数	-	-	-	540	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題分析)	区内に民間の指定特定相談支援事業所がないため、サービス提供体制を整備していく必要がある。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区) 法定事業

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
区内の指定障害福祉サービス事業所にアプローチしていく。	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	障がい者の安定した福祉サービス利用のため、重要な事業である。

況議(要旨)問状	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障がい児通所支援給付費支給事業	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 上野	課長名 内線	山形 2682
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）	障害児通所支援事業費 （01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	15年度	根拠 法令等	児童福祉法	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	障がい児が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応できるようにする。また、近年においては、就学児の放課後の活動場所となっている。				
対象者等	療育の観点から、個別療育・集団療育を行う必要が認められる障がい児				
内容	【実施内容】 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、 生活能力の向上のために必要な訓練を行う。				
	【利用方法】 申請 支給決定 利用（サービス提供事業者と契約） 利用者負担額支払				
	【利用者負担額】 生活保護及び非課税世帯：0円 課税世帯：上限月額37,200円と総費用額の1割とを比較して低額な方 荒川区立心身障害者福祉センター（たんぼぼセンター）利用者は無料 その他事業所は区制度による軽減策あり（3%負担）				
経過	平成15年 4月 支援費制度開始 平成18年 4月 障害者自立支援法により利用者負担改定（同10月に全面施行） 平成21年 4月 報酬改定 平成22年 4月 利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が免除となる） 平成24年 4月 法改正により児童福祉法に移管し障害児通所支援となる				
必要性	基本動作の習得による利用者の自立や社会参加の促進、介護者の負担軽減による日常生活の質の向上を図り、在宅生活の充実化のためにも必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【決定・支払】 直営 【サービス提供】 指定事業者が実施する				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	18,116	17,417	20,242	20,682	22,396	54,364	51,367	
決算額（25年度は見込み）	18,115	16,461	20,242	19,326	19,979	41,435	51,367	
人件費等	854	424	1,629	2,616	1,543	1,788		
減価償却費				872	778	807		
【事務分担当】（%）	10	5	20	30	25	25		
合計（+ +）	18,969	16,885	21,871	22,814	22,300	44,030	51,367	
国（特定財源）	8,419	10,213	10,725	10,336	8,639	21,460	25,683	
都（特定財源）	4,209	5,106	5,362	5,170	4,320	10,777	12,841	
その他（特定財源）								
一般財源	6,341	1,566	5,784	7,308	9,341	11,793	12,843	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
利用人数（人）	94	135	144	161	174	177	262	
利用回数（回）	3,709	3,363	3,696	4,173	3,866	6,502	7,988	
心障センター（人）	88	130	141	155	154	135	232	
他施設（人）	6	6	4	6	20	42	30	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	児童デイ	19,979	-	障害児通所支援 肢体不自由児通所医療	41,211 224	障害児通所支援 肢体不自由児通所医療

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	年間延べ利用回数	4,173	3,866	6,502	7,988	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

（状況）	議会 （要旨） 質問 状況	
------	------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	コミュニケーション支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	今井	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	コミュニケーション支援事業費（01-03-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	元年度	根拠	障害者総合支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区コミュニケーション支援事業実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	意思の疎通が困難な聴覚障がい者等に対し手話通訳者及び要約筆記者を派遣することで、日常生活の利便の向上と、社会参加の促進に寄与し福祉の増進を図る。また、視覚障がい者及び重複者へのコミュニケーション手段として、対面音訳者派遣事業を展開する。				
対象者等	手話・要約筆記者派遣：聴覚障がい者及び言語機能障がい1・2級の者（所得制限なし） 対面音訳者派遣：視覚障がい者				
内容	<p>【手話通訳者派遣】</p> <p>委託先 (福)荒川区社会福祉協議会（荒川社協） (福)東京聴覚障害者福祉事業協会東京手話通訳等派遣センター（通訳派遣センター）</p> <p>派遣回数 月10回まで（生命及び身体に関する場合はこの限りでない）</p> <p>利用方法 事前に荒川社協に登録し、必要とするときに荒川社協あて派遣を申請する。ただし、専門的な交渉等に限りに、通訳派遣センターに直接申し込むことができる。</p> <p>委託料等 荒川社協 1時間14分まで2,000円、以降1時間ごと1,500円（交通費含む） 通訳派遣センター ... 1時間14分まで4,200円、以降1時間ごと3,000円（交通費含む）</p> <p>【要約筆記者派遣】</p> <p>委託先 (福)東京聴覚障害者福祉事業協会</p> <p>派遣回数 月10回まで（生命及び身体に関する場合はこの限りでない）</p> <p>利用方法 通訳派遣センターに申し込む</p> <p>【対面音訳者派遣（平成22年6月から派遣開始）】</p> <p>派遣回数 月2回まで</p> <p>利用方法 事前に区に利用者登録をし、必要とするときに区に派遣申請する。 音訳者は、養成講座（基礎・応用各10回）を受講後、審査会を経て音訳者名簿に登録する。</p>				
経過	<p>平成12年 4月 手話通訳の報償基準を半日単位から1時間単位に見直した。</p> <p>平成12年 6月 社会福祉法の一部改正により、手話通訳派遣が、社会福祉法の対象事業となる。</p> <p>平成18年10月 障害者自立支援法の施行により、手話通訳派遣が地域生活支援事業の必須事業となる。</p> <p>平成19年度 都の手話通訳派遣事業廃止に伴い、都が契約していた通訳派遣センターと委託契約を締結。</p> <p>平成20年度 事業名変更（手話通訳派遣事業 コミュニケーション支援事業）、要約筆記派遣の開始。</p> <p>平成21年度 荒川社協の手話通訳者の単価等を変更。（通訳派遣センターと合わせるよう調整） 対面音訳者養成講座を実施（修了者9人）</p> <p>平成22年度 対面音訳者派遣開始</p> <p>平成25年度 障害者総合支援法の施行により、手話通訳派遣及び要約筆記者派遣が地域生活支援事業の必須事業となる。</p>				
必要性	日常生活の利便の向上と社会参加の促進に寄与し、福祉の増進を図るため、意思の疎通が困難な視覚・聴覚障がい者等に対し、手話通訳者等の派遣が必要である。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 手話通訳者・要約筆記者派遣 委託 対面音訳者派遣 直営				

	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	3,131	3,503	4,563	4,128	4,867	4,567	5,808	
決算額（25年度は見込み）	2,695	3,457	3,439	3,255	4,014	4,290	5,808	
人件費等	854	847	1,873	2,616	0	826		
減価償却費				872	0	323		
【事務分担量】（%）	10	10	30	30	0	10		
合計（+ +）	3,549	4,304	5,312	6,743	4,014	5,439	5,808	
国（特定財源）	848	1,292	1,230	1,046	1,133	1,123	1,559	
都（特定財源）	424	646	615	523	566	594	780	
その他（特定財源）								
一般財源	2,277	2,366	3,467	5,174	2,315	3,722	3,469	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
派遣回数（手話通訳）	643	713	755	669	777	801	975	
派遣時間数（手話通訳）	1,153	1,200	1,337	1,202	1,479	1,506	2,076	
派遣回数（要約筆記）	-	11	60	36	71	59	59	
派遣回数（対面音訳）	-	-	-	8	56	48	46	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	報償費	対面音訳派遣等謝礼	118	対面音訳派遣等謝礼	107	対面音訳派遣等謝礼	153
	役務費	対面音訳者保険料	6	対面音訳者保険料	6	対面音訳者保険料	6
	委託料	手話通訳	3,518	手話通訳	3,930	手話通訳	5,393
		要約筆記	462	要約筆記	247	要約筆記	256

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	実利用者数（手話通訳）	52人	55人	57人	60人	60人	-
	派遣回数（手話通訳）	669回	777回	801回	975回	-	-
	派遣回数（要約筆記）	36回	71回	59回	59回	-	-
	利用登録者数（対面音訳）	11人	20人	23人	26人	28人	22年6月から事業開始

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	障がい者の社会参加を促進するために重要な事業である。

議会議況（要旨）	21年四定 「視覚障がい者への対面音訳者の派遣について」
----------	------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	日常生活用具給付事業	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 荻原	課長名 内線	山形 2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	日常生活用具給付事業費（01-03-02）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	44 年度	根拠	荒川区重度心身障害者（児）及び難病患者等日常生活用具給付等要綱・同実施要領	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	在宅の心身障がい者（児）及び難病患者に対し、各種の日常生活用具を給付することにより、障がい者及び難病患者本人の生活を容易にし自立を高めるとともに、介護する者を支援する。				
対象者等	区内に居住する重度の心身障がい者（児）及び難病患者で、給付種目により対象者は異なる。				
内容	<p>【給付種目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児） ... 国基準6種目 <ul style="list-style-type: none"> 介護・訓練支援用具（10品目）...特殊寝台（基準額：162,800円）等 自立生活支援用具（17品目）...入浴補助用具（基準額：90,000円）等 在宅療養等支援用具（7品目）...ネプライザー（基準額：36,000円）等 情報・意思疎通支援用具（25品目）...ポ-タブ-ルコ-ダ-（基準額85,000円）等 排泄管理支援用具（5品目）...蓄便袋（基準額：8,858円）等 住宅改修費（1品目）...小規模住宅改修（基準額：200,000円） ・難病患者 ... 国基準（18品目） 動脈血中酸素飽和度測定器（基準額：157,500円）等 <p>【給付方法】 障がい者（児）等からの日常生活用具の申請に基づき、給付対象品目の給付を行う。用具の給付については業者に委託する。</p> <p>【利用者負担】 本人及び生計同一者の前年の所得税又は住民税額に基づき、利用者負担額を算定</p>				
経過	<p>昭和44年 事業開始（給付品目・対象者は、国・都の改正に合わせて随時修正）</p> <p>平成16年 4月 品目ごとに耐用年数導入</p> <p>平成18年 1月 利用者負担改定（非課税世帯0円 1,100円）</p> <p>平成18年10月 障害者自立支援法施行により、地域生活支援事業に位置付け、品目を整理 補装具より移行...歩行補助つえ、人工喉頭、点字器、ストマ用装具 補装具へ移行...重度障害者用意思伝達装置 ストマ用装具 ... 対象者190人、件数733件 影響額6,110,488円（H18実績）</p> <p>平成20年 4月 品目追加（視覚障害者用パソコン支援ソフト、パソコン入力支援用具）</p> <p>平成22年 4月 利用者負担改定（非課税世帯1,100円 0円）</p> <p>平成25年 4月 障害者自立支援法改正 難病患者の日常生活用具が障害者総合支援法の対象となる</p>				
必要性	障害者総合支援法第77条に規定する地域生活支援事業の必須事業であり、障がい者の在宅生活や自立した生活に重要であり、介護者の負担軽減にも寄与する。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【決定・支払】直営 【給付】業者委託				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	事項名	（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	29,760	28,597	26,417	26,519	28,763	31,309	31,442
	決算額（25年度は見込み）	25,796	25,124	26,100	26,513	25,561	31,074	31,442
	人件費等	1,281	3,388	1,222	2,180	2,541	1,652	
	減価償却費				726	933	645	
	【事務分担量】（%）	15	40	15	25	30	20	
	合計（+ +）	27,077	28,512	27,322	29,419	29,035	33,371	31,442
	国（特定財源）	10,192	9,039	9,449	8,417	7,407	8,076	8,442
	都（特定財源）	5,096	4,394	4,708	4,003	3,626	3,964	4,221
	その他（特定財源）							
	一般財源	11,789	15,079	13,165	16,999	18,002	21,331	18,779
実績の推移	給付件数・児童	82	75	59	67	43	52	53
	給付件数・成人	2,348	2,357	2,489	2,341	2,344	2,797	2,879
	給付件数・難病	1	5	2	4	2	4	2

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		扶助費	児童分（一般）	266	児童分（一般）	384	児童分（一般）
	成人分（一般）	6,132	成人分（一般）	7,317	成人分（一般）	7,675	
	児童分（ストマ）	386	児童分（ストマ）	509	児童分（ストマ）	452	
	成人分（ストマ）	18,700	成人分（ストマ）	22,669	成人分（ストマ）	22,936	
	難病	77	難病	195	難病	85	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	給付件数・児童分	67	43	52	53	-	-
	給付件数・成人分	2,341	2,344	2,797	2,879	-	-
	給付件数・難病分	4	2	4	2	-	-

(問題点・課題)	
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)
法定事業	

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

(状況)	
------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	移動支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	上野	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	移動支援事業費（01-03-03）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠	障害者総合支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区障害者（児）移動支援支給事業実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	障がい者及び障がい児が外出する際の移動を支援することにより、外出が困難な障がい者等の通院、通学、社会参加を促し、もって障がい者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳所持者（身体障がいについては、視覚障がい者及び1～3級の両上肢・両下肢機能障がい者等） ・自立支援医療（精神通院医療に限る）の対象となる者 ・区内の心身障がい学級、特別支援学級、学童クラブ、通所施設、特別支援学校等に在籍する障がい者等 ・その他区長が必要と認める者 H25.3月現在支給決定者数 434名（身体介護を伴う移動支援272名 身体介護を伴わない移動支援162名）				
内容	<p>【実施内容】 障害者総合支援法の地域生活支援事業として実施。</p> <p>【荒川区独自施策】 通学の為の移動支援、介護施設等への移動支援を認める。利用者負担無し。</p> <p>【利用方法】 申請 決定 受給者証交付 事業者と契約・利用（ただし、提供時間数を超過して利用した分については自己負担とする）</p> <p>支援費制度（平成18年9月まで）においては、身体介護が必要な利用者はホームヘルプ（身体介護を伴う移動支援）利用をしていた。</p>				
経過	昭和61年 4月	視覚障害者ガイドヘルプ事業開始			
	平成14年 10月	知的障害者ガイドヘルプ事業開始			
	平成15年 4月	支援費制度居宅介護事業に移行			
	平成18年 10月	障害者自立支援法地域生活支援事業に移行			
	平成23年 10月	法改正により、重度視覚障がい者の移動支援が同行援護に移行			
必要性	心身障がい者の自立と社会参加を促進し、介護世帯員の負担軽減を図り、在宅生活の継続を可能とするため必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【決定・支払】直営 【サービス提供】移動支援事業者72社・荒川区社会福祉協議会				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	57,737	128,005	170,032	225,107	340,191	249,865	231,958
	決算額（25年度は見込み）	93,621	128,005	170,032	210,855	241,945	229,242	231,958
	人件費等	2,927	1,271	1,915	1,116	4,235	2,690	
	減価償却費				1,162	1,555	1,484	
	【事務分担当】（%）	70	15	55	40	50	46	
	合計（+ +）	96,548	129,276	171,947	213,133	247,735	233,416	231,958
	国（特定財源）	34,468	40,903	61,080	59,145	61,476	54,053	58,468
	都（特定財源）	18,428	21,887	31,965	29,572	33,084	29,780	31,108
	その他（特定財源）					942	1,935	
	一般財源	43,652	66,486	78,902	124,416	152,233	147,648	142,382
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	移動支援利用時間数	44,463.0	56,712.0	72,649.5	85,104.0	93,173.0	78,319.0	80,151.2
	移動支援実利用者数	209	273	321	376	425	412	336

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	移動支援		241,945	移動支援	229,242	移動支援

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	移動支援提供時間数	85,104.0	93,173.0	78,319.0	80,151.2	80,151.2	-
	身体介護を伴う移動支援提供時間数	42,933.0	54,293.5	57,521.5	46,705.5	46,705.5	-
	身体介護を伴わない移動支援提供時間数	42,171.0	38,879.5	20,797.5	33,445.7	33,445.7	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	社会参加を促進するために重要な事業である。

状況（要）	
-------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	日中一時支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	新山	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	日中一時支援事業費（01-03-04）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠法令等	障害者総合支援法、地域生活支援事業実施要綱（国）、荒川区障がい者（児）日中一時支援事業運営要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	【タイムケア事業】障がい児者の特別支援学校等下校後等の活動場所を確保し、見守りや日常生活訓練を行うことにより、日中監護する者のいない障がい者等や日常的に介護する家族の休息を図る。 【地域活動支援事業】障がい者や障がい児に創作的活動や生産活動の機会の提供を行うとともに、社会との交流促進の支援を行う。				
対象者等	【タイムケア事業】荒川区内在住の身体及び愛の手帳所持者。日中監護する者のいない障がい者等や、介護者のレスパイト、放課後や夏休み等の長期休暇中の活動場所が必要な障がい児。 【地域活動支援事業】身体障がい者、知的障がい者（現在利用者1名）				
内容	<p>【タイムケア事業】</p> <p>実施内容：利用対象者を預かり、社会生活に適應するため交流・創作的活動等の指導等を行う 供給関係：本事業実施時間中は、ホームヘルプ等の居宅支援サービスを利用できない 利用者負担：なし 実施場所：おぐのあかり（特定非営利法人あふネット） 生活クラブスニーカー（社会福祉法人荒川のぞみの会） 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業所（平成25年5月1日現在1ヶ所）</p> <p>【地域活動支援事業】</p> <p>実施内容：身体障及び知的障がい者デイサービスの一部、日中活動の場として創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進を支援する事業所に地域活動支援費を支給する。 利用者負担：なし 実施主体：障害者総合支援法に規定する地域活動支援センター</p>				
経過	平成17年 8月 特定非営利活動法人あふネットより申し出 平成19年 4月 おぐのあかり事業開始 平成21年 4月 生活クラブスニーカー事業開始 平成26年 4月 生活クラブスニーカー定員拡大予定				
必要性	障害者総合支援法に規定する選択事業であり、障がいのある児童の活動場所の確保のため必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【利用者決定】直営 【サービス提供】特定非営利活動法人あふネット、社会福祉法人荒川のぞみの会 日中一時支援事業者、地域活動支援事業者				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	8,344	7,427	30,564	27,567	27,597	29,541	27,479
	決算額（25年度は見込み）	7,087	7,427	21,650	27,053	26,731	29,364	27,479
	人件費等	171	1,695	2,810	4,064	3,811	5,641	
	減価償却費				1,452	1,400	2,420	
	【事務分担量】（%）	2	20	45	50	45	75	
	合計（+ +）	7,258	9,122	24,460	32,569	31,942	37,425	27,479
	国（特定財源）	2,664	2,296	7,166	8,663	7,531	7,478	7,110
	都（特定財源）	1,332	1,148	3,583	4,331	1,883	3,739	3,555
	その他（特定財源）							
	一般財源	3,262	5,678	13,711	19,575	22,528	26,208	16,814
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	利用実人数（おぐのあかり）	14	14	20	20	18	20	20
	利用実人数（スニーカー）	-	-	28	39	43	43	43
	実利用者数（日中一時支援）	1	1	5	5	4	3	3
	実利用者数（地域活動支援）	1	2	1	1	0	1	1

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	おぐのあかり	6,566	おぐのあかり	6,497	おぐのあかり
	スニーカー	19,897	スニーカー	21,897	スニーカー	19,837	
扶助費	日中一時支援費	212	日中一時支援費	150	日中一時支援費	149	
	地域活動支援費	56	地域活動支援費	820	地域活動支援費	996	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	延利用者数（おぐのあかり）	2,309	1,928	2,013	2,312	-	-
	延利用者数（スニーカー）	1,880	1,835	2,621	3,120	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（実施 19 区 未実施 3 区）</p> <p>指定管理：中央区、江戸川区（委託有） 委託：港区、墨田区、品川区、目黒区（補助有）、大田区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区（登録形態有）、練馬区、足立区（補助有） 補助：新宿区（協定有）、世田谷区、北区 協定：台東区 事業者登録：文京区</p>

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	障がい児等の日中活動の場を確保するために必要である。

状況（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	訪問入浴サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	榎本	内線	4 1 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	訪問入浴サービス事業（01-03-05）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	60 年度	根拠	障害者総合支援法第77条	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区心身障害者入浴サービス事業要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	家庭において入浴困難な重度な心身障がい者に対し、入浴の機会を提供することにより、障がい者の健康の増進をはかり、もって心身障がい者福祉の向上に資することを目的とする。				
対象者等	下肢または体幹機能障がいに係わる障がい者が3級以上の身体障がい者および2度以上の知的障がい者で入浴することが困難な者。ただし、65歳以上及び40～64歳の特定疾患者については介護保険の対象とする。				
内容	入浴サービスは、巡回入浴車を派遣し、浴槽を居宅に搬入したうえでサービスを行う。ただし、利用者の状態で実施できない場合に限り、施設での入浴サービスを実施する。（看護師、介助員計3名で対応） 入浴サービスは、洗体、洗髪及び洗顔を行う。これらが実施できない場合は清拭で対応する。 入浴の実施回数は年間52回（原則週1回実施） 利用者負担は入浴サービスについては負担なし				
経過	昭和60年 4月 事業開始（実施回数年間16回） 昭和61年 4月 実施回数年18回に増 平成元年 4月 実施回数年24回に増 平成 4年 4月 支給対象拡大（身体下肢、体幹3級以上、知的2度以上） 実施回数年30回に増 平成 6年 4月 実施回数年36回に増 平成 8年 4月 感染症対策・理容サービス併用を追加する。 平成12年 4月 介護保険対象除外とし利用者負担導入する。 平成13年 4月 国・都の補助対象事業にするため荒川たんぼセンターに事業を移行する。 平成13年10月 あわせて施設入浴サービスを実施する。 平成18年 4月 実施回数年52回に増 平成19年 4月 障害者自立支援法による地域生活支援事業となる。利用負担額を無料とする。				
必要性	家庭で入浴困難な障がい者が、地域生活する上で、入浴は欠かせない基本的な要素である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指名一般競争入札による。 平成17年度からアースサポート株式会社。				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額の推移	予算額	6,156	5,822	5,577	4,984	6,120	6,603	6,660
	決算額（25年度は見込み）	3,345	3,794	3,974	4,594	5,859	5,683	6,660
	人件費等	854	1,694	1,222	872	847	826	
	減価償却費				291	311	323	
	【事務分担量】（%）	10	20	15	10	10	10	
	合計（+ +）	4,199	5,488	5,196	5,757	7,017	6,832	6,660
	国（特定財源）	1,368	1,356	1,451	1,431	1,654	1,489	1,788
	都（特定財源）	684	678	725	716	827	744	894
	その他（特定財源）							
	一般財源	2,147	3,454	3,020	3,610	4,536	4,599	3,978
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	訪問入浴実施回数	557	449	425	522	630	611	666
	登録人数	13	12	10	16	16	17	16

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	入浴サービス委託料	5,859	5,859	入浴サービス委託料	5,683	入浴サービス委託料

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	延べ入浴利用回数	522	630	611	666	666	-
	登録人数	16	16	17	16	16	-
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題分析)	
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議況(要旨)	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	手話講習会事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	今井	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	手話講習会事業費（01-03-06）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠	荒川区手話講習会運営要領	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話技術等の指導を行うことにより、手話奉仕活動に従事する者を養成し、もって聴覚障がい者の福祉の増進を図る。				
対象者等	区内在住又は区内を日常活動の場とする者で、聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する者。				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先 荒川区社会福祉協議会に委託し実施。 ・講師 聴覚障がい者団体及び手話サークルの協力を得て行っている。 ・受講者 区報等で公募する。 ・受講料 無料（ただしテキスト代は自己負担） ・講習内容 <ul style="list-style-type: none"> 初級コース（昼・夜） 30回（1回2時間） 定員各50名程度 中級コース（昼・夜） 30回（1回2時間） 定員各30名程度 上級コース（昼・夜） 30回（1回2時間） 定員各20名程度 手話通訳奉仕員養成コース（昼） 20回（1回2時間） 定員各20名程度 				
経過	<p>平成10年 4月 副読本を自己負担化。</p> <p>平成11年 4月 テキスト代自己負担化 回数増：上級手話講習会回数増（25回 30回）</p> <p>平成12年 4月 回数増：上級手話講習会回数増（30回 40回）（手話通訳者の育成を図る）</p> <p>平成16年 4月 手話通訳者の育成強化の為、講習コース設定及び内容を見直し、それぞれの講習目的を明確にした。</p> <p>平成20年 4月 手話通訳者の育成を促進するため手話講習会の種別、対象者を変更した。</p> <p>平成21年 4月 初級の謝礼単価を増額した。 （講師：6,000 11,500円、助手：3,000円 5,750円 中級と同額）</p> <p>平成24年 4月 養成コースを1クラスに統合した。</p>				
必要性	聴覚障がい者の福祉の増進を図るために、手話奉仕活動に従事する者を養成することが必要である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【委託先】荒川区社会福祉協議会				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	事 項 名	（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	3,875	4,261	4,997	5,050	5,020	4,636	4,632
	決算額（25年度は見込み）	3,767	4,227	4,996	5,007	4,982	4,588	4,632
	人件費等	427	424	81	436	0	0	
	減価償却費				145	0	0	
	【事務分担量】（%）	5	5	1	5	0	0	
	合計（+ +）	4,194	4,651	5,077	5,588	4,982	4,588	4,632
	国（特定財源）	1,941	1,486	1,825	1,560	1,404	1,202	1,243
	都（特定財源）	971	743	912	780	702	601	622
	その他（特定財源）							
	一般財源	1,282	2,422	2,340	3,248	2,876	2,785	2,767
実 績 の 推 移	初級受講者数（19年度以前は入門）	52	40	59	54	33	50	48
	中級受講者数（19年度以前は初級）	41	28	34	41	35	29	36
	上級受講者数（19年度前降は養成基礎）	34	18	22	23	23	27	26
	通訳養成受講者数 （19年度以前は養成応用）	15	8	8	8	5	3	5

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費・事務管理費	4,982	4,982	事業費・事務管理費	4,588	事業費・事務管理費

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	初級・中級コース修了者数	54	56	61	64	-	-
	上級・通訳養成コース修了者数	22	20	23	24	-	-
	手話通訳者登録数	1	1	1	2	-	-

（問題点・課題）	<p>受講生の応募が定員に満たない状況にあり、さらに受講生を増やし裾野を広げていくため、PR方法等について引き続き検討する必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	受講生を広く集めるためのPR方法等について、委託先の荒川区社会福祉協議会と協力して検討を加え、積極的に進める。受講の便宜を図るため、養成コースの開講時間を夜間に変更する。	受講生を広く集めるためのPR活動について、委託先の荒川区社会福祉協議会と協力し、積極的に進める。
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議事録（要旨）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	自動車運転免許取得・改造助成事業	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 中村	課長名 内線	山形 2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	自動車運転免許取得・改造助成事業費（01-03-07）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	56 年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区心身障害者自動車運転教習費助成事業実施要綱、荒川区身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱	
終期設定	有 無		法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	心身障がい者に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大を図るとともに、重度身体障がい者が運転する自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の社会復帰を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。				
対象者等	【運転免許助成】 身体障害者手帳3級以上の者及び愛の手帳4度以上（ただし、内部4級以上、下肢・体幹5級以上で歩行困難）の者で次の要件に該当する者。区内に3ヶ月以上居住する、運転免許試験の受験資格を有し、適性試験に合格、前年所得税額が40万円以下 【自動車改造費助成】 身体障害者手帳、上肢、下肢又は体幹機能障がい2級以上で、次の要件に該当する者。 ・18歳以上の区内在住者で、自ら所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある者。 ・本人又は扶養義務者等の前年所得が特別障害者手当所得基準以下の者。				
内容	【運転免許助成】 （対象経費） 入所料、技能・学科教習費及び教材費に相当する経費 （助成額） ・実際に要した経費の2/3と限度額を比較し、少ない方を助成 ・前年本人所得税額により限度額設定 所得税非課税 = 164,800円 所得税42,000円以下 = 144,200円 所得税42,001円以上400,000円以内 = 123,600円 ただし限定解除は 20,600円 限定解除 総重量等による限定を解除する場合。持ち込み車両の重量等の制限及び運転適性検査の際の制限の更新などにより免許証の限定を緩和する場合 【自動車改造費助成】 （対象経費） 自動車の操向装置及び駆動装置の改造に要する経費 （助成額） 助成限度133,900円（都基準額）（助成額と改造費用の差額は自己負担）				
経過	【運転免許助成】 平成14年6月 対象者に「愛の手帳4度以上の者（ただし、内部4級以上、下肢・体幹5級以上で歩行困難な者）」を追加した。				
必要性	心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大及び社会復帰の促進に寄与している。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 自動車運転免許の取得及び自動車改造に要する費用を助成する。				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	732	1,102	732	732	732	598	433
	決算額（25年度は見込み）	134	968	682	134	30	464	433
	人件費等	427	847	245	279	136	135	
	減価償却費				291	156	161	
	【事務分担量】（%）	5	10	10	10	5	5	
	合計（+ +）	561	1,815	927	704	322	760	433
	国（特定財源）	55	323	249	42	9	121	101
	都（特定財源）	27	161	125	21	4	61	51
	その他（特定財源）							
	一般財源	479	1,331	553	641	309		281
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	教習費助成（新規免許）	0	3	2	0	0	2	1
	教習費助成（限定解除）	0	0	0	0	0	0	0
	自動車改造費助成者数	1	4	3	1	1	1	2

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		扶助費	自動車運転教習費助成	0	自動車運転教習費助成	330	自動車運転教習費助成
	自動車改造費助成	30	自動車改造費助成	134	自動車改造費助成	268	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
	自動車運転教習助成者数	0人	0人	2人	1人	-	-
	自動車改造費助成者数	1人	1人	1人	2人	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
実施状況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>実施区：千代田・中央・港・新宿・文京・台東・墨田・江東・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・北・板橋・練馬・足立・葛飾・江戸川</p> <p>【自動車運転教習費助成】 旧都基準上乘せ実施 3区（目黒・渋谷・江戸川）</p> <p>【自動車改造費助成】 旧都基準上乘せ実施 3区（中央・目黒・江戸川）</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議（要旨）	（質問状）
--------	-------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障害福祉サービス利用者負担軽減事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	川上	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	障害福祉サービス利用者負担軽減費（01-04-01） 高額障害福祉サービス費（01-04-02）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18年度	根拠	障害者総合支援法、児童福祉法	
終期設定	有 無	21年度	法令等	利用者負担軽減事業運営要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	障害者総合支援法で定められている利用者負担金について減免策を講じ、障害福祉サービスの利用による家計への負担を軽減する。				
対象者等	障害者総合支援法及び児童福祉法に規定する給付費の受給者 区独自軽減については在宅サービス対象				
内容	<p>【利用者負担軽減】（区制度、課税世帯対象） 在宅サービス（居宅介護系サービス、同行援護、短期入所、デイサービス、通所施設、児童通所）の利用者負担割合を10%から3%とする。</p> <p>【通所施設食費軽減】（区制度） 通所施設における食費負担を区立施設については半額とする。また、区外施設については事業者に対し補助あるいは本人に対し精算払いとする。</p> <p>【月額上限額の半額化】（区制度、恒久的措置） 国制度において、所得割による上限額軽減の適用を受けない利用者の月額上限額を半額とする。</p> <p>【高額障害福祉サービス費】（国制度、課税世帯対象） 同一世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合等、利用者負担上限額の合算が基準額を超えた部分を、高額障害福祉サービス費として支給する。</p>				
経過	<p>平成18年 4月 軽減事業開始</p> <p>平成19年 4月 【国制度】利用者負担上限額が当初の1/4になる。</p> <p>平成20年 7月 【国制度】利用者負担上限額が当初の1/8になる。</p> <p>平成21年 7月 【国制度】所得判定の基準が世帯から本人となる。</p> <p>平成22年 4月 【国制度】低所得1・2の上限月額が無料となる。合わせて都制度が終了。</p> <p>平成24年 4月 障害者自立支援法等改正（補装具が高額サービス費の対象となる）、報酬改定、児童福祉法の改正に伴い児童通所を対象サービスに追加</p> <p>平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる</p>				
必要性	非課税世帯（低所得1・2）の利用者負担は無料となったが、課税世帯については、まだ軽減の効果がある。障がい者が重度で多くの福祉サービスを必要とする障がい者ほど、利用者負担が多額となってしまうため、充実した障害福祉サービスの利用のためにも必要性は高い。				
実施方法	<p>（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【資格決定】支給決定とあわせて審査し、決定する。</p> <p>【支払】事業所の代理請求・代理受領又は本人への精算払い。居宅介護系のみ国保連に支払委託。</p>				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	22,116	23,946	4,572	2,094	2,290	4,069	4,464
	決算額（25年度は見込み）	6,176	4,726	3,035	1,969	2,289	3,729	4,464
	人件費等	2,562	2,541	814	87	847	826	
	減価償却費				29	311	323	
	【事務分担量】（%）	30	30	10	1	10	10	
	合計（+ +）	8,738	7,267	3,849	2,085	3,447	4,878	4,464
	国（特定財源）						266	362
	都（特定財源）	488	361	312	0	0	133	181
	その他（特定財源）							
	一般財源	8,250	6,906	3,537	2,085	3,447	4,479	3,921
注の多い	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	利用者負担軽減対象者数	245名	159名	166名	186名	221名	242名	263名

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	利用者負担軽減	2,289	利用者負担軽減	3,729	利用者負担軽減
			高額障害福祉サービス	0	高額障害福祉サービス	725	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	利用者負担軽減対象者数	186	221	242	263	289	24年度から障がい児通所含む
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）

他区の実施状況

（実施 22 区 未実施 区）

各区独自の利用者負担軽減策として、食費軽減、利用者負担割合軽減、サービス間での利用負担の合算化、その他がある。

杉並区、練馬区、足立区は障害児通所給付に係る助成のみ

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	安定したサービス利用のため重要な事業である。

状況（要旨）

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	重度脳性麻痺者介護人派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	中村	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	重度脳性麻痺者介護人派遣事業費（01-05-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	60 年度	根拠	荒川区重度脳性麻痺者介護事業運営要綱	
終期設定	有 無		法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	重度の脳性麻痺者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行い、もって重度脳性麻痺者の福祉の増進を図ることを目的とする。				
対象者等	区内に居住する20歳以上の身体障害者手帳1級の重度脳性麻痺者で、単独で屋外活動をすることが困難な者。 総合支援法における障害福祉サービス（短期入所を除く）の支給決定又は介護保険制度における訪問介護・通所介護のサービスを受けている場合は利用不可。（ただし、平成15年3月31日現在本事業の継続利用者で区長がやむを得ないと認めるものに限り利用可）				
内容	【介護人】対象者の推薦による家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）に限定 【派遣回数】月12回以内 【単価】6,560円/回（自己負担なし） 【介護内容】外出介助等 【利用方法】申請 審査・認定 登録者名簿へ記載（年度更新） 介護券発行（毎月末に障がい者宛てに送付） 請求（翌月10日までに、介護人が介護券を添付して請求）・手当支払 東京都重度心身障害者手当（6万円/月）との併給可				
経過	昭和60年 全身性障害者介護人派遣事業と同一要綱で実施。（都単独事業） 平成9年10月 全身性障がい者についてホームヘルプ事業に組み入れられたことにより、単独要綱（区）として事業実施（都10/10補助事業） 平成15年4月 継続利用者を除き、支援費制度の短期入所以外のサービスとの併給禁止 平成16年7月 介護人を家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）に限定 介護保険制度における訪問介護・通所介護のサービスとの併給禁止				
必要性	重度の脳性麻痺者を介護し、生活圏の拡大を図るため必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	10,392	8,502	6,613	3,194	1,890	1,890	945	
決算額（25年度は見込み）	7,478	6,612	6,298	1,889	1,811	945	945	
人件費等	756	254	245	279	273	271		
減価償却費				291	311	323		
【事務分担当】（%）	16	13	10	10	10	10		
合計（+ +）	8,234	6,866	6,543	2,459	2,395	1,539	945	
国（特定財源）								
都（特定財源）	7,478	6,612	6,297	1,889	1,810	944	945	
その他（特定財源）								
一般財源	756	254	246	570	585	595	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	利用実人数	9	7	7	2	2	1	1

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	介護人謝礼	1,811	介護人謝礼	945	介護人謝礼

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	利用実人数	2	2	1	1	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題分析)	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区） 実施区：足立・葛飾・江戸川・北・台東・墨田・江東・板橋・豊島・文京・千代田・中央・練馬・中野・新宿・渋谷・港・杉並・世田谷・目黒・品川・大田 金額加算 2区（北・練馬） 回数増 1区（練馬） 年齢引き下げ 2区（豊島・江戸川）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議事録 (要旨)	
---------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	留守番看護師派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	沖山	内線	2690
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	留守番看護師派遣事業費（01-05-03）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	21 年度	根拠	荒川区重症心身障がい児者留守番看護師派遣事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	在宅で、医療的ケアの必要な重症心身障がい児者に対し、留守番看護師を派遣することにより、健康の保持と安定した地域生活の確保、及び介護者の負担軽減を図る。				
対象者等	区内の住所を有する者で、次のすべての要件を満たす者 18歳未満の時点で愛の手帳（1度又は2度）を取得した者 18歳未満の時点で身体障害者手帳（下肢機能障がい又は体幹機能障がいの1級～2級）を取得した者 これらと同等の障がいを有する者 医療行為（吸引・吸入・経管栄養・胃ろう・摘便等）を必要とする者 在宅で生活している者（通所者は含まない）				
内容	<p>【内 容】看護師が対象者の自宅を訪問して、医師の指示書に基づき、介護者に代わり看護及び医療行為を行う。</p> <p>【利用決定】申請書に基づき区で利用決定を行う。決定期間は1年間。</p> <p>【派遣回数】週1回（1～2人体制）</p> <p>【基本時間】1回あたり3時間以内（時間帯は午前9時～午後5時）</p> <p>【自己負担】無料</p> <p>【単価/回】[正看護師]26,600円 [准看護師]23,990円（介護保険を横引し正看護師の9割）</p> <p>【研修会】看護師のステップアップを図ることにより、本事業を安定的に実施するため、区内及び近隣区の訪問看護事業所を対象に研修会を実施。</p>				
経過	平成21年10月 留守番看護師派遣開始 平成22年 4月 留守番看護師派遣事業者意見交換会開催 平成23年 4月 派遣回数増（月2回 3回） 平成25年 4月 派遣回数増（月3回 週1回）				
必要性	短期入所ができる施設等が少ないこと等による主介護者の負担の軽減のため、必要性が高い。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 区内及び近隣区の訪問看護事業所と委託契約を交わし、利用決定者の自宅に留守番看護師を派遣する				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額			4,859	7,343	9,824	7,009	6,709
	決算額（25年度は見込み）			535	2,074	3,682	4,203	6,709
	人件費等			407	1,482	1,270	2,478	
	減価償却費				494	467	968	
	【事務分担量】（%）			5	17	15	30	
	合計（+ +）	0	0	942	4,050	5,419	7,649	6,709
	国（特定財源）							
	都（特定財源）			535	2,074	4,056	2,571	3,354
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	407	1,976	1,363	5,078	3,355
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	留守番看護師実利用者数			3	6	4	5	7
	留守番看護師派遣日数			18	52	84	94	133

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	研修会等	68	研修会等	65	研修会等
食糧費	お茶	2	お茶	2	お茶	2	
手数料	指示書・意見書	121	指示書・意見書	111	指示書・意見書	129	
委託料	留守番看護師	3,491	留守番看護師	4,025	留守番看護師	6,505	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	留守番看護師実利用者数	6	4	5	7	8	-
	留守番看護師派遣日数	52	84	94	133	190	-
	留守番看護師派遣人数	76	133	152	212	285	-

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・看護事業所と緊急時の対応などについてマニュアル等を作成していく必要がある。 ・居宅介護事業者や訪問介護支援員との連携を図り、重症心身障がい児者とその家族の、より安定した地域生活確保のため、研修会等を通し、事業についての理解を広める必要がある。
他区の実況	（実施区 未実施 22区）

問題点・課題の改善策	
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容
	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	緊急事態等の対応について、事業者連絡会等をとおして、マニュアルを作成して配付する。
	-
	居宅介護事業者や訪問介護支援員との連携を図り、重症心身障がい児者とその家族の、より安定した地域生活確保に配慮する。
	-
	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	重症心身障がい児者とその家族の安定した地域生活を確保するため重要な事業である。

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	補装具費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	荒井	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	補装具費支給事業（01-06-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	24年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区補装具の代理受領に係わる補装具業者の登録等に関する要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	身体障がい者（児）の失われた機能を補うため、その障がい部位に応じた補装具の交付又は修理を決定したときに、その費用を支給し、障がい者の福祉の増進に寄与する。				
対象者等	身体障害者手帳所持者、難病患者（障がいの部位により、交付対象は異なる）				
内容	<p>【補装具の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者 ... 盲人安全つえ、義眼、眼鏡 ・聴覚障がい者 ... 補聴器 ・肢体不自由者 ... 義肢、装具、車椅子、電動車椅子等 ・難病患者 ... 眼鏡、補聴器、リクライニング車椅子、電動車椅子、重度障害者用意思伝達装置 <p>【支給方法】 身体障がい者等からの申請に基づき、給付種目の給付にかかる費用を支給する。補装具の交付又は修理は業者が行う。本人の同意があった場合、業者による費用の代理請求・代理受領が可能。</p> <p>【利用者負担】 原則1割負担。世帯の課税状況、本人の収入状況により利用者負担上限額の設定あり。</p>				
経過	<p>昭和24年 事業開始</p> <p>平成15年 4月 自己負担金助成制度廃止</p> <p>平成18年 4月 利用者負担改定（非課税世帯0円 1,100円）</p> <p>平成18年10月 障害者自立支援法施行により、補装具費の支給制度に移行し品目整理を行った。 日常生活用具より移行...重度障害者用意思伝達装置 日常生活用具へ移行...歩行補助つえ、人工喉頭、点字器、ストマ用装具</p> <p>平成22年 4月 利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が無料となる）</p> <p>平成24年 4月 法改正により高額障害福祉サービスの合算対象となる</p> <p>平成25年 4月 法改正により難病患者を支給対象者に含める</p>				
必要性	障害者総合支援法に規定されており、障がいにより失われた機能を補うものとして補装具は必要であり、必要性は高い。				
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【決定・支払】直営</p> <p>【製作・修理】業者委託</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	33,545	35,737	39,764	35,995	37,955	44,532	42,948	
決算額（25年度は見込み）	33,545	30,868	39,262	35,200	37,164	44,221	42,948	
人件費等	1,281	2,965	1,222	872	678	1,652		
減価償却費				291	249	645		
【事務分担量】（%）	15	35	15	10	8	20		
合計（+ +）	34,826	33,833	40,484	36,363	38,091	46,518	42,948	
国（特定財源）	19,566	17,542	18,770	15,597	21,069	16,235	21,473	
都（特定財源）	9,783	8,771	9,386	7,799	10,535	8,118	10,736	
その他（特定財源）								
一般財源	5,477	7,520	12,328	12,967	6,487	22,165	10,739	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
交付件数	263	331	298	298	283	226	281	
修理件数	145	162	144	220	191	168	189	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	成人分	26,108	成人分	27,506	成人分	30,171
	児童分	11,056	児童分	16,715	児童分	12,777	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	補装具交付件数	298	283	226	281	301	-
	補装具修理件数	220	191	168	189	281	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の状況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	理美容サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	中村	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	理美容サービス事業費 (01-07-01)				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠	荒川区心身障害者理美容サービス事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	理容店、美容店で理容又は美容を受けることが困難な65歳未満の重度の心身障がい者に対し、理容師又は美容師を派遣して理容又は美容サービスを行うことにより、障がい者の保健福祉の向上を図り、もって福祉の増進に資することを目的としている。				
対象者等	区内在住で以下の手帳を所持し、寝たきりの65歳未満の者（所得制限なし） 身体障害者手帳1・2級（但し下肢・体幹にかかる障がい） 愛の手帳1・2度 ただし65歳未満で助成を決定した者については、65歳到達後も継続助成とする。				
内容	【利用方法】 対象者の認定は区が行い、その都度（福）荒川区社会福祉協議会に連絡する。 【実施内容】 社会福祉協議会は以下の基準（認定月）で対象者に理美容券を交付し、使用分を理美容組合に支払う。 <交付枚数> 年間6枚、ただし6月以降は2月に1枚の割合で減ずる。 【単 価】 4,850円 【自己負担】 理美容サービスを受けた者は料金の一部を業者に支払う。 （住民税が課税されている者 1,900円、住民税が非課税の者 950円）				
経過	平成11年4月 平成12年4月 平成13年4月	対象拡大：知的障がいに係る愛の手帳1・2度を持っている者を対象とした。 自己負担金導入 理容サービスに美容サービスを加えた。			
必要性	理美容店を訪れることが困難な、寝たきりの重度の心身障がい者が、その生活環境を、維持・向上させる上で必要である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） （福）荒川区社会福祉協議会に委託し実施				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額の推移	予算額	736	709	704	628	570	610	548
	決算額（25年度は見込み）	730	607	585	622	523	438	548
	人件費等	427	847	245	279	327	325	
	減価償却費				291	373	387	
	【事務分担当】（%）	5	10	10	10	12	12	
	合計（+ +）	1,157	1,454	830	1,192	1,223	1,150	548
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	1,157	1,454	830	1,192	1,223	1,150	548
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	理美容券支給者数	35	31	30	31	32	29	29
	利用回数	160	130	174	137	114	118	120

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費・事務費・管理費	523	523	事業費・事務費・管理費	438	事業費・事務費・管理費

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	理美容券支給者数	31人	32人	29人	29人	-	-
	利用枚数	137枚	114枚	118枚	120枚	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区） 実施区：足立・葛飾・江戸川・北・墨田・江東・台東・板橋・豊島・文京・千代田・中央・練馬・中野・新宿 渋谷・港・杉並・目黒・世田谷・品川・大田

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	寝具洗濯乾燥消毒事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	中村	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	寝具乾燥消毒事業（01-07-02）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	58 年度	根拠	荒川区心身障害者寝具洗濯乾燥消毒事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	寝たきり状態等にある65歳未満の重度心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行い、健康の保持を図る。				
対象者等	区内在住、65歳未満で身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度を所持し、常時寝たきり等で寝具の洗濯乾燥が困難な者。				
内容	<p>【実施方法】 利用者は区に対し申請する。区の審査・決定後、委託業者に対し委託通知書を送付する。委託業者が利用者宅から1回につき寝具1組（敷布団2枚、掛布団2枚、毛布1枚、枕1個を限度）を回収し、自己負担分の費用を徴収する。（生活保護世帯0%負担、その他10%負担）寝具の乾燥消毒等を行い、利用者宅へ返送する。</p> <p>【実施回数】 ・寝具乾燥消毒 … 年間11回 ・寝具水洗い … 年間1回</p>				
経過	昭和59年4月 平成4年4月 平成12年4月 平成17年4月	対象者拡大（身体障害者手帳2級所持者） 所得制限撤廃、丸洗いに替えて水洗いの実施 対象者の年齢制限、費用負担導入 自己負担割合3%の経過措置廃止			
必要性	寝たきり状態にある重度心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行うことにより、健康の保持を図るために必要である。				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 業者委託にて実施				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	440	329	304	247	214	203	206
	決算額（25年度は見込み）	215	221	221	123	155	142	206
	人件費等	549	1,271	245	279	354	352	
	減価償却費				291	404	420	
	【事務分担量】（%）	10	20	10	10	13	13	
	合計（+ +）	764	1,492	466	693	913	914	206
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	764	1,492	466	693	913	914	206
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	利用実人数	8	6	7	4	4	3	5
	乾燥実施回数	106	98	85	43	55	54	66
	水洗実施回数	7	6	6	3	4	3	5

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	寝具乾燥消毒	112	寝具乾燥消毒	110	寝具乾燥消毒
	寝具洗濯	43	寝具洗濯	32	寝具洗濯	57	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	登録者数	5人	5人	5人	5人	-	-
	実施回数（消毒乾燥）	43回	55回	54回	66回	-	-
	実施回数（水洗い）	3回	4回	3回	5回	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 19 区 未実施 3 区）</p> <p>実施区：千代田・中央・港・新宿・文京・台東・墨田・江東・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・北・板橋・葛飾・江戸川</p> <p>未実施区：足立・品川・練馬</p>

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

（状況）	
------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	配食サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	荻原	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	配食サービス事業費（01-07-03）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	7年度	根拠	荒川区障害者配食サービス事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	在宅の重度の障がい者に対し、栄養バランスの取れた食事を提供し、障がい者の健康を食事面から支える。また、配達員が訪問することにより孤立化を防止し、重度障がい者の地域社会での自立生活を支援する。				
対象者等	区内に住所を有し、65歳未満のひとり暮らしの障がい者、65歳未満の障がい者と65歳以上の高齢者のみの世帯又は65歳未満の障がい者のみの世帯であり、次の要件に該当する者。所得制限なし。 身体障害者手帳 上肢、体幹又は視覚障がい1～2級 栄養補給が十分ではない者				
内容	【回数】 週あたり1～7回 昼食のみ 【事務の流れ】 利用希望者より利用申請 区により審査・決定 配食業者に対し連絡 配食業者より決定者に対し配食				
経過	平成9年4月 対象拡大（65歳未満のひとり暮らし障がい者 障がい者と65歳以上の高齢者世帯、65歳未満の障がい者のみ世帯、ホームヘルパー派遣世帯） 回数増：週2回限度 週3回限度 平成12年4月 所得基準による自己負担額の区分を見直し、一律400円を徴収 平成13年4月 一部の地域を配食業者に委託 平成14年4月 全地域を配食業者に委託（自己負担金は直接業者に支払） 平成16年4月 自己負担一律400円を廃止し、区が1食あたり350円を負担することとする 事業者は1食あたり750～950円の範囲で事業者により自己負担金額は異なる 回数増：週3回限度 週5回限度 平成18年4月 事業者は1食あたり750～1,000円の範囲で事業者により自己負担金額は異なる 回数増：週5回限度 週7回限度 平成25年4月 見守り料350円 250円（高齢者福祉課分の回数上限撤廃による規模増のため）				
必要性	自ら調理することが困難な重度の障がい者の地域社会における自立生活を支える。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【委託業務名】 障害者配食見守りサービス事業業務委託 【委託業務先】 (有)北畔、食事処しむら（H23.6終了）、(株)NRE大増、(株)ニアイクワイト、タイエイ(株)（H25.3終了）、合同会社花よりだんご				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	361	491	535	406	553	501	563	
決算額（25年度は見込み）	439	382	364	406	481	477	563	
人件費等	427	1,271	81	436	847	826		
減価償却費				145	311	323		
【事務分担量】（%）	5	15	1	5	5	10		
合計（+ +）	866	1,653	445	987	1,639	1,626	563	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	866	1,653	445	987	1,639	1,626	563	
実績推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	実利用者数	11	11	9	10	9	9	9
	食数	1,257	1,090	1,041	1,159	1,375	1,362	1,606

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	業者委託（単価契約）	481	481	業者委託（単価契約）	477	業者委託（単価契約）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
実利用者数		10人	9人	9人	9人	-	-
食数		1,159食	1,375食	1,362食	1,606食	-	-
-		-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（実施 18 区 未実施 4 区）</p> <p>実施：千代田（高齢者、障害者）、港（高齢者、障害者）、世田谷（高齢者、障害者）、太田（高齢者、障害者）、渋谷（高齢者、障害者）、豊島（高齢者等）、板橋（高齢者、障害者）、葛飾（高齢者）、江戸川（高齢者等）、足立（高齢者等）、台東（高齢者、障害者）、文京（高齢者）、中央（高齢者）、江東（高齢者）、新宿（高齢者）、品川（高齢者）、練馬（高齢者）、杉並（高齢者）</p>

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議決要旨	15年一定 「委託事業者及び調理方法等について」
--------	--------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	福祉電話事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	中村	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	福祉電話事業費（01-07-04）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	57 年度	根拠	荒川区重度身体障害者(児)日常生活用具給付等要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区重度身体障害者(児)家庭電話等利用助成実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	聴覚障がい者又は外出困難な重度身体障がい者が利用する電話の基本料金等を助成することにより、電話等の利用を容易にするとともに、料金の負担を軽減する。				
対象者等	区内在住の生活保護又は前年分所得税非課税世帯で、身体障害者手帳1～2級を有する18歳以上65歳未満の聴覚障がい者又は外出困難な者を有する世帯。				
内容	<p>【実施方法】</p> <p>(1)自己所有の電話機 利用者は区に申請する。 区は決定後、助成対象者の電話料金を調査する。 (年1回利用者からN T Tから届いた請求書の写しを確認。) 助成限度内の料金を、助成対象者に助成する。</p> <p>(2)貸与の電話機 利用者は区に申請する。 区は決定後、区長名義の電話機を貸与し、電話料金は公共料金として区で全額支払う。 助成限度額を超える料金について、区は3ヶ月毎に、利用者に請求する。</p> <p>【助成限度額（基本料）】（1月あたり）</p> <p>回線使用料 1,700円 配線使用料 60円 機器使用料 230円 付加使用料 シルバーホン100円、フラッシュベル100円 及び上記にかかる消費税5%を含む。（通話料は自己負担となる）</p>				
経過	昭和57年 4月 事業開始（回線、配線、機器、付加使用料、通話料助成） 平成14年 4月 通話料助成廃止				
必要性	外出困難な重度身体障がい者にとって、外部との交流を図ることは困難である。福祉電話を助成することにより、容易に外部との交流が図れかつその機会が増えることは、障がい者にとって必要性が高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	2,088	1,301	1,312	1,252	1,036	990	908
	決算額（25年度は見込み）	1,132	1,107	998	905	883	833	908
	人件費等	915	912	367	419	545	542	
	減価償却費				436	622	645	
	【事務分担当】（%）	25	25	15	15	20	20	
	合計（+ +）	2,047	2,019	1,365	1,760	2,050	2,020	908
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	59	58	40	80	76	30	68
	一般財源	1,988	1,961	1,325	1,680	1,974	1,990	840
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	電話助成世帯数（貸与）	14	14	13	12	11	11	7
	電話助成世帯数（自己所有）	34	34	32	28	29	27	27

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）		
		主な事項		主な事項		主な事項		
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）			
12	12 役務費	貸与分	348	貸与分	257	貸与分	322	
	19	19 負担金補助及び交付金	自己所有分	535	自己所有分	576	自己所有分	586

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	助成世帯数（貸与）	12世帯	12世帯	11世帯	7世帯	-	各年度末世帯数
	助成世帯数（自己所有）	28世帯	27世帯	27世帯	27世帯	-	各年度末世帯数
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 18 区 未実施 4 区）</p> <p>実施区：足立・北・台東・江東・板橋・豊島・文京・千代田・中央・練馬・中野・新宿・渋谷・目黒・品川・大田・世田谷・杉並</p> <p>実施区については、貸与及び自己所有の基本料助成から、設置料のみの助成まで多様である。</p> <p>未実施：港区・葛飾区・墨田区・江戸川区</p>

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	緊急通報システム事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	新山	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	緊急通報システム事業費（01-07-05）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	3 年度	根拠	荒川区重度身体障害者緊急通報システム事業運営要綱、同民間緊急通報システム事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	ひとり暮らし等の重度身体障がい者が家庭内で病気、事故等の緊急事態に陥った場合に、緊急通報システムを用いて消防庁、民間受信センター等の関係機関に通報し、速やかに援助を行うことで、重度身体障がい者の生活の安全の確保及び福祉の増進を図る。				
対象者等	18歳以上のひとり暮らし等の重度身体障がい者（身体障害者手帳1・2級）				
内容	ひとり暮らし等の重度身体障がい者に緊急通報機器を貸与する。緊急通報システムの方式には、消防庁直通方式と民間事業者方式がある。				
	<p>消防庁直通方式</p> <p>【実施内容】 消防庁が利用者及び協力員（原則3名）に安否確認をし、利用者宅へ救助に向かう</p> <p>【利用方法】 利用者が区へ申請 区が決定 区から消防庁に登録申請 消防庁が決定 区が設置先名簿を事業者へ送付 区が消防署長へ設置計画書を提出 事業者が設置工事</p> <p>【利用者負担】 新規取り付け時に機器の買い取り価格を上限として算出（課税状況、課税額による。ただし、被生活保護世帯及び非課税世帯の方は無料）</p> <p>【協力員への謝礼】 毎年1月1日の時点での継続活動期間が、 6月以上の協力員：年間6,000円相当のお買物券を支給 6月未満の協力員：年間3,000円相当のお買物券を支給</p> <p>民間事業者方式</p> <p>【実施内容】 民間事業者が利用者に安否確認をし、専門の警備員及び消防署に救助を依頼する</p> <p>【利用方法】 利用者が区へ申請 区が決定 事業者が消防庁に登録申請 消防庁が決定 事業者が利用者と利用契約締結 事業者が利用者宅に機器設置</p> <p>【利用者負担】 毎月のレンタル料の3%（ただし、被生活保護世帯及び非課税世帯の方は無料）</p>				
経過	<p>平成 3年 4月 事業開始</p> <p>平成13年 4月 協力員活動費1,000円（現金）/月 500円（区内共通お買物券）/月へ変更</p> <p>平成18年 4月 緊急通報システム新規設置者自己負担金導入</p> <p>平成20年 4月 火災安全システム導入</p> <p>平成22年 4月 民間事業者方式を導入</p> <p>平成26年 3月 直通方式から民間方式への移行完了予定</p>				
必要性	ひとり暮らし等の重度身体障がい者の生活の安全を確保する上で必要である。				
実施方法	<p>（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【委託業務名（委託先）】 緊急通報システム委託（消防方式）（岩通販売株式会社） 緊急通報システム委託（民間方式）（上陽テクノ株式会社 足立営業所）</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	863	866	737	640	581	577	482	
決算額（25年度は見込み）	687	563	606	588	546	488	482	
人件費等	512	0	570	1,744	1,694	826		
減価償却費				581	622	323		
【事務分担量】（%）	6	0	7	20	20	10		
合計（+ +）	1,199	563	1,176	2,913	2,862	1,637	482	
国（特定財源）								
都（特定財源）	139	139	89	153	81	130	86	
その他（特定財源）						1		
一般財源	1,060	424	1,087	2,760	2,781	1,506	396	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	利用者数（消防方式）	19	19	18	15	13	9	4
	利用者数（民間方式）	-	-	-	4	9	14	18

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	緊急通報協力員謝礼	60		緊急通報協力員謝礼	18	緊急通報協力員謝礼
委託料	委託（消防方式）	341		委託（消防方式）	224	委託（消防方式）	110
	委託（民間方式）	145		委託（民間方式）	246	委託（民間方式）	372

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	利用者数（消防方式）	15	13	9	4	0	-
	利用者数（民間方式）	4	9	14	18	18	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> 消防庁直通方式の利用者について、平成25年度末までに民間事業者方式に移行する必要がある。
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>消防方式：文京区、台東区、江東区、品川区、目黒区、杉並区、豊島区、足立区 民間方式：千代田区、港区、墨田区、世田谷区、板橋区、葛飾区 消防及び民間方式：中央区、新宿区、大田区、渋谷区、中野区、北区、練馬区、江戸川区</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	利用者に民間事業者方式の周知を行い、機器更新時にスムーズに移行できるよう支援する。	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

（状況）	
------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障がい者紙おむつ購入助成事業	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 中村	課長名 内線	山形 2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	障害者紙おむつ購入助成事業（01-07-06）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	2 年度	根拠	荒川区重度心身障害者（児）紙おむつ購入費助成事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	重度の心身障がい者（児）に対し紙おむつの購入費の一部を助成することにより、介護者の労力及び経済的負担を軽減し、もって福祉の向上に資することを目的とする。				
対象者等	区内在住、3歳以上65歳未満で身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度を有し、おむつを必要とする者。ただし65歳未満で助成を決定した者については、65歳到達後も継続助成とする。所得制限なし。日常生活用具のおむつ受給者および生保受給者は対象外となる。				
内容	<p>受給者は原則として「紙おむつ購入券」の利用となるが、以下の場合「おむつ代助成」を利用できる。</p> <p>入院により病院指定の紙おむつを使用しなければならない者 「紙おむつ購入券」で購入することのできるおむつ以外の特殊なおむつを必要とする者</p> <p>【紙おむつ購入券】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区は「紙おむつ購入券」を交付する。利用者は各自紙おむつを選択し、購入券の利用できる介護用品店又は区内の薬局で購入券と引き替え、区は購入券に基づき業者に支払う。 ・限度額を月額10,000円とする。ただし利用者は1割を業者に支払う。 <p>【おむつ代助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入した領収書に基づき助成する。 ・限度額は月額10,000円。但し1割を自己負担とすることから実際の助成金限度額は9,000円となる。 				
経過	平成4年4月	所得制限撤廃（心身障害者福祉手当の所得制限を設けていた）			
	平成12年4月	現物支給について支給方法を1事業者一括購入から、購入券発行に基づく薬局又は介護用品店での引き替えとし、助成限度額を現物・現金ともに10,000円とし、1割の自己負担を導入（ただし、経過措置として平成16年度まで自己負担3%）			
	平成14年4月	業者等の要望に応え仕分けがしやすいように、担当課及び自己負担割合ごとに色違いの購入券を交付			
	平成15年4月	65歳到達者の高齢者保健福祉課への移行を行わず、障害者福祉課にて継続			
	平成17年4月	自己負担割合3%の経過措置廃止			
必要性	おむつを常時使用していることは、経済的負担が大きく、また介護者の労力も大きい。購入費の一部を助成することによりそれぞれの負担を軽減し福祉の向上を図るために必要である。				
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【直営分】 おむつ代助成について、常勤職員が審査・支払 【一部委託分】 委託先 荒川薬業協同組合（62事業者） 荒川区介護福祉サービス事業者組合（10事業者）</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	15,746	17,259	16,592	16,746	18,520	17,999	20,869	
決算額（25年度は見込み）	14,971	15,055	15,666	16,746	18,047	17,786	20,869	
人件費等	1,098	1,694	367	1,605	1,392	1,781		
減価償却費				930	933	1,129		
【事務分担当】（%）	20	30	15	32	30	35		
合計（+ +）	16,069	16,749	16,033	19,281	20,372	20,696	20,869	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	16,069	16,749	16,033	19,281	20,372	20,696	20,869	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
おむつ購入券使用枚数	6,728	6,948	6,987	7,597	8,260	8,102	9,760	
おむつ購入券対象者延数	1,776	1,872	1,432	1,944	2,154	2,106	2,412	
おむつ代助成対象者延件数	356	304	359	361	368	380	382	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	おむつ購入券	14,868	おむつ購入券	14,584	おむつ購入券	17,568
	おむつ代助成	3,179	おむつ代助成	3,202	おむつ代助成	3,301	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	購入券対象者数	177人	186人	199人	182人	-	-
	おむつ代助成対象者数	40人	42人	44人	35人	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の状況	（実施 21 区 未実施 1 区） 現物給付 19区 現金助成 14区 購入券等給付 2区

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	住宅設備改善給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	荻原	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	住宅設備改善給付事業費（01-07-07）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	60 年度	根拠	荒川区重度身体障害者（児）住宅設備改善給付事業実施要綱・同要領	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	在宅の重度身体障がい者（児）に対し、その居住する家屋の浴場等の住宅設備の改善に要する費用を給付し、障がい者の自立を高め、介護者を支援する。				
対象者等	区内に居住する重度の身体障がい者（児）で、給付種目により対象は異なる。介護保険対象者は介護保険対象外の種目のみが対象となる。				
内容	<p>【給付種目及び基準額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中規模住宅改修 基準額 641,000円 ・屋内移動設備（機器本体） 基準額 979,000円 ・屋内移動設備（設置費） 基準額 353,000円 ・階段昇降機（直線） 基準額 700,000円 ・階段昇降機（曲線） 基準額 1,483,000円 <p>【給付方法】 障がい者（児）等からの住宅設備改善の申請に基づき、調査による審査を行い、給付対象種目の給付を行う。住宅の改修については業者に委託する。</p> <p>【利用者負担】 本人及び生計同一者の前年の所得税又は住民税額に基づき、利用者負担額を算定</p>				
経過	<p>昭和60年 事業開始</p> <p>平成14年 4月 浴場・便所・玄関・台所・居室の改修を、中規模改修として一本化</p> <p>平成17年 4月 高齢者施策としての「階段昇降機」の廃止に伴い、65歳以上の障がい者に対しての階段昇降機を対象化</p> <p>平成18年10月 自立支援法に伴い小規模改修（20万円以下）が日常生活用具給付事業へ移行</p> <p>平成22年 4月 利用者負担改定（非課税世帯1,100円 0円）</p>				
必要性	障がい者（児）の在宅生活に必要な不可欠な住宅改修であり、障がい者本人の自立や介護者の負担軽減に寄与している。				
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【決定・支払】直営</p> <p>【住宅改修】業者委託</p>				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	10,847	6,334	3,040	8,059	5,627	6,464	5,561
	決算額（25年度は見込み）	1,840	4,895	3,040	8,059	5,000	3,799	5,561
	人件費等	427	1,694	244	436	423	413	
	減価償却費				145	156	161	
	【事務分担量】（%）	5	20	3	5	5	5	
	合計（+ +）	2,267	6,589	3,284	8,640	5,579	4,373	5,561
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	0	640	665	0	0	0	0
	その他（特定財源）							
	一般財源	2,267	5,949	2,619	8,640	5,579	4,373	5,561
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	中規模改修	2	2	0	2	3	2	2
	階段昇降機（曲線）	0	2	1	1	2	1	1
	階段昇降機（直線）	1	1	1	4	0	0	2
	屋内移動設備	0	0	2	5	2	2	3

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	中規模改修	1,388	中規模改修	1,279	中規模改修	1,102
	階段昇降機（直線）	0	階段昇降機（直線）	0	階段昇降機（直線）	1,327	
	階段昇降機（曲線）	2,872	階段昇降機（曲線）	1,481	階段昇降機（曲線）	1,498	
	屋内移動設備	740	屋内移動設備	1,039	屋内移動設備	1,634	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	給付件数・児童分	0	0	0	0	-	-
	給付件数・成人分	12	7	5	8	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実 状況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	盲ろう者生活支援推進事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	横井	内線	2686
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	盲ろう者生活支援推進事業費（01-07-08）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	23 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	視覚障がいと聴覚障がい重複し、コミュニケーションをとることが難しい盲ろう者に対し、盲ろう者の安定した日常生活を確保するとともに、積極的に社会参加をすることができるように整備する。				
対象者等	区内在住の視覚障がいと聴覚障がいの重複している盲ろう者 18名				
内容	<p>【当事者への情報提供体制の整備】 東京都盲ろう者支援センターと連携し、センターの実施する通訳介助者派遣や相談、訓練等の福祉サービス情報を、利用者へ届けることができる体制を整備する。</p> <p>【研修会】 安心して地域の福祉サービスを利用できるように、介護従事者向けの研修会を実施する。（年2回予定）</p>				
経過	平成22年10月 盲ろう者の訪問調査を実施 平成23年 4月 事業本格実施（平成23年度は、盲ろう者理解のための講演会、介護従事者向け研修会、盲ろう者や他の障がい者との交流会を実施。）				
必要性	盲ろう者が安心して地域で生活を過ごし、社会参加の機会をつくるために必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額				0	1,001	142	154
	決算額（25年度は見込み）				0	660	137	154
	人件費等				610	2,117	2,065	
	減価償却費				203	778	807	
	【事務分担当】（%）				7	25	25	
	合計（+ +）	0	0	0	813	3,555	3,009	154
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	813	3,555	3,009	154
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	講師等謝礼	234	講師等謝礼	110	講師等謝礼
賄費	交流会	185					
一般需用費	事務消耗品等	155	事務消耗品等	27	事務消耗品等	30	
委託料	通訳者等	53					
使用料	会場使用料	33					

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	研修会参加者数	-	34	42	55	60	-
	交流会参加者数	-	80	-	-	-	-
	講演会参加者数	-	250	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	コミュニケーションの困難により、福祉サービス等の情報が本人のもとに届かず、孤立しがちである。
他区の実況	（ 実施 0 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	盲ろう者の定期的な訪問支援を実施し、閉じこもりがちな盲ろう者の支援をする。	盲ろう者の定期的な訪問支援を実施し、閉じこもりがちな盲ろう者の支援をする。
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	盲ろう者の日常生活を支援する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	福祉タクシー事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	新山	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	福祉タクシー事業（01-08-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	56 年度	根拠	荒川区福祉タクシー利用券交付事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区リフト付自動車利用助成事業実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	<p>【福祉タクシー券】日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、福祉タクシー券を支給する。</p> <p>【リフト付タクシー】通常のタクシー利用が困難な心身障がい者（児）に対し、リフト付自動車の利用料金の一部を助成し、生活圏の拡大及び社会参加の促進を図る。</p>				
対象者等	<p>【福祉タクシー券】区内在住で ~ に該当する手帳所持者（）内は平成25年5月1日の決定者数2,724人 下肢・体幹機能障がい1～3級（1,179人） 視覚障がい1・2級（221人） 内部障がい1～3級（1,203人） 上肢機能障がい1級（12人） 愛の手帳1・2度（109人） 施設・特養等入所者は除く 所得制限あり（扶養家族0人の場合、本人所得3,604,000円以下）</p> <p>【リフト付タクシー】 下肢又は体幹機能障がい1・2級の電動車椅子利用者又は愛の手帳も所持する車椅子利用者 身体又は愛の手帳を所持し、ストレッチャーで移動する者 平成24年度登録者数37人</p>				
内容	<p>【福祉タクシー券】 申請月に応じて1ヵ月毎に1冊3,400円分の福祉タクシー券を交付する。 （例：申請月が4月の場合、3,400円分×12ヵ月＝40,800円分） 利用者は、区が委託契約を締結している事業者の中から利用する事業者を任意に選択し、利用する際は手帳を提示したうえで、タクシー券により支払う。 乗車地域は23区内 区は事業者に対し、使用済みタクシー券の額面表示額及び事務手数料（3%）を支払う。</p> <p>【リフト付タクシー】 あらかじめ区に登録申請し、利用認定を受けた者にリフト付自動車利用助成券を交付する。 利用者は、区が委託契約を締結している事業者の中から利用する事業者を任意に選択し、直接事業者に予約をして利用する。その際、利用助成券を事業者へ渡すとともに通常の中型タクシー料金を支払う。 乗降車区域は23区内及び三鷹市、武蔵野市内（走行距離上限105kmまで） 区は事業者に対し、利用助成券に基づき、総額から利用者負担を除いた助成金を支払う。</p>				
経過	<p>昭和57年 4月 タクシー券の支給対象者拡大（内部障がい者1級、知的障がい者2度以上）</p> <p>平成 4年 4月 リフト付タクシー運行事業開始</p> <p>平成 5年 4月 タクシー券の金額変更（年最高36,000円 41,000円）</p> <p>平成 6年 4月 タクシー券の支給対象者拡大（上肢機能障がい者1級）</p> <p>平成10年 4月 タクシー券に所得制限（心身障害者福祉手当基準）導入</p> <p>平成16年 4月 リフト付タクシー事業を、年間借上方式から利用実績に応じた助成方式へ変更</p> <p>平成11年 4月 タクシー券の金額変更（年最高額40,800円）乗降車区域を23区内とする 事務手数料を8%とする（平成12年：5%、平成13年～：3%）</p> <p>平成14年 4月 偽造防止タクシー券を発行（16年度には氏名記載と手帳提示を義務化）</p> <p>平成18年 4月 牽制効果があったため、券への氏名記載をなくす</p> <p>平成21年 4月 不正防止策として全券面にカナ氏名と交付番号を印字</p> <p>平成22年 4月 肝臓機能障がい者が交付対象となる</p> <p>平成24年 4月 タクシー券の交付内容変更（1ヵ月毎に3,400円分のタクシー券を交付）</p> <p>平成25年 4月 タクシー券表紙にカナ氏名、券面に交付番号印字に仕様変更</p>				
必要性	障がい者の生活圏の拡大、社会参加の推進を図る手段として、柔軟な対応が可能なタクシー等による移動は必要不可欠であり、本事業は必須である。				
実施方法	<p>（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【福祉タクシー券】 委託先：東京都個人タクシー協同組合 他146社（うち区内14社、車椅子対応54社）</p> <p>【リフト付タクシー】 委託先：日立自動車 三陽自動車 ケアタクシーさくら 介護タクシーあずま エム介護タクシー</p>				

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	104,397	105,330	104,630	107,038	106,174	106,927	108,729
	決算額（25年度は見込み）	99,865	103,271	101,755	101,627	103,864	105,262	108,729
	人件費等	2,866	4,967	6,231	9,226	5,899	5,492	
	減価償却費				4,358	2,799	2,904	
	【事務分担当】（％）	110	90	125	150	90	90	
	合計（＋＋）	102,731	108,238	107,986	115,211	112,562	113,658	108,729
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	1,231	1,424	1,087	793	2,130	2,038	2,195
	その他（特定財源）							
一般財源	101,500	106,814	106,899	114,418	110,432	111,620	106,534	

実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	交付人数（タクシー券）	2,841	2,865	2,874	2,896	2,976	3,045	3,064
利用者数（リフト付）		15	15	17	22	23	23	

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
一般需用費	タクシー券印刷製本		1,746	タクシー券印刷製本	1,821	タクシー券印刷製本	2,043
	その他		44	その他	44	その他	53
役務費	郵送料		1,288	郵送料	1,470	郵送料	1,650
	申請書封入委託		38	申請書封入委託	38	申請書封入委託	39
委託料	タクシー券封入委託		34	タクシー券封入委託	34	タクシー券封入委託	37
	タクシー業務委託		96,284	タクシー業務委託	97,893	タクシー業務委託	100,517
	リフト付自動車助成		4,430	リフト付自動車助成	3,962	リフト付自動車助成	4,390

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
標	交付人数（タクシー券）	2,896	2,976	3,045	3,064	3,104	-
	利用者数（リフト付）	17	22	23	23	23	-

（問題点・課題）	平成25年4月現在で契約しているタクシー会社は147社であり、年々増加している。そのため、契約事務や支払事務などが複雑化している。
実施状況	（実施 21 区 未実施 1 区） ・葛飾区 手当（外出支援分）として、月額2,500円を支給

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
業務の効率化について検討する。	業務の効率化について検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

（状況）	
------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	コミュニティバス障がい者利用負担助成	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	中村	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	コミュニティバス障害者利用負担軽減費（01-08-02）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	17 年度	根拠	荒川区コミュニティバス障害者運賃補助要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	荒川区内を運行するコミュニティバスの運賃を身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者については無料とし、障がい者の交通移動手段の確保及びバス利用の促進を図り、もって障がい者福祉の向上に寄与することを目的とする。				
対象者等	障がい者手帳所持者（区民以外も可）でコミュニティバス利用者				
内容	<p>【運賃免除方法】 コミュニティバス乗車時に運転手に対し障がい者手帳を提示し、運賃免除を受ける。 平成20年10月からは、コミュニティバス専用パス提示による運賃免除を導入。</p> <p>【補助方法】 コミュニティバス運行事業者（京成バス）からの実績報告に基づく運賃免除実績人数により、通常運賃のから民営バス割引額を差し引いた本人負担額を、運行事業者に対し補助金額として支払う。</p> <p>【民営バス運賃割引】 身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の単独利用 ... 5割免除 第1種身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の介護者同伴 ... 5割免除 「心身障害者民営バス乗車割引証」が必要 精神障害者保健福祉手帳所持者の単独利用 ... 5割免除</p> <p>【精神障がい者の取扱経過】 コミュニティバス運行開始時においては、精神障がい者については民営バス運賃割引が適用されなかったため、全額区が負担していた。その後、平成18年10月から手帳が写真付（更新の際に順次切り替え）となり、写真付手帳所持者については運賃割引適用となった。精神障害者保健福祉手帳が2年間の有期手帳であるため、所持者全員が写真付手帳となる平成20年10月から、民営バス運賃割引適用後の5割について区が負担することとなった。</p>				
経過	平成17年 4月20日 バス運行開始 平成20年10月 コミュニティバス専用パスの運用開始 精神障害者保健福祉手帳所持者が対象となり、全障がい者が運賃免除の対象となる 南千住ルート運行開始 平成24年11月 町屋ルート運行開始				
必要性	荒川区内を運行するコミュニティバスは障がい者に配慮された車両を導入し、障がい者の使いやすい交通手段として利用されている。障がい者の交通手段を確保するため、運賃免除が必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【補助支払】 四半期毎実績払い				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	1,266	1,908	1,857	2,379	3,173	4,857	7,108
	決算額（25年度は見込み）	1,241	1,515	1,720	2,346	3,173	4,667	7,108
	人件費等	427	2,118	122	279	273	271	
	減価償却費				291	311	323	
	【事務分担量】（%）	5	25	5	10	10	10	
	合計（+ +）	1,668	3,633	1,842	2,916	3,757	5,261	7,108
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	1,668	3,633	1,842	2,916	3,757	5,261	7,108
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	補助件数（延べ人数）	14,321	17,146	21,583	29,364	39,679	58,362	74,089
	パス発行件数		286	82	41	289	56	70

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	さくら	2,215	さくら	2,825	運賃補助	5,925
	汐入さくら	951	汐入さくら	1,475	町屋さくら	1,183	
	乗り継ぎ	7	町屋さくら	364			
			乗り継ぎ	3			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	補助件数（延べ人数）	29,364	39,679	58,362	74,089	-	-
	専用パス発行件数	41	289	56	70	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 2 区 未実施 20 区）</p> <p>無料：千代田・墨田 障害者割引：大田・板橋・練馬・足立・葛飾</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	自動車燃料費助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	大塚	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	自動車燃料助成事業（01-08-03）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	3 年度	根拠	荒川区心身障害者自動車燃料費助成要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	自動車を運転する心身障がい者又は障がい者のために自動車を運転する家族に対し、ガソリン購入費の一部を助成することにより、心身障がい者の社会参加、外出、通院等を容易にするとともに、経費の負担を軽減する。				
対象者等	<p>下記の要件を満たしている者で、本人又は家族が障がい者のために自己所有の自動車（営業用を除く）を運転している者。福祉タクシー券との選択事業、併給不可。</p> <p>【対象者要件】 区内在住で次の身体障害者手帳又は愛の手帳を交付されている者。 下肢・体幹機能障がい者1～3級 視覚障がい者1・2級 内部障がい者1～3級 上肢機能障がい者1級 愛の手帳1～2度 施設、特養等入所者は除く。（平成25年4月現在の助成対象者数：283人） 所得額制限あり：扶養家族0人の場合、本人所得3,604,000円以下</p>				
内容	<p>【事業内容】 助成申請書（自動車運転免許証等を添付）を受理後に所得状況を審査し、決定する。 助成の決定を受けた者は、領収書を添付して3ヶ月毎（4月、7月、10月、1月）に前3ヶ月分の助成金を請求する。</p> <p>【助成期間】 申請のあった月から助成を受ける事由のなくなった月まで</p> <p>【助成金額】 3ヶ月あたり9,000円を限度とする。年額36,000円。</p>				
経過	平成 5年 4月 「月額3,000円」を「3ヶ月あたり9,000円」の助成方法に変更 平成 6年 4月 対象者拡大（上肢機能障がい1級） 平成 8年 4月 未支払助成金制度の新設 平成10年 4月 助成対象者の所得制限導入。心身障害者福祉手当と同額とする。				
必要性	心身障がい者にとって、外出の手段として自動車は必要不可欠なものである。ガソリン購入費の一部を助成することにより、障がい者の外出を容易にすることができ、社会参加等の福祉の向上が図られ、必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額の推移	予算額	7,002	7,152	7,227	7,397	7,573	8,232	8,276
	決算額（25年度は見込み）	6,958	6,918	7,211	7,382	7,556	8,220	8,276
	人件費等	1,098	1,759	3,624	419	545	1,226	
	減価償却費				436	622	1,129	
	【事務分担量】（%）	20	35	55	15	20	35	
	合計（+ +）	8,056	8,677	10,835	8,237	8,723	10,575	8,276
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	8,056	8,677	10,835	8,237	8,723	10,575	8,276
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	助成対象者数	244名	244名	240名	246名	256名	288名	297名

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	印刷用紙代等	9				
役務費	郵便料	28		郵便料	28	郵便料	43
扶助費	ガソリン助成費	7,519		ガソリン助成費	8,192	ガソリン助成費	8,233

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	助成対象者数	246名	256名	288名	297名	-	年間受給者数
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区） 未実施：墨田区・中野区 葛飾区は手当と合わせて支給（月額2,500円）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	心身障害者福祉手当	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	上野	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	心身障害者福祉手当支給事業費（01-09-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	49 年度	根拠	荒川区心身障害者福祉手当条例	
終期設定	有 無	年度	法令等	同条例施行規則	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	心身に障がいやを有する者及び難病患者に対し手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。				
対象者等	身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、脳性麻痺者、進行性筋萎縮症者、区指定難病患者 【対象外】新規65歳以上（H12.8～）、施設入所者、児童育成手当（障害手当）受給者 【所得制限】 特別障害者手当等（国制度）に準拠 扶養家族が0人の場合、本人所得が3,604千円以下 扶養親族1人につき38万円加算した額 【平成25年4月1日現在】3,748名				
内容	上記対象者からの申請に基づき、審査・決定を行う。 【支給期間】申請をした月から手当の資格を喪失した月まで支給。 【支給方法】4月、8月、12月（年3回）、支払月の前月分までの（通常4ヵ月分）を本人指定口座へ振込 【都基準手当月額】身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症者...15,500円 【区独自基準手当月額】 身体障害者手帳3級、愛の手帳4度...9,500円 区指定難病患者...15,500円 区指定難病とは、国指定（57種）、都指定（24種）、点頭てんかんの計82種 【財源】都基準及び難病手当については、都区財政調整措置がなされている				
経過	平成12年 8月 新規65歳以上を対象外とする（65歳未満での既受給資格者は老人福祉手当から移行可） 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合5,085,000円 3,481,000円） 都見直し理由...社会経済状況の変化 区見直し理由... 介護保険制度導入 負担の公平化、他制度との整合 在宅サービス充実化へのシフト 平成13年 8月 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合3,481,000円 3,549,000円） 平成14年 8月 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合3,549,000円 3,604,000円） 平成14年10月 慢性肝炎、肝硬変・パトナムが都難病医療費助成から除かれたことに伴い、区指定難病から除外。但し、住民税非課税世帯で都医療助成経過措置者のみ平成17年9月まで手当継続。（対象外移行者417人） 平成14年12月 20歳未満の障がい児及び難病患者については、扶養義務者の所得に基づき所得制限の判定を行う条例改正施行（対象外移行者11人）				
必要性	心身に障がいやを有する者及び難病患者に対して福祉の増進を図るため必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	635,342	630,418	615,284	636,342	637,046	641,258	644,899	
決算額（25年度は見込み）	613,222	608,833	615,251	630,322	634,429	637,964	644,899	
人件費等	2,562	1,694	1,629	2,616	1,694	1,652		
減価償却費				872	622	645		
【事務分担量】（%）	30	20	20	30	20	20		
合計（+ +）	615,784	610,527	616,880	633,810	636,745	640,261	644,899	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	615,784	610,527	616,880	633,810	636,745	640,261	644,899	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	身障1・2級（都）	1,888	1,873	1,885	1,842	1,814	1,785	1,771
	愛の手帳1～3度（都）	226	231	236	245	251	257	258
	脳性麻痺・筋萎縮（都）	51	50	58	60	62	58	63
	身障3級（区）	533	532	516	507	496	484	493
	愛の手帳4度（区）	271	299	313	316	341	351	354
	難病（区）	664	681	734	725	760	813	781
	合計	3,633	3,666	3,742	3,695	3,724	3,748	3,720

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需用費	窓空き封筒	44	窓空き封筒	44	窓空き封筒	56	
委託料	支払通知封入委託	30	支払通知封入委託	31	支払通知封入委託	32	
扶助費	心身障害者福祉手当	634,355	心身障害者福祉手当	637,889	心身障害者福祉手当	644,811	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	都基準対象者	2,147	2,127	2,100	2,092	-	-
	区単独対象者	1,548	1,597	1,648	1,628	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実 施状況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	特別障害者手当等（国制度）	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 荒井	課長名 内線	山形 2691
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）	特別障害者手当支給事業費 （01-09-02）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	39 年度	根拠 法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別 児童扶養手当等の支給に関する法律施行令	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	重度の障がい者を有する者に対し、特別障害者手当等を支給し、福祉の増進と所得保障の一助とする。				
対象者等	<p>【特別障害者手当】20歳以上の者で、重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者。（おおむね身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度で一定の障がい要件該当者）（施設入所、3月を越える入院の場合を除く）</p> <p>【障害児福祉手当】20歳未満の者で、重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする者。（おおむね身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度で一定の障がい要件該当者。施設入所、障害年金受給の場合を除く）</p> <p>【経過的福祉手当】従来の福祉手当受給者で、障害基礎年金も特別障害者手当も支給されない者に対し、経過措置として支給（新規認定はなし）</p> <p>いずれの手当も本人及び扶養義務者の所得制限あり。（毎年8月に基準額の改正あり。扶養者1人の場合、本人の所得額は3,984千円、扶養義務者・配偶者の所得額は6,536千円以下のもの）</p>				
内容	<p>上記対象者からの申請に基づき、審査をし、手当支給の決定を行う。</p> <p>【手当の支給期間】 申請をした月の翌月から手当を支給すべき事由が消滅した月まで支給。</p> <p>【支給方法】 5月、8月、11月、2月の年4回、支払月の前月分までを、本人口座へ振込む。</p> <p>【手当月額】 特別障害者手当 26,260円 26,080円（25年10月改定） 障害児福祉手当 14,280円 14,180円（25年10月改定） 経過的福祉手当 14,280円 14,180円（25年10月改定） 25年10月より額改定予定（物価スライド据置き分の解消のため）</p>				
経過	<p>昭和61年度 従来の福祉手当を廃止して、特別障害者手当、障害児福祉手当が創設された。 なお、特別障害者手当に該当せず、障害基礎年金及び特別障害給付金を受給できない者 に対して、経過的福祉手当を支給している。（経過的福祉手当の新規申請はできない）</p> <p>平成10年度 事務事業評価により、11年度より支払通知を年3回から1回に変更。</p> <p>平成19年9月 区嘱託医を設置。特別障害者手当等受給資格に係る障がい程度の判定を依頼。 （判定が困難な事例および判定医専門外の事例は都へ協議する。）</p>				
必要性	国制度の実施				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	55,465	56,295	59,953	62,969	67,652	72,725	74,597	
決算額（25年度は見込み）	55,106	56,103	59,856	62,957	67,624	70,474	74,597	
人件費等	2,989	2,118	1,629	1,744	4,235	3,304		
減価償却費				581	1,555	1,291		
【事務分担量】（%）	35	25	20	20	50	40		
合計（+ +）	58,095	58,221	61,485	65,282	73,414	75,069	74,597	
国（特定財源）	41,545	41,943	44,759	47,030	50,510	52,606	55,749	
都（特定財源）								
その他（特定財源）					79	29		
一般財源	16,550	16,278	16,726	18,252	22,825	22,434	18,848	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	特別障害者手当受給者数	141	151	157	170	186	194	194
	障害児福祉手当受給者数	58	55	62	65	64	57	65
	経過的福祉手当受給者数	15	15	14	14	13	11	11

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	判定医謝礼	149	判定医謝礼	156	判定医謝礼	221
役務費	郵送料	48	郵送料	41	郵送料	42	
扶助費	特別障害者手当	67,427	特別障害者手当	70,277	特別障害者手当	74,334	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	特別障害者手当受給者数	170	186	194	194	200	
	障害児福祉手当受給者数	65	64	57	65	59	
	経過的福祉手当受給者数	14	13	11	11	8	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障がい者福祉給付金事業	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 荒井	課長名 内線	山形 2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	障害者福祉給付金支給事業費（01-09-03）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	19 年度	根拠法令等	荒川区障がい者福祉給付金支給要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	障がいを有しながら障害基礎年金又は特別障害者給付金を受給できない在日外国籍等の障がい者に対し、給付金を支給することにより、心身障がい者の福祉の向上を図る。				
対象者等	荒川区に在住する外国籍等障がい者のうち、無年金の障がい者				
内容	<p>【月額単価】 重度33,000円 中度26,000円</p> <p>【給付対象】 以下の要件すべてに該当する無年金障がい者 昭和37年1月1日以前に生まれた者 20歳時点での国籍が日本又はアメリカではなかった者 昭和57年1月1日前に障がい者となった者</p> <p>【実施の流れ】 申請 審査（給付要件や障がい程度等） 決定 支給（4ヶ月に1回支給）</p> <p>【参考】特別障害給付金 同種事業 強制加入の対象でなかった学生等の障がい者について、障害基礎年金を受給することはできないため、特別障害給付金制度を設け、給付金を支給する。平成17年度施行。 単価月額（平成22年度）：50,000円（一級）、40,000円（二級）</p>				
経過	昭和57年1月	国民年金法改正。国民年金加入要件から国籍要件を除外。			
	平成17年4月	特別障害給付金制度開始。法の附則中に在日外国人の無年金障がい者の福祉的措置を早急に検討する旨の条文あり。			
	平成19年4月	事業開始			
必要性	障がい者は、主として障害基礎年金と手当を受給し、無年金障がい者は特別障害者給付金と手当を受給しているが、外国籍等の無年金障がい者は障害基礎年金及び特別障害者給付金の双方に該当せず、十分な収入がなく生活が困窮している。また、障がいの状態として同じ状態であっても、制度格差による収入格差が存在しており、その格差に対する措置は必要であり、国の対応が行われるまでの期間の施策として重要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） （窓口）障害者福祉課 申請受理・審査・決定・支払				

	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算・決算額等の推移	2,376	2,376	1,812	2,181	2,208	1,500	1,104	
予算額	2,376	2,376	1,812	2,181	2,208	1,500	1,104	
決算額（25年度は見込み）	1,208	1,812	1,812	1,956	906	708	1,104	
人件費等	427	169	81	87	423	413		
減価償却費				29	156	161		
【事務分担量】（%）	5	2	1	1	5	5		
合計（+ +）	1,635	1,981	1,893	2,072	1,485	1,282	1,104	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,635	1,981	1,893	2,072	1,485	1,282	1,104	
実績の推移								
事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
支給対象者数（重度）	3	3	3	3	2	1	2	
支給対象者数（中度）	2	2	2	2	1	1	1	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	給付金	906	906	給付金	708	給付金

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	支給対象者数	5	3	2	3	3	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（実施 13 区 未実施 9 区）</p> <p>未実施：千代田区、中央区、港区、品川区、渋谷区、中野区、練馬区、足立区、世田谷区</p>

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	東京都重度心身障害者手当	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	荒井	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）					
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	48 年度	根拠	東京都重度心身障害者手当条例	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	心身に重度の障がい有するため、常時複雑な介護を必要とする者に対し、重度心身障害者手当（月額6万円）を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。				
対象者等	東京都の区域内に住所を有する者で、心身に重い障がい有し（身体手帳1・2級、愛の手帳1・2度で一定の障がい要件に該当）、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者（施設入所者を除く） 対象外 …… 新規65歳以上・3ヶ月以上の入院者・所得制限あり（20歳以上の者については本人の所得、20歳未満の者については配偶者及び扶養義務者の所得）扶養者1人の場合、所得で3,984千円				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・この事業は、東京都が実施しており、区は、受付事務を行っている。 ・この手当は東京都の制度であり、特別障害者手当等（国制度）との併給可。 ・支給方法 月ごとに、前月分を、毎月20日までに、都が指定口座に振り込む。 ・支給期間 認定請求した日（区の受理日）の属する月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給。 <p>【事務の流れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給権者からの認定請求書及び各種届書等を受理し、東京都に進達する。 ・東京都が交付した決定通知書等を受給権者に交付する。 ・現況調査の実施（年2回） 8月：所得確認（所得制限の導入により、平成12年より実施） 2月：入院状況確認（平成13年より実施） 				
経過	平成12年8月	年齢及び所得制限導入、3ヶ月以上の入院者を対象外とする。現況調査を年2回実施。それに伴う「重度心身障害者手当施行事務」に対する補助金（東京都在宅障害者福祉事業費等補助（交付）金）が、12年度のみ交付された。（610円×受給者数）			
	平成13年11月	所得制限額改正。（扶養親族0人の場合、3,481,000 3,549,000）			
	平成14年11月	所得制限額改正。（扶養親族0人の場合、3,549,000 3,604,000）			
	平成15年3月	所得制限導入による3年間の経過措置終了（受給資格消滅者 9人）			
必要性	都制度の実施				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	0	0	0	0	0	0	0
	決算額（25年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0
	人件費等	1,708	1,271	244	523	2,541	1,239	
	減価償却費					933	484	
	【事務分担量】（%）	20	15	3	6	30	15	
	合計（+ +）	1,708	1,271	244	523	3,474	1,723	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	1,708	1,271	244	523	3,474	1,723	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	受給者数	136	136	139	144	145	145	145

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	受給者数	144	145	145	145	145	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区） 東京都の経由事務

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	円滑な事務運営に努める。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	東京都心身障害者扶養共済制度	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	荒井	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）					
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠	東京都心身障害者扶養共済制度条例	
終期設定	有 無	年度	法令等	東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	心身に障がいのある者の保護者が掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障がいとなった後の障がい者に年金を支給し、もって心身障がい者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障がい者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図る。				
対象者等	次の ~ の保護者。（都内に住所を有し、加入年度の初日の年齢が65歳未満であり、特別な疾病や障がいがなく、保険契約の対象となる健康状態であるものが加入できる） 知的障がい者 身体障がい者（1～3級） 精神又は身体に永続的な障がいがあり、その程度が又はと同程度と認められるもの（精神疾患、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症など）				
内容	<p>1 概要</p> <p>【掛金】1口当たり9,300円～23,300円（2口まで加入可）加入者の加入時の年齢により7段階生活保護受給者や住民税非課税等の場合、申請により1口目の掛金のみ1/2減額される</p> <p>【年金額】1口当たり20,000円/月</p> <p>2 事務の流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入希望者は、申込書に障害者手帳の写し（又は医師の診断書）と住民票等を添付し、区に提出。承認されると承認通知書と証書が、区を通じて加入者に送付される。 都から送付された掛金払込納付書により、毎月月末までに掛金を納付。 年度初日の加入者の年齢が65歳となり、且つ加入期間が20年以上になった以後の月から掛金が免除 ・障がい者が加入者より先に亡くなった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給される。 ・加入者の申し出により脱退したときは、加入期間に応じて脱退一時金が支給される。 ・加入者が死亡し、又は重度障がいと認められたときは、毎月定額の年金を心身障がい者または年金管理者の口座に振込。 <p>扶養年金制度について</p> <p>平成19年2月末に廃止となった旧制度。既に年金を受給していた場合は、継続して年金が支払われ、未受給であった場合には、東京都が清算金を支払う。</p> <p>【年金額】30,000円/月（特約分は別に10,000円/月を付加）</p>				
経過	<p>昭和44年 4月 東京都心身障害者扶養年金制度発足</p> <p>平成18年10月 扶養年金破綻寸前のため、扶養年金審議会より「制度廃止」の答申（12月に廃止決定）</p> <p>平成19年 2月末 扶養年金廃止（受給者には年金の支払いを継続、未受給者には都が清算金を支払う）</p> <p>平成19年 5月 区として説明会を実施</p> <p>平成20年 4月 東京都心身障害者扶養共済制度発足</p>				
必要性	都制度の実施				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 都の経由事務				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		予算額	0	0	0	0	0	0
決算額（25年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0	0
人件費等	939	1,694	488	174	593	661		
減価償却費				58	218	258		
【事務分担量】（%）	11	20	6	2	7	8		
合計（+ +）	939	1,694	488	232	811	919		0
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	939	1,694	488	232	811	919		0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	総受給者数（扶養共済）		0	3	6	8	9	9
	区加入者数（扶養共済）		6	6	11	10	10	10
	区受給者数（扶養共済）		0	0	0	0	0	0
	区受給者数（扶養年金）	162	160	155	147	144	143	143

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	区加入者数（扶養共済）	11	10	10	10	10	-
	区受給者数（扶養共済）	0	0	0	0	0	-
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題分析)	平成20年度からの制度のため、引き続き事業周知を図る必要がある。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
新規手帳取得者に対して、事業内容の説明を行い事業周知をする。	新規手帳取得者に対して、事業内容の説明を行い事業周知をする。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	円滑な事務運営に努める。

(状況)	議会議事録
------	-------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	原爆被爆者援護事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	中村	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	原爆被爆者援護事業費（01-10-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	2年度	根拠	荒川区原爆被爆者に対する見舞金給付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区原爆被爆者団体運営費補助金交付要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> 区内に住所を有する原爆被爆者に対して、年1回見舞金（1万円）を給付することにより、被爆者の苦勞をねぎらい、その福祉の向上を図る。 区内に所在する原爆被爆者団体に対し、その自主的な活動に要する経費の一部を補助することにより、原爆被爆者の福祉の向上を図る。（現在活動休止中） 				
対象者等	【見舞金】 原爆被爆者健康手帳所持者（基準日8月1日） 【団体補助金】 区が認めた原爆被爆者団体（H8年より活動休止中）				
内容	【見舞金】 毎年8月に対象者からの申請を受受理し見舞金額10,000円を本人口座に振込。 （実施案内を 区報7月21号に掲載） 申請方法：昨年申請した人 …… 申請書を郵送し、返送してもらう。 新規申請する人 …… 被爆者健康手帳を持参し窓口で申請する。 【団体運営補助金】 原爆被爆者団体（荒友会）は、年間事業計画書等を添付して補助金の申請をし、区はこれに対し補助金を交付する。対象となる経費は、会議費、通信費、消耗品費等、運営経費とする。 平成8年度より、活動休止中のため、補助金の交付は行っていない。 （平成7年度まで、年50,000円を交付していた。）				
経過	平成2年度 事業開始 平成8年度 荒友会が活動を休止				
必要性	原爆被爆者に対して、被爆者の苦勞をねぎらい、その福祉の向上を図るために必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	404	404	404	404	400	380	350
	決算額（25年度は見込み）	373	394	400	360	350	350	350
	人件費等	85	169	163	140	218	549	
	減価償却費				145	249	323	
	【事務分担量】（%）	1	2	2	5	8	10	
	合計（+ +）	458	563	563	645	817	1,222	350
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		458	563	563	645	817	1,222	350
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	見舞金支給者	37	39	40	36	35	35	35

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	見舞金	350	見舞金	350	見舞金	350

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	対象者数	36	35	35	35	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
------------	--

他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区） 実施区：千代田・中央・港・新宿・文京・台東・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・北・板橋・練馬・葛飾・江戸川 未実施：墨田・江東・足立
-------	--

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
問題点・課題	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	自立支援医療（更生医療）給付事業	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 荻原	課長名 内線	山形 2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	自立支援医療（更生医療）支給事業費（01-11-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	24年度	根拠法令等	障害者総合支援法	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	身体障がい者を対象として、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を給付する。				
対象者等	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者で、東京都心身障害者福祉センターの判定により医療の給付が必要と認められたもの。（一部の障がいについては区が必要と認めた者）				
内容	<p>【主な治療内容】</p> <p>心臓機能障がいでのペースメーカー埋め込み手術 視覚障がいでの網膜はく離手術、人工透析、抗HIV療法 等</p> <p>【医療費給付内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定医療機関での保険診療における医療費の自己負担分に対し、各種保険法で定められた高額療養費を限度に給付 ・ 入院の場合の食事療養費 ・ 移送費、施術費、治療材料費等 <p>【医療費の審査及び支払】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託 <p>【事務処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者は区に対し更生医療の申請を行い、区は東京都心身障害者福祉センターに要否判定依頼（一部障がいは区で判定）を行い、必要と認められる場合は指定医療機関に更生医療券発行及び利用者に決定通知を交付。 ・ 治療後、利用者の加入している社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に診療報酬及び事務手数料支払。 				
経過	<p>平成18年4月 障害者自立支援法第52条（自立支援医療）に移行 医療費1割負担化、食費が食事療法であっても原則実費負担となる。</p> <p>平成19年3月 生活保護受給中の人工透析受術者が更生医療に移行（68人）</p> <p>平成22年4月 肝臓機能障がいに対する肝臓移植及び術後の抗免疫療法が対象となる。</p>				
必要性	法に定められている事業であり、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要である。				
実施方法	<p>（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>【決定】直営 【審査・支払】社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会委託</p>				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	429,249	373,228	431,135	490,133	669,664	533,109	574,005
	決算額（25年度は見込み）	279,057	373,228	431,134	490,133	527,247	514,111	574,005
	人件費等	2,928	1,694	2,036	1,482	1,524	1,239	
	減価償却費				494	560	484	
	【事務分担量】（%）	45	20	25	17	18	15	
	合計（ + + ）	281,985	374,922	433,170	492,109	529,331	515,834	574,005
	国（特定財源）	140,677	183,201	211,644	236,720	269,295	262,517	287,002
	都（特定財源）	70,339	91,600	105,822	118,360	134,647	131,259	143,501
	その他（特定財源）							
	一般財源	70,969	100,121	115,704	137,029	125,389	122,058	143,502
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	件数 入院	96	17	267	216	268	282	285
	件数 通院	1,058	1,495	1,400	1,612	1,781	1,805	1,898
	件数 訪問看護	-	-	-	-	-	2	-
	利用者数 入院	24	15	42	55	25	33	41
	利用者数 通院	106	119	160	178	190	173	194

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	腎臓機能障がい	483,814	腎臓機能障がい	471,720	扶助費	574,005
	免疫機能障がい	42,870	免疫機能障がい	41,770			
	その他の障がい	563	その他の障がい	621			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	入院件数	216	253	282	285	-	-
	通院件数	1,612	1,592	1,805	1,898	-	-
	訪問看護件数	-	-	2	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の状況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

（状況）	議	会	質	問	状	
------	---	---	---	---	---	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	心身障害者医療助成事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
			担当者名	中嶋	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	心身障害者医療助成事業費（01-11-02）					
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 49 年度		根拠	東京都心身障害者の医療費の助成に関する条例、同条例施行規則、心身障害者医療費助成要綱		
終期設定	有 無 年度		法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	東京都の心身障がい者の医療費の一部を助成することにより、心身障がい者の健康の保持に寄与するとともに、福祉の増進を図る。					
対象者等	<p>以下の対象要件の全てを満たす者</p> <p>障がい要件 身体障害者手帳1～3級（3級は内部障がいのみ）、愛の手帳1・2度</p> <p>所得制限 年間所得360万4千円以下（扶養親族なし）、扶養親族1名加わるとに38万円加算。</p> <p>年齢制限 新規で障がい要件を満たす場合は65歳未満。但し、65才以前に受給者証を有していた者は65歳以上でも対象となる。</p> <p>【後期高齢者医療制度との関係】</p> <p>65歳以上74歳未満は主たる医療保険を後期高齢者医療制度に移行することが可能。</p> <p>例）65歳以上74歳未満の場合の医療保険</p>					
内容	<p>【医療券発行】</p> <p>医療券有効期間 9月（又は新規取得日）から翌年8月末日まで</p> <p>現況調査 毎年8月末日現在受給者に対し、保険、所得状況の証明依頼を発送</p> <p>【医療助成概要】</p> <p>受給者負担割合（医療費） なし（非課税者）又は1割（課税者）</p> <p>入院時の保険適用外相当額は、受給者負担</p> <p>助成額 各種医療保険の自己負担から、上記受給者負担を差し引いた額</p> <p>助成方法 A．契約医療機関の場合（主に都内医療機関、一部都外を含む）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>国保連等</p> </div> <div style="text-align: left;"> <p>診療・医療提供</p> <p>一部負担（1割等）支払</p> <p>医療費概算請求（後に精算）</p> <p>医療費概算支払（後に精算）</p> <p>医療費請求</p> <p>医療費支払</p> </div> </div> <p>B．契約外医療機関の場合（主に都外医療機関、一部都内を含む）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: left;"> <p>診療・医療提供</p> <p>一部負担（1割等）支払</p> <p>医療費助成額概算請求（後に精算）</p> <p>医療費助成額概算支払（後に精算）</p> <p>医療費請求（領収書の添付が必要）</p> <p>医療費支払（口座振込）</p> </div> </div> <p>【更新】</p> <p>所得調査 所得証明願いを発送（知的障害者施設は6月下旬、転入・未申告の者は8月上旬に発送）</p> <p>保険調査 社会保険等、保険の確認が取れない者には、調査票を発送（7月上旬）</p> <p>受給者証発送 現況調査の結果により、資格のある者に一斉に受給者証を発送（8月下旬発送）</p>					
経過	<p>昭和49年 7月 心身障害者医療助成制度開始</p> <p>開始時要件：身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、年間所得350万円以下</p> <p>昭和59年 9月 障がい程度に内部障がい3級を追加</p> <p>10月 社会保険被保険者を対象化</p> <p>平成6～14年 健康保険法等改正に伴う制度調整（H6食事療養費助成、H9薬剤負担助成等）</p> <p>平成18年 4月 障害者自立支援法施行に伴い、知的障がい者の施設入所者を対象化</p> <p>平成20年 4月 後期高齢者医療制度発足に伴い、対象者の変更</p> <p>国保年金課から障害者福祉課へ事務移管</p>					
必要性	心身障がい者の医療費の一部を助成し、経済的負担を軽減し、心身障がい者の健康の保持及び福祉の増進を図る上で必要である。					
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>受給者証の交付申請受付・審査・発行事務</p> <p>都外医療機関受診者の医療費助成額の審査・支給事務</p>					

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

		(単位：千円)						
予算・決算額等の推移		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	390	668	524	329	279	254	254
	決算額（25年度は見込み）	205	494	270	187	269	241	254
	人件費等	9,271	7,623	4,072	6,453	4,658	5,492	
	減価償却費				2,150	1,711	2,904	
	【事務分担量】（％）	130	90	50	74	55	90	
	合計（＋＋）	9,476	8,117	4,342	8,790	6,638	8,637	254
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	9,476	8,117	4,342	8,790	6,638	8,637	254	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	医療費助成対象者数	1,951	1,893	1,845	1,871	1,812	1,803	1,874
	支給件数（延べ数）	1,248	1,351	1,412	1,521	1,389	1,535	1,441
	都外医療機関助成金額（円）	11,625,198	9,713,857	11,721,993	10,749,368	10,041,782	11,458,918	13,000,000

予算内・決算	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
一般需用費	消耗品		11	消耗品	13	消耗品	10
	窓あき封筒		25	窓あき封筒	14	窓あき封筒	21
	役務費		217	受給者証等郵送料	199	受給者証等郵送料	206
	委託料		16	封入作業委託料	15	封入作業委託料	17

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
	医療費助成対象者数	1,871	1,812	1,804	1,874	-	各年度末の受給者証交付人数
	医療費助成支給件数	1,521	1,389	1,535	1,441	-	都外医療機関医療費助成件数
	医療費助成支給人数	532	443	553	472	-	都外医療機関医療費助成人数

（問題点・課題）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議（要旨）	
問	
状	
況	

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障がい者団体補助	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形														
		担当者名	浅野	内線	2691														
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	障害者団体補助（01-12-01）																		
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業															
開始年度	昭和 平成	58 年度	根拠	荒川区障害者団体等運営費補助金交付要綱															
終期設定	有 無	年度	法令等																
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画														
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]																	
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																	
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]																	
目的	区内に所在する障がい者団体及び障がい者団体連合会に対し、その自主的な活動を積極的に援助・育成するため、予算の範囲内において、その運営費の一部を補助し、障がい者福祉の増進を図る。																		
対象者等	補助金交付団体：8団体 平成24年度実績団体（会員数・補助金交付額） ・荒川区身体障害者更生会（56名・¥120,000） ・荒川区手をつなぐ親の会（136名・¥150,000） ・荒川区身障児父母の会（52名・¥120,000） ・荒川のぞみの会（54名・¥120,000） ・荒川区聴覚障害者協会（96名・¥120,000） ・荒川区視力障害者福祉協会（56名・¥120,000） ・荒川腎友会（52名・¥120,000） ・荒川区心身障害児者福祉連合会（7団体・¥100,000）																		
内容	【補助金算定基準】 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">団体の会員数（人）</td> <td style="text-align: center;">補助金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30 ~ 50</td> <td style="text-align: center;">60,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">51 ~ 100</td> <td style="text-align: center;">120,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">101 ~ 200</td> <td style="text-align: center;">150,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">201 ~ 300</td> <td style="text-align: center;">180,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">301 ~ 400</td> <td style="text-align: center;">210,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">401以上</td> <td style="text-align: center;">240,000円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">荒川区心身障害児者福祉連合会の補助金額は、当該年度の予算の範囲内で別に定める。 （実績：13～24年度各年度10万円）</p>					団体の会員数（人）	補助金額	30 ~ 50	60,000円	51 ~ 100	120,000円	101 ~ 200	150,000円	201 ~ 300	180,000円	301 ~ 400	210,000円	401以上	240,000円
団体の会員数（人）	補助金額																		
30 ~ 50	60,000円																		
51 ~ 100	120,000円																		
101 ~ 200	150,000円																		
201 ~ 300	180,000円																		
301 ~ 400	210,000円																		
401以上	240,000円																		
経過	昭和 58年 事業開始 平成 元年 連合会の補助金額を予算の範囲内と定める 平成 2～4年 補助算定基準改定 平成 5年 荒川腎友会を対象団体に追加																		
必要性	当事者又は家族等により構成される団体に対してその運営経費の一部を補助することにより、団体の自主的な活動を援助・支援し、障がい者団体の活発な活動や福祉の増進を図るために、必要である。																		
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）																		

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	1,070	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	970
	決算額（25年度は見込み）	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	970	970
	人件費等	329	668	367	419	191	549	
	減価償却費				436	218	323	
	【事務分担量】（%）	11	15	15	15	7	10	
	合計（+ +）	1,329	1,668	1,367	1,855	1,409	1,842	970
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	1,329	1,668	1,367	1,855	1,409	1,842	970
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	団体数	8	8	8	8	8	8	8
	会員数	630	611	614	623	623	502	528

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	団体補助	1,000	970	団体補助	970	団体補助

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	補助団体数	8	8	8	8	-	補助基準を満たしている団体数
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題分析)	
他区の実況	（実施 17 区 未実施 5 区） 未実施：江東区、中野区、目黒区、葛飾区、練馬区

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 (要 旨 問 状)	11年三定 「補助対象の連合会非加盟団体への拡大化について」
--------------------------	--------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障がい者運動会補助	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	浅野	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	障害者運動会補助（01-12-02）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	56 年度	根拠	荒川区障害者運動会運営費補助金交付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	障がい者団体等の自主的な活動を支援するため、荒川区心身障害児者福祉連合会主催の「荒川区障害者大運動会」の経費の一部を補助することにより、障がい者福祉の向上に寄与する。				
対象者等	荒川区心身障害児者福祉連合会				
内容	<p>【事業名】 荒川区障害者大運動会</p> <p>【実施日】 9月最終日曜日</p> <p>【場 所】 区立第一中学校校庭又は体育館</p> <p>【参加者】 区内障がい者（児）、家族及び関係者 約715名</p> <p>【主 催】 荒川区心身障害児者福祉連合会</p> <p>【後 援】 荒川区、荒川区社会福祉協議会</p> <p style="text-align: center;">民生委員ほか、多数のボランティアの協力を得て実施</p>				
経過	<p>平成10年 4月 補助金額を10%削減</p> <p>平成12年 4月 必要経費を除く経費を3ヵ年かけ、段階的に削減（12年度72万円、13年度62万円、14年度52万円）</p> <p>平成14年 4月 障がい者団体等の要望により補助金の削減を凍結</p> <p>平成15年 4月 運営費補助金交付要綱策定</p>				
必要性	障がい者団体の自主的な活動であり、区としてもその活動を後援している。また、障がい者だけでなく家族の交流の場ともなっているため、必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	520	520	520	520	520	520	520
	決算額（25年度は見込み）	520	520	520	520	520	520	520
	人件費等	329	668	489	419	273	271	
	減価償却費				436	311	323	
	【事務分担量】（%）	11	15	20	15	10	10	
	合計（+ +）	849	1,188	1,009	1,375	1,104	1,114	520
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	849	1,188	1,009	1,375	1,104	1,114	520
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	参加人数	700	750	750	750	759	715	750

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	運動会補助	520	運動会補助	520	運動会補助

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
	参加人数	750	759	715	750	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 2 区 未実施 20 区） 実施：渋谷区、足立区

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	心身障がい者小規模通所授産施設事業補助（作業所ボンエルフ）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	大口	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）					
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	4年度	根拠	荒川区心身障害者小規模通所授産施設事業運営費補助金交付要綱	
終期設定	有 無	23年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	一般就労の困難な在宅の心身障がい者の就労の場を提供し、障がい者団体等が実施する心身障害者授産事業に要する経費の一部を区が補助することにより、当該事業の充実を図る。				
対象者等	1施設8人以上19人以下の小規模通所授産事業を実施している障がい者団体等 <対象団体> 運営主体：社会福祉法人荒川のぞみの会（作業所ボンエルフ） <利用者> 原則として、区内在住の18歳以上の心身障がい者				
内容	社会福祉法人荒川のぞみの会の運営する作業所ボンエルフの事業運営費の一部を補助。 <施設名> 作業所ボンエルフ <場所> 旧真土小2F <定員> 19名 <現員> 19名 <指導員数> 常勤4名 非常勤4名 <作業種目> 手芸品作成、箱詰等 <開設年月日> 平成元年4月 <主な事業内容> 受託作業・作業指導・生活指導・行事参加				
経過	平成4年度 作業所ボンエルフ開設 平成7年度 知的障害者授産事業補助と共通基準の補助金交付要綱（荒川区心身障害者通所授産事業運営費補助金交付要綱）に改正 平成10年度 都補助金基準額（心身障害者（児）通所訓練等事業補助金）と区補助金基準額との格差是正を図るために、補助項目に調整加算費を新設 平成14年5月 旧真土小内1室を新たに貸与し、計2室となる。 平成15年度 施設規模（A基準：15人以上15,571千円 B基準：8人以上15人未満9,937千円）による補助制度から、施設利用者数による単価制（A基準8人～10人 1人105,263円 B基準11人以上 1人96,698円）へ移行 事業名を「通所授産事業補助」から「心身障害者小規模通所授産事業補助」へ移行 平成19年度 特定財源（都）が増（財調より包括事業費に変更） 平成24年4月 障害者自立支援法上の新体系施設へ移行				
必要性	心身障がい者の就労支援ならびに社会参加の促進に寄与しているため、必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	19,855	22,176	22,176	23,335	23,845	0	0	
決算額（25年度は見込み）	19,855	22,175	22,175	23,335	23,845	0	0	
人件費等	427	847	407	872	254	0	0	
減価償却費				291	93	0	0	
【事務分担量】（%）	5	10	5	10	3	0	0	
合計（+ +）	20,282	23,022	22,582	24,498	24,192	0	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）	13,292	13,936	13,614	13,614	14,514	0	0	
その他（特定財源）								
一般財源	6,990	9,086	8,968	10,884	9,678	0	0	
実績の推移	事項名							
通所者数	16人	18人	19人	19人	19人	0	0	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助 助け及び 交付金	運営費補助	23,845	運営費補助	0	運営費補助

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	通所者数	4,003	4,481	-	-	-	補助対象者延べ数
	実人数	19	19	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題 指標分析)	
他区の実 施状況	（実施 11 区 未実施 11 区） 未実施：千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、墨田区、大田区、品川区、豊島区、足立区、板橋区

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
休止・完了	休止・完了	平成24年4月に新体系に移行したため事業終了

況議 (要 旨 問 状)	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	日中活動サービス事業等補助事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	大口	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	日中活動サービス事業等補助事業費（01-13-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠法令等	荒川区障がい者日中活動サービス事業運営費補助金交付要綱・荒川区障がい者施設新体系移行支援事業運営費補助金交付要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	障害者自立支援法の施行に伴い、障がい者を対象とした作業所から障害者自立支援法に規定する施設に移行した際に、激変緩和補助及び施設借上げ費補助をし、あわせて運営資金の貸付を行い、指定事業所としての安定した運営を支援し、障がい者の日中の活動場所の継続確保を図る。				
対象者等	日中活動サービス事業運営費補助：9施設 施設新体系移行支援事業補助：4施設				
内容	<p>1 日中活動サービス事業運営費補助（運営費補助）</p> <p>基本経費 単価：17,000円/月（一人あたり） 算定方法：17,000円×各月初日在籍者数（上限：定員） メニュー選択式加算 年額：72,000円（一人あたり） 算定基準：所定の6項目中3項目以上該当した場合（上限：定員） 障がい者等雇用加算 年額：435,000円～1,887,000円 算定基準：補助対象者の雇用時間数に応じて 第三者評価受審経費 年額：600,000円（上限額） 算定基準：当該年度に受審した場合</p> <p>2 施設新体系移行支援事業補助（施設借上げ費補助）（作業所より移行した施設のみ対象） 補助率：1/2 算定方法：施設借上月額もしくは10,500円×定員×運営月数×1/2</p>				
経過	<p>平成20年 4月 事業開始（荒川ひまわり・同第2が新体系に移行）</p> <p>平成23年 2月 ワークハウス荒川が新体系に移行</p> <p>平成23年 4月 障がい者日中活動サービス事業運営費補助開始（運営費補助金の体系変更） 移行ではない新規指定事業所（荒川愛恵苑、カフェフレンド）も補助対象となる 第一～第四、パン工房あさがおが新体系移行より補助対象となる（合併して2施設となる）</p> <p>平成23年10月 ワン・ステップが新体系移行により補助対象となる</p> <p>平成24年 4月 作業所ボンエルフが新体系移行により補助対象となる</p> <p>平成25年 4月 作業所スカイが新規指定事業所として補助対象となる</p>				
必要性	障害者自立支援法上の施設体系への移行による減収や施設維持のため、必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【補助】 年度当初に利用見込みによる概算払い				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額		45,258	21,617	40,838	93,021	65,529	68,764
	決算額（25年度は見込み）		20,288	21,240	22,381	51,084	50,941	68,764
	人件費等		847	407	1,308	1,863	2,478	
	減価償却費				436	684	968	
	【事務分担当】（%）		10	5	15	22	30	
	合計（+ +）	0	21,135	21,647	24,125	53,631	54,387	68,764
	国（特定財源）							
	都（特定財源）		9,173	9,035	9,408	39,972	45,046	61,597
	その他（特定財源）		9,224	9,224	9,224	6,150	0	0
	一般財源	0	2,738	3,388	5,493	7,509	9,341	7,167
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	補助対象施設数（運営費）		2施設	2施設	3施設	7施設	9施設	11施設
	補助対象施設数（施設借上げ）		2施設	2施設	3施設	4施設	4施設	5施設
	貸付実施施設数		2施設	2施設	2施設	2施設	0施設	0施設

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	運営費補助（基本）	36,856	運営費補助（基本）	41,616	運営費補助（基本）
	運営費補助（加算）	1,887	運営費補助（加算）	2,026	運営費補助（加算）	2,317	
	運営費補助（第三者評価）	520	運営費補助（第三者評価）	1,197	運営費補助（第三者評価）	4,200	
	施設借上補助	5,671	施設借上補助	6,102	施設借上補助	7,167	
	貸付金	6,150					

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	新体系移行施設数	3	6	7	8	8	作業所から新体系施設に移行した施設数
	その他新体系施設（新規）	-	2	2	3	-	新規に開所した新体系施設数
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	障害者総合支援法上の新体系に移行していない作業所について、平成25年度末までに移行完了が必要となる。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
新体系施設への円滑な移行支援	区内新体系施設への安定的な運営支援
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	新体系施設の安定的な運営のために、必要な事業である。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	精神障がい者小規模作業所補助事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形										
		担当者名	大口	内線	2681										
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	精神障がい者小規模作業所補助事業（01-13-03）														
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業											
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠	荒川区精神障がい者小規模作業所通所訓練運営費等補助金交付要綱											
終期設定	有 無	年度	法令等												
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画										
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]													
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]													
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]													
目的	精神障害者小規模作業所訓練事業を行う精神障がい者家族団体等及び小規模通所授産施設を運営する社会福祉法人等に対して、その事業の運営に要する経費の一部を補助することにより、精神障がい者の社会適応訓練の場を確保し、社会復帰の促進を図る。														
対象者等	[小規模作業所] Aランク(定員15人以上、指導員3人以上) ・ワークハウス荒川第2（社会福祉法人愛と光の会）														
内容	荒川区精神障がい者小規模作業所設置運営基準及び小規模通所授産施設設置運営基準に適合した精神障害者小規模作業所及び小規模通所授産施設に対し、事業の運営費等の一部を補助する。 利用者負担：小規模授産施設は利用料の負担有り。金額は各施設が決める。小規模作業所は無し。														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施設名</th> <th style="width: 15%;">施設種別</th> <th style="width: 15%;">開設年月</th> <th style="width: 15%;">定員</th> <th style="width: 35%;">作業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ワークハウス荒川第2</td> <td>小規模作業所</td> <td>平成3年12月</td> <td>15名以上</td> <td>自動車部品の組み立て等</td> </tr> </tbody> </table>					施設名	施設種別	開設年月	定員	作業内容	ワークハウス荒川第2	小規模作業所	平成3年12月	15名以上	自動車部品の組み立て等
施設名	施設種別	開設年月	定員	作業内容											
ワークハウス荒川第2	小規模作業所	平成3年12月	15名以上	自動車部品の組み立て等											
経過	平成12年 4月 保健所から障害者福祉課へ事務移管。区補助基準額が都補助基準額と同一となる。（平成10～12年度で差を1/3ずつ調整） 平成14年10月 荒川区精神障害者小規模通所授産施設運営費等補助金交付要綱制定 荒川ひまわり及び荒川ひまわり第2作業所が小規模通所授産施設（法内）となる。 平成14年12月 マック・リブ作業所がNPO法人の運営となる。 平成20年 4月 荒川ひまわり及び同第2の2施設が自立支援法に基づく新体系施設に移行。 平成23年 2月 ワークハウス荒川が自立支援法に基づく新体系施設に移行 平成23年10月 ワン・ステップ（旧マック・リブ作業所）が自立支援法に基づく新体系施設に移行														
必要性	精神障がい者の社会における訓練の場を確保する上で必要である。														
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)														

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額の推移	予算額	92,013	53,880	54,218	54,151	34,731	17,517	17,521
	決算額（25年度は見込み）	90,653	53,879	54,217	50,874	26,753	17,517	17,521
	人件費等	1,708	847	407	872	169	1,652	
	減価償却費				291	62	645	
	【事務分担当】（%）	20	10	5	10	2	20	
	合計（ + + ）	92,361	54,726	54,624	52,037	26,984	19,814	17,521
実績の推移	国（特定財源）							
	都（特定財源）	62,118	35,763	35,839	33,815	17,843	11,690	8,760
	その他（特定財源）							
	一般財源	30,243	18,963	18,785	18,222	9,141	8,124	8,761
	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	小規模通所授産施設数	2施設	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設
	共同作業所施設数	3施設	3施設	3施設	3施設	2施設	1施設	1施設

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	事業費	26,753	事業費	17,517	事業費	17,521

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	利用者数（小規模作業所）	63	48	16	18	-	各年度末人数
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	平成25年度末までに、障害者総合支援法上の新体系施設に移行しなければならないが、移行に際しては移行先も含めた調整、運営に関しては補助等の支援が必要となる。
他区の実況	（実施 21 区 未実施 1 区）

問題点・課題の改善策	
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容
	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	新体系施設への円滑な移行支援
	-
	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	休止・完了	小規模作業所は、平成25年度末までに障害者総合支援法上の新体系施設への移行を完了させる予定となっており、それをもって本補助事業は終了となる。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	福祉事業事務費（障害者相談員）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	荒井	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	福祉事業事務費（01-14-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	43 年度	根拠法令等	身体障害者相談員設置要綱及び知的障害者同要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	相談員が身体・知的障がい児者に対し、各種相談や日常生活の援助等を行う。				
対象者等	【相談員】 身体障害者相談員：11名 知的障害者相談員：6名				
内容	<p>【相談員】</p> <p>区長が選任した相談員に2年間業務を委託する</p> <p>相談員：自宅相談や出張相談を行い、活動記録簿に記録、毎年4月10日までに報告書により区に報告する。報償費は毎年9月及び3月に、それぞれの月までの分をまとめて支給する。</p> <p>研 修：年2回程度、区で行う。</p>				
経過	<p>平成11年 4月 都が相談員の年齢制限を導入（新任65歳未満、再任73歳未満）</p> <p>平成12年 4月 相談員事業が都から区へ事務移管（事務処理特例）</p> <p>平成24年 4月 相談員事業の実施主体が都から区へ移管</p>				
必要性	障がい者の持つ要望や悩み等により適切に対応するには、行政だけではなく、障がい者当事者や家族が行う相談が必要である。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	13,424	18,658	20,385	21,323	22,558	23,003	30,755
	決算額（25年度は見込み）	12,670	17,743	19,304	20,608	21,935	22,390	30,755
	人件費等	598	2,965	2,687	610	847	165	
	減価償却費				203	311	65	
	【事務分担量】（%）	7	35	33	7	10	2	
	合計（+ +）	13,268	20,708	21,991	21,421	23,093	22,620	30,755
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	815	989	833	948	908	163	842
	その他（特定財源）		138					
	一般財源	12,453	19,581	21,158	20,473	22,185	22,457	29,913
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	相談件数（身体）	418	296	396	295	329	342	342
	相談件数（知的）	246	229	298	250	259	263	263

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	相談員活動費	647	相談員活動費	653	相談員活動費	681
一般需要費	相談員研修用消耗品	33	相談員研修用消耗品	33	相談員研修用消耗品	33	
	その他事務費	21,255	その他事務費	21,704	その他事務費	30,041	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

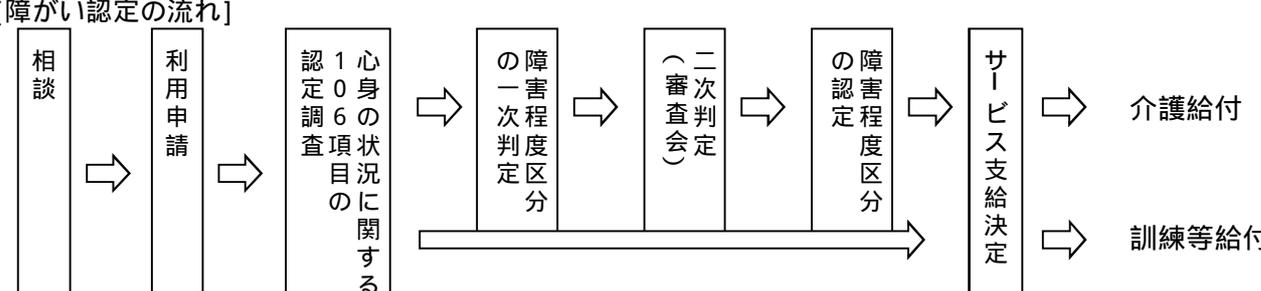
問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障害程度区分認定事務費	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	小林	内線	2689
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	障害程度区分認定事務費（01-14-02）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区障害者介護給付費等	
終期設定	有 無	年度	法令等	の支給に関する審査会条例	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	障害者総合支援法に定める障害福祉サービス提供の根拠となる、障害程度区分認定のための調査および審査会開催を目的とする。				
対象者等	介護給付費および訓練等給付費の支給申請者および支給決定の変更の申請者のうち、18歳以上の者				
内容	<p>[障がい認定の流れ]</p>  <p>介護の支援を受ける場合は介護給付、訓練等の支援を受ける場合は訓練等給付に位置付けられ、それぞれ、サービス利用開始までのプロセスが異なる。 障害程度区分.....介護給付の必要性を表す7段階の区分（区分1～6、非該当：区分6が高い）</p> <p>[審査会開催回数] 3合議体、月3回開催 開催回数・・・年間36回（予定）</p> <p>[審査会委員構成] 任期2年 医師会医師6名、大学教授・准教授3名、社会福祉士1名、社会福祉協議会職員1名 福祉施設職員3名、当事者1名</p>				
経過	平成18年4月 障害者自立支援法施行 平成18年5月 認定調査開始 平成18年6月 審査会開始 平成25年4月 障害者総合支援法により、難病患者が対象となる				
必要性	支給決定の仕組みを透明化、明確化するために認定調査や審査が必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	14,719	14,658	16,367	13,724	15,246	15,041	15,481
	決算額（25年度は見込み）	8,903	11,213	13,201	11,150	12,954	13,967	15,481
	人件費等	14,518	11,858	10,587	9,156	15,668	15,696	
	減価償却費				3,050	5,754	6,131	
	【事務分担量】（%）	170	140	130	105	185	190	
	合計（+ +）	23,421	23,071	23,788	23,356	34,376	35,794	15,481
	国（特定財源）	4,871	1,804	3,132	2,378	2,033	5,303	7,192
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	18,550	21,267	20,656	20,978	32,343	30,491	8,289
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	審査会開催回数	22	28	35	31	33	32	36
	障害程度区分認定件数	103	163	290	215	293	444	356

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬	審査会委員・非常勤報酬	10,069	審査会委員・非常勤報酬	10,322	審査会委員・非常勤報酬
共済費	社会保険料（非常勤）	1,010	社会保険料（非常勤）	1,048	社会保険料（非常勤）	1,076	
報償費	認定審査会委員新任研修	40	認定審査会委員新任研修	0			
旅費	調査旅費等	126	調査旅費等	407	調査旅費等	782	
					審査会委員旅費	51	
一般需用費	消耗品費等	81	消耗品費等	65	消耗品費等	137	
役務費	意見書作成手数料等	1,627	意見書作成手数料等	2,125	意見書作成手数料等	2,159	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	申請件数	353	415	480	542	462	-
	障害程度区分認定件数	215	293	444	356	371	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）
 ・障害者総合支援法により、平成26年度から「障害程度区分」が「障害支援区分」に改められ、調査項目等も変更される見込であるため、円滑に新制度に移行できるように情報収集、障がい福祉システム改修等を行う必要がある。
 ・障害程度区分の認定期間は原則3年間であるため、平成18年度の制度導入後、3年周期で認定件数の多い年度が到来し、次回は平成27年度である。また、新規申請数は増加傾向であり、訓練等給付の更新調査数も今後増加が予想される。

他区の実況
 （実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	平成26年度の「障害支援区分」制度への移行に向けて情報収集、システム改修等の準備を行う。	新たな「障害支援区分」制度に対応し、的確な調査、判定を実施していく。
	申請、調査数の増加にも的確な対応ができるよう、認定調査業務に習熟した同一の認定調査員の配置を継続する。	引き続き申請数の増加にも的確な対応ができるよう、同一の認定調査員の配置を継続する。
	3年周期の更新申請の増加に加え、新規申請数の増加にも対応できるよう、審査会については、継続して3部会により構成し適正な審査判定を行う。	審査会については、引き続き3部会により構成し、適正な審査判定を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議決要旨
 議決事項

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	聴覚障がい者相談事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	浅野	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	聴覚障害者相談事業費（01-14-03）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	54 年度	根拠	荒川区聴覚障害者相談事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	手話通訳者による相談日を設け、聴覚障がい者のための区役所内での各種相談を容易にする。				
対象者等	聴覚障がい者 【相談件数実績】平成24年度90件（毎週・火曜日）				
内容	<p>【窓口相談】 障害者福祉課窓口到手話通訳者を配置する。 相談日：毎週火曜日の午後1時～午後4時 手話通訳者：1名（報償費1回の派遣あたり@1,500×3時間）</p> <p>【専門相談】 窓口相談では対応の難しい専門的な相談内容については、東京聴覚障害者自立支援センターの実施する聴覚障害者相談支援ネットワーク事業を活用することで、様々な分野の相談を包括して行う。</p>				
経過	昭和56年 4月	相談日増	月1回	月2回	
	平成10年 4月	用語改定			
		手話通訳者の資格（国が実施する手話通訳認定者）			
		手話通訳者の委嘱（任期1年）			
		手話通訳者に対する謝礼（1回半日6,000円）			
	平成13年 4月	手話通訳者時間変更（午前9:00～12:00、派遣あたり@1,500×3時間）			
	平成15年 4月	手話通訳者時間変更（午後1:00～4:00、派遣あたり@1,500×3時間）			
		（区報掲載）			
	平成18年 6月	手話通訳者曜日変更第2・4火曜日			
	平成21年 4月	手話通訳者回数変更（毎週・火曜日）、専門相談事業開始			
必要性	手話は聴覚障がい者の有効なコミュニケーション手段であり、当事業においては障害者福祉課における手続き等相談だけではなく、他課の相談も行っており、必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	108	108	336	345	281	320	289
	決算額（25年度は見込み）	108	99	234	306	259	230	289
	人件費等	85	668	774	558	545	271	
	減価償却費				581	622	323	
	【事務分担当】（%）	1	15	20	20	20	10	
	合計（+ +）	193	767	1,008	1,445	1,426	824	289
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	193	767	1,008	1,445	1,426	824	289
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	窓口相談（件数）	51	49	96	108	153	90	120
	専門相談（時間数）			4	18	8	0	14

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	手話通訳者謝礼	221	手話通訳者謝礼	230	手話通訳者謝礼
委託料	専門相談	38	専門相談	0	専門相談	64	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	窓口相談（件数）	108	153	90	120	-	-
	専門相談（時間数）	18	8	0	14	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 指標分析）	
他区の状況	（実施 11 区 未実施 11 区） 実施：中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、目黒区、大田区、豊島区、北区、江戸川区

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障がい者向け健康体操事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	小曽根	内線	2686
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(25年度)	障害者向け健康体操事業費 (01-14-04)				
事務事業の種類	新規事業 (25年度 24年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	19 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	体操を通して障がい者の健康づくりを促進するために、「荒川ばん座位体操」の、普及・啓発を行うことにより、健康管理・健康維持を支援する。				
対象者等	障がい者やその家族、ふれあい粋・活サロン参加者及び区民全般（ヘルパー・ボランティア・事業所・高齢者等）				
内容	【概要】 体操名称：荒川ばん座位体操 [意味]一人でも多くの方（万人）が座ったままで（座位）できる体操である。 体操内容：車いすや椅子に腰掛けた姿勢のまま運動できる約10分間の体操。自発的に手足を動かすことが困難な者でも、介助者と一緒に行うことができる。				
	【各種講座】 ばん座位体操への理解を深めるため、各種講座を開催する。 リーダー育成研修 ...体操の基礎を学習し、体操を指導できる「ばん座位体操リーダー」を育成 介護事業所向け講座...ヘルパーや介護者向け、介助方法を学ぶ 体操教室 ...区内施設等で開催すると同時に、効果測定や健康相談を定期的実施 ステップアップ研修...リーダーを対象に、体操教師角路氏方法やレクリエーション技術を学ぶ 【広報活動】 ポスター・パンフレットを作成し区内各所で掲示・配布する。 解説書・VHS・DVDを作成し、障害者福祉課において希望者に無償配布する。				
経過	平成17年 2月 首都大学東京山田拓実研究室と共同開発、事業案企画、モニター協力依頼 平成19年12月 アクロスまつりでの公開発表、区内施設（たんぼぼセンター等）での体操実施 平成20年 1月 「荒川ばん座位体操」商標登録申請、DVD・VHS作成 平成20年 7月 区立施設での体操教室を開始（たんぼぼセンター：水曜、アトピアあらかわ：火・金曜） 平成20年12月 東京都福祉保健医療学会で、荒川ばん座位体操を発表 平成22年 4月 西日暮里6丁目施設及び義肢装具センターを拠点に追加 平成22年10月 西日暮里6丁目施設から粋・活サロンの会場を移し、特養さくら館を拠点に追加 平成24年 4月 西尾久ふれあい館を拠点に追加 平成25年度 参加者の事故に備えて、傷害保険・賠償責任保険に加入。				
必要性	障がいがあると、身体を動かす機会が減り、身体が動かなくなるという悪循環が生じる。 障がい者の健康管理の具体的方法（身体の動かし方等）がわかりにくい。 在宅生活において、健康管理は自己管理に委ねられている。 障がい者向けの健康増進・機能維持を目的とした事業がない。 以上の問題点を、体操を通じて障がい者の健康維持・健康管理の意識を高めるために必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		(単位：千円)						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	3,000	1,205	1,298	961	982	959	962
	決算額（25年度は見込み）	2,677	958	1,034	574	607	723	962
	人件費等	854	3,812	4,886	4,534	4,235	5,370	
	減価償却費				1,511	1,555	2,098	
	【事務分担量】（%）	10	45	60	52	50	65	
	合計（+ +）	3,531	4,770	5,920	6,619	6,397	8,191	962
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	2,676	987	1,295	323	370	382	481
	その他（特定財源）							
	一般財源	855	3,783	4,625	6,296	6,027	7,809	481
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	リーダー人数	0	15	40	46	51	57	63

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	講演会等謝礼	522	講演会等謝礼	657	講演会等謝礼
需用費	消耗品費	85	消耗品費	66	消耗品費	62	
					保険料	77	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	リーダー人数	46	51	57	63	70	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>研修会等で修了したリーダーが主体となって活動できるように働きかける。 身近な地域で参加できるように、実施する場所づくりが必要である。</p>
他区の実況	<p>（実施 0 区 未実施 22 区）</p> <p>同種事業 …… ころばん体操・せらばん体操（高齢者福祉課）</p>

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
日中に活動できるリーダーを育成し、各拠点のリーダーを拡充する。	リーダーが活動できる場所を区内に確保していく。
障がい者が身近な場所で体操が受けられるように場所を拡充していく。（ふれあい粋・活サロンを含む）	障がい者が身近な場所で体操が受けられるように場所を拡充していく。（ふれあい粋・活サロンを含む）
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障がい者グループホーム及び緊急一時保護寮運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	川上	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	障害者グループホーム及び緊急一時保護寮運営費（01-15-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	6年度	根拠	知的障害者福祉法、障害者総合支援法、
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区立障害者グループホーム条例
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	1 共同生活援助事業（グループホーム）.....企業及び福祉作業所等に就労している知的障がい者に生活の場を提供し、日常生活の援助指導を行うことにより、自立を促進する。 2 緊急一時保護事業.....介護者が緊急的（疾病等）理由及びレスパイト（介護者の旅行や休養等）により一時的に介護できない時に保護することによって、障がい者（児）及び介護者の福祉の向上に資する。				
対象者等	グループホーム：受給者証の交付を受けた18歳以上の知的障がい者等 緊急一時保護事業：在宅で就学年齢以上の身体障害者手帳1～3級及び愛の手帳の所持者 体験入所事業：緊急一時保護事業の利用対象者で、愛の手帳の所持者				
内容	【グループホーム】 知的障がい者で現に就労している人に対して共同生活の場を提供し、食事の世話や生活指導を行う。 定員：4人 利用期間：原則3年 総合支援法に基づく利用者負担：受給者証記載の負担割合に基づく額 使用料(家賃相当)：月0円～13,500円、食費：朝350円・昼400円・夕550円以内、共益費：月3,000円 【緊急一時保護事業】 在宅の障がい者(児)の介護者が、疾病・冠婚葬祭等で一時的に介護できない時に世話をを行う。利用には事前登録が必要。(学校・町会・連合会行事については利用可、グループ内活動は不可) 定員：2人 利用期間：1回7日以内(年間の利用限度なし) レスパイトは、年2回(1回につき3日以内) 使用料：1日700円 食費：朝350円・昼400円・夕550円 以内 【体験入所事業】 定員に空きがある期間を活用し住居や職員に慣れるために入所する。定員：1人、利用期間：6泊7日 【施設概要】ピアホーム西日暮里(荒川区西日暮里2-2-6) 主要施設：寮生居室4室、緊急一時保護室、食堂、浴室、世話人居室 敷地面積：439.84㎡ 延床面積：292.24㎡ 構造：鉄筋コンクリート造 地上4階(1・2階部分)				
経過	平成6年 生活事業開始(入居は5月より) 緊急一時保護事業開始(入居は8月より) 平成8年 体験入所事業開始(入居は7月より) 平成12年 レスパイト利用開始(緊急一時保護事業内に追加) 平成15年 荒川区立障害者GH条例に改正。生活事業部分 知的障害者福祉法の指定地域生活援助事業 平成18年 障害者自立支援法の共同生活援助へ移行(指定管理者制度に移行、利用料の徴収) 平成25年 法改正(障害者自立支援法 略称・障害者総合支援法)				
必要性	1 区立のグループホームを持つことにより、通常のグループホームより自立生活訓練的な内容を持つ 2 緊急一時保護事業は総合支援法の制約を受けず、真に緊急的なニーズ及びレスパイトに対応できる				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 指定管理委託：東京都知的障害者育成会(平成21年度指定管理者更新H21.4～H26.3) 職員数：常勤職員 3人(住み込み1人、通勤2人)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	14,835	16,743	25,031	24,020	23,753	22,540	22,786	
決算額(25年度は見込み)	14,835	16,741	22,530	23,904	23,753	22,386	22,786	
人件費等	1,708	2,541	814	261	2,964	2,891		
減価償却費				872	1,089	1,129		
【事務分担量】(%)	20	30	10	30	35	35		
合計(+ +)	16,543	19,282	23,344	25,037	27,806	26,406	22,786	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)	4,947	3,494	2,569	3,598	2,541	2,648	2,241	
一般財源	11,596	15,788	20,775	21,439	25,265	23,758	20,545	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	グループホーム利用者数	4	3	3	4	4	5	2
	// 利用率	41.7%	62.5%	60.4%	76.6%	56.0%	41.6%	50.0%
	緊急一時利用者数	515	590	363	482	593	415	400
	// 利用率	70.5%	80.8%	49.7%	66.0%	81.2%	56.8%	54.8%

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	尾久生活実習所運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	荻原	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	尾久生活実習所運営費（01-15-02）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	59 年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区立障害者通所支援施設条例、同施行規則	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	障害者総合支援法の規定に基づき、主に知的障がい者に対して、自立に必要な指導・訓練等を行うことにより、生活の充実及び社会的自立の助長を図る。				
対象者等	荒川区内に住所を有する18歳以上の障がい者で、一般就労及び授産活動が困難な方で受給者証の交付を受けた者 25年2月現在：54人（本場38人・分場16人）				
内容	<p>面積：本場 = 1152.41㎡、分場 = 440.48㎡</p> <p>主要設備：本場 = （実習室、作業室、多目的ホール・食堂、創作室、医務室） 分場 = （実習室、食堂、医務室）</p> <p>利用者の構成：重複障がい26人、知的のみ25人、身障のみ3人 障害程度区分6:24人、区分5:15人、区分4:15人 20歳台以下22人、30歳台23人、40歳台8人、60歳台1人（H24.4.1現在）</p> <p>利用者負担：総合支援法の規定による施設訓練費の10%の定率負担及び食費の実費を徴収する。ただし、18～21年度は定率負担は3%とし、22～23年度も継続。非課税世帯は減免あり。食費は半額に減額（課税650円 325円、非課税230円 115円） 22年4月より、低所得者の障害福祉サービス等に係る利用者負担が無料となった。</p>				
経過	<p>昭和59年：「あらかわ希望の家」設立（運営主体は荒川のぞみの会。用地・建物を区が貸与）</p> <p>昭和61年：運営主体荒川区社会福祉協議会へ運営移管（区の補助事業として）</p> <p>平成3年：旧真土小学校に移転。荒川区立生活実習所建設工事開始</p> <p>平成7年：荒川区立生活実習所開設（現在地）区立民営とする。</p> <p>平成12年：知的障害者福祉法内施設化。法内施設対象外の身体障がい者は生活実習事業を実施</p> <p>平成14年：尾久保健相談所跡に分場開設。定数は6名、年度毎に定数増を行い、最終19名とする。</p> <p>平成15年：知的障害者福祉法の改正により、措置制度から支援費制度へ移行</p> <p>平成16年7月：多目的ホール貸し出し有料化</p> <p>平成18年：自立支援法の施行にともなう制度改正（自己負担4月、施設変更10月以降）</p> <p>平成19年：定員変更 本場39名 分場19名</p> <p>平成21年4月：障害者自立支援法の法内施設として、生活介護施設に移行した。</p> <p>平成25年4月：法改正（障害者自立支援法 略称・障害者総合支援法）</p>				
必要性	荒川区では、特別支援学校卒業後は、重度障がい者であっても、在宅にしない方針のもと、必要な施設の設置、運営を行っている。				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指定管理委託： 荒川区社会福祉協議会（18年4月～）平成21年4月更新（H21.4～H26.3）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	201,502	204,158	223,435	232,431	223,327	230,530	228,182	
決算額（25年度は見込み）	200,014	203,397	219,264	228,014	211,670	229,505	228,182	
人件費等	3,416	2,795	1,629	2,616	2,964	2,478		
減価償却費				872	1,089	968		
【事務分担量】（%）	40	33	20	30	35	30		
合計（+ +）	203,430	206,192	220,893	231,502	215,723	232,951	228,182	
国（特定財源）								
都（特定財源）	2,250	2,250	2,250	2,250	2,250	0	0	
その他（特定財源）	77,670	82,869	110,230	100,992	114,325	122,167	120,489	
一般財源	123,510	121,073	108,413	128,260	99,148	110,784	107,693	
実績推移	事項名							
施設定数	58	58	58	58	58	58	58	
通所者数（年度末）	50	52	53	52	54	54	54	
利用率（通所者数/定数）	86.2%	89.7%	91.4%	89.7%	93.1%	93.1%	93.1%	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	人件費	150,904	人件費	161,653	人件費
	管理費	37,782	管理費	37,714	管理費	38,398	
	事業費	9,966	事業費	10,725	事業費	11,576	
	積立金及び本部繰入金	5,326	積立金及び本部繰入金	10,793	積立金及び本部繰入金		
使用料・賃借料	通所バスリース料	7,667	通所バスリース料	6,086	通所バスリース料	6,731	
公課費	自動車重量税	25	自動車重量税	21	自動車重量税	25	
報償費等					指定管理更新	125	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	利用者定員	58	58	58	58	58	-
	利用者数	52	54	54	55	58	-
	利用率	89.7%	93.1%	93.1%	94.8%	100%	-

（問題点・課題）	<p>・施設開設（H7.4）後、15年を経過し、近年、水回りや空調等の設備の老朽化が顕著である。 22年度に受水槽及び消火水槽の改修、23年度に全館給湯給水管の改修を実施。</p>
他区の実施状況	<p>（実施 19 区 未実施 3 区） （生活実習所・法外施設 1区）世田谷1カ所 （知的更生施設・法内施設 20区） 港1、新宿1、文京2、墨田1、江東3、品川3、目黒2、大田6、世田谷6、渋谷1、中野1、杉並2、豊島2、北2、板橋5、練馬7、足立5、葛飾2、江戸川4カ所</p>

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
修繕計画の作成・実施	修繕計画に基づく設備改修・維持の実施
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	区立の通所施設であり、円滑な事業運営に取り組む。

状況（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	荒川生活実習所・荒川福祉作業所運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	大河内	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	荒川生活実習所・荒川福祉作業所運営費（01-15-03）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	48 年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区立障害者通所支援施設条例、同施行規則	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生活健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	<p>【荒川生活実習所】18歳以上の知的障がい者の日中活動の場として、創作・作業・レクリエーション活動等を通じ、地域での自立生活を支援する。</p> <p>【荒川福祉作業所】継続した就労支援活動を行うと共に一般就労が困難な心身障がい者に、作業と設備を提供し、作業活動及び生活能力向上等の支援を通じ、地域での自立生活を援助する。</p>				
対象者等	<p>【荒川生活実習所】18歳以上の重度の知的障がい者であって、一般就労及び授産活動が困難な方で施設受給者証の交付を受けた方</p> <p>【荒川福祉作業所】18歳以上の知的障がい者であって、作業能力を有するか又は期待できる方 原則、単独通所が可能な方で施設受給者証の交付を受けた方</p>				
内容	<p>【施設概要】 所在地：荒川1-53-9 延床面積：1,853.4㎡ 主要設備：相談室、集会室、作業室、利用者更衣室、ライフトワー、車椅子専用トイレ他</p> <p>【荒川生活実習所】 事業内容：生活介護（定員40名）…生活指導、生活援助、創作活動等 1クラスあたり利用者6～10名で3クラス（職員は各クラス3～4名体制） 利用者負担：原則10%（定率負担）、ただし、18年度から定率負担は3%、食費は半額に減額。 平成22年度から低所得者層の利用者負担額が免除となる。</p> <p>【荒川福祉作業所】 事業内容：就労移行支援（定員7名）、就労継続支援B型（定員48名）…作業援助、就労支援等 一般企業との契約により、箱折り等の簡易作業を実施、代金を工賃として支給する。 利用者負担：荒川生活実習所と同様</p>				
経過	<p>昭和48年 6月 荒川生活実習所は区立心身障害者福祉センター指導係成人グループとして、荒川福祉作業所は都立荒川心身障害者福祉作業所として開設</p> <p>昭和55年 4月 荒川福祉作業所が東京都から荒川区へ事務移管される</p> <p>平成16年 9月 荒川生活実習所及び同福祉作業所を法に基づく通所援護施設に移行する（給食の実施）</p> <p>平成18年 4月 両施設の運営を荒川区社会福祉協議会に業務委託（指定管理者制度の移行準備）</p> <p>平成19年 4月 両施設を指定管理者である荒川区社会福祉協議会が管理運営を行う</p> <p>平成21年 4月 障害者自立支援法の法内施設に移行 荒川生活実習所：生活介護施設（定員拡大：27名 40名） 荒川福祉作業所：就労移行支援・就労継続支援B型施設（定員拡大：48名 55名）</p> <p>平成25年 4月 法改正（障害者自立支援法 略称・障害者総合支援法）</p>				
必要性	知的障がい者の日中活動の場として、地域での自立生活を支援する観点からなくてはならない施設である。とりわけ特別支援学校卒業者の受け皿として施設の運営、整備を図っている。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指定管理委託：荒川区社会福祉協議会（平成19年4月～）平成24年4月更新（H24.4～H29.3）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	183,843	193,227	199,354	189,404	201,368	198,484	214,147	
決算額（25年度は見込み）	170,470	182,241	184,516	182,194	186,619	189,753	214,147	
人件費等	1,708	1,694	1,629	2,616	1,694	1,239		
減価償却費				872	622	484		
【事務分担量】（%）	20	20	20	30	20	15		
合計（+ +）	172,178	183,935	186,145	185,682	188,935	191,476	214,147	
国（特定財源）								
都（特定財源）	2,250	2,250	2,250	2,250	2,250	0	0	
その他（特定財源）	108,275	114,611	141,558	137,875	146,960	154,314	135,436	
一般財源	61,653	67,074	42,337	45,557	39,725	37,162	78,711	
注の	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	荒川生活実習所利用者在籍数	26名	25名	27名	31名	33名	35名	35名
	荒川福祉作業所利用者在籍数	48名	47名	47名	47名	47名	47名	44名

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費等	AED消耗品	6	AED消耗品	20	AED買い替え	213
	委託料	人件費	135,352	人件費	138,144	人件費	149,542
		運営費	43,315	運営費	44,194	運営費	56,374
		実習所事業費	2,272	実習所事業費	2,238	実習所事業費	2,485
		作業所事業費	2,448	作業所事業費	2,128	作業所事業費	2,504
	賃借料	不動産賃借料	3,029	不動産賃借料	3,029	不動産賃借料	3,029
	報償費	実績審査謝礼	194				
	食糧費	実績審査お茶	3				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	荒川生活実習所利用者出席率（％）	88.0	88.3	88.7	90.0	93.0	出席日数 / (平日 × 利用者数)
	荒川福祉作業所利用者出席率（％）	87.2	86.5	81.0	90.0	93.0	出席日数 / (平日 × 利用者数)
	荒川福祉作業所利用者工賃（平均月額）	8,892	9,996	9,005	9,500	10,000	受注開拓に努める

(問題点・課題)	<p>荒川生活実習所 利用者の年齢差や状態の差（例：ペースト状の食形態の人等）に合うプログラムに工夫が必要である。</p> <p>荒川福祉作業所 高齢の利用者が増え、作業や行事への参加に配慮が必要となっている。（60歳以上7人うち70歳以上2人） 工賃収入を増額するため、積極的に受注開拓していく。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
個々の様態に合わせた、きめ細かい支援プログラムを設定する。	個々の様態に合わせた、きめ細かい支援プログラムを設定する。
高齢の利用者に対し、生活全般を視野に入れた支援をしていく。	高齢の利用者に対し、生活全般を視野に入れた支援をしていく。
区内民間作業所と連携し受注の分配体制を築き、また荒川福祉作業所の受注開拓を積極的に行い、利用者工賃のアップを図る。	区内民間作業所と連携し受注の分配体制を築き、また荒川福祉作業所の受注開拓を積極的に行い、利用者工賃のアップを図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	区立の通所施設であり、円滑な事業運営に取り組む。

(状況)	
------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障害者福祉会館運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形																														
		担当者名	小林	内線	2683																														
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	障害者福祉会館運営費（01-15-04）																																		
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業																															
開始年度	昭和 平成	9年度	根拠	荒川区立障害者福祉会館条例、同施行規則																															
終期設定	有 無	年度	法令等																																
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画																														
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]																																	
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																																	
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]																																	
目的	障がい者が地域の中で豊かに暮らしていくことを目指し、区民への啓発・交流の場、自主的な活動の場を提供することで、障がい者自身の地域参加及び自立を図る																																		
対象者等	障がい者及び区民全般																																		
内容	<p>【貸館業務】会議室等（多目的ホール、会議室）の貸出（障害者福祉推進団体は使用料免除）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>使用料（円）</td> <td>午前</td> <td>午後</td> <td>夜間</td> <td>全日</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール（全）</td> <td>5,200</td> <td>5,200</td> <td>6,100</td> <td>16,500</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール1</td> <td>3,400</td> <td>3,400</td> <td>3,900</td> <td>10,700</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール2</td> <td>1,800</td> <td>1,800</td> <td>2,200</td> <td>5,800</td> </tr> <tr> <td>第1.2会議室</td> <td>1,300</td> <td>1,300</td> <td>1,500</td> <td>4,100</td> </tr> <tr> <td>第3会議室（和室）</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,100</td> <td>3,100</td> </tr> </table> <p>【文化・教養講座事業】障がい者向け料理教室、リズム体操教室</p> <p>【情報提供事業】点字教室、インターネットスポットの提供、新聞・雑誌・図書などの閲覧、各種展示</p> <p>【ふれあい交流事業】スポーツ交流会、ステージ発表会、バリアフリー講座、親子ボランティア講座</p> <p>【各種事業】IT講習会、アクロスまつり、障害者週間関連事業、防災・避難訓練</p> <p>【施設概要】荒川区荒川2-57-8</p> <p>主要施設：会議室、多目的ホール、点字ワープロ室、対面朗読室 開館時間：9：00～22：00</p> <p>構造：鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階</p> <p>敷地面積：771.64㎡ 延床面積：1,482.08㎡ 休館日：毎月第3火曜・年末年始（12/29～1/3）</p> <p>【障害者福祉推進団体】76団体（平成25年3月31日現在）</p>					使用料（円）	午前	午後	夜間	全日	多目的ホール（全）	5,200	5,200	6,100	16,500	多目的ホール1	3,400	3,400	3,900	10,700	多目的ホール2	1,800	1,800	2,200	5,800	第1.2会議室	1,300	1,300	1,500	4,100	第3会議室（和室）	1,000	1,000	1,100	3,100
使用料（円）	午前	午後	夜間	全日																															
多目的ホール（全）	5,200	5,200	6,100	16,500																															
多目的ホール1	3,400	3,400	3,900	10,700																															
多目的ホール2	1,800	1,800	2,200	5,800																															
第1.2会議室	1,300	1,300	1,500	4,100																															
第3会議室（和室）	1,000	1,000	1,100	3,100																															
経過	<p>平成9年8月 開設</p> <p>平成12年 アクロスあらかわIT講習会開始</p> <p>平成13年1月 条例改正（使用料免除対象団体を精神障がい者団体まで拡大）</p> <p>平成14年8月 インターネットスポット開設</p> <p>平成17年度 聴覚障がい者用情報受信装置（手話放送用）設置</p> <p>平成18年4月 指定管理者制度に移行</p> <p>平成21年4月 指定管理者更新（H21.4.1～H26.3.31）、情報バリアフリー化推進事業を統合</p> <p>平成25年度 指定管理満期に伴う次期指定管理者の公募実施</p>																																		
必要性	障がい者の社会参加及び自主活動の場の確保のため必要である。																																		
実施方法	<p>（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>指定管理委託：荒川区社会福祉協議会</p> <p>職員数：常勤職員2人 非常勤職員3人</p>																																		

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	39,291	41,896	51,420	45,477	42,147	40,008	42,374	
決算額（25年度は見込み）	39,286	40,492	50,370	45,286	39,309	40,004	42,374	
人件費等	854	847	814	1,744	2,541	3,386		
減価償却費				581	933	1,388		
【事務分担量】（%）	10	10	10	20	30	43		
合計（+ +）	40,140	41,339	51,184	47,611	42,783	44,778	42,374	
国（特定財源）								
都（特定財源）	749	930	929	934	986	678	767	
その他（特定財源）	990	555	923	907	1,298	652	831	
一般財源	38,401	39,854	49,332	45,770	40,499	43,448	40,776	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	会議室等利用件数	3,398	3,429	3,360	3,240	3,332	3,573	3,368
	会議室等利用者総数	49,628	45,353	44,535	47,194	46,965	47,247	48,095
	会議室等利用率	65.1%	65.9%	64.6%	63.2%	52.9%	59.6%	64.7%
	施設利用者総数	66,772	60,417	50,807	54,628	56,304	63,213	57,606

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費	消耗品（AED等）	0	0	消耗品（AED等）	20	消耗品（盲人卓球）
委託料	人件費	19,841	19,841	人件費	20,763	人件費	21,291
	管理費	15,905	15,905	管理費	16,917	管理費	19,109
	事業費	1,595	1,595	事業費	1,270	事業費	1,376
	本部繰入金	96	96	本部繰入金	20	本部繰入金	20
備品購入費	積立金	1,872	1,872	積立金	1,014	積立金	1,014
	AED買替・盲人卓球			AED買替・盲人卓球		AED買替・盲人卓球	590

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	多目的ホール・会議室利用率	63.2%	52.9%	59.6%	64.7%	70.0%	利用件数/貸出可能コマ数 23年度は節電のため夜間貸出を一時休止
	障害者福祉推進団体登録数	76団体	74団体	76団体	77団体	77団体	登録障害者団体の数

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・稼働率が低い貸室の利用方法の見直しが必要である。 ・利用者アンケートより、施設情報がわかりにくいという声が多いため、広報の内容や手段の工夫が必要である。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 20 区 未実施 2 区）</p> <p>中央、港、新宿、文京、江東、大田、世田谷、杉並、豊島、板橋、葛飾、中野、台東、練馬、千代田、目黒、北、品川、足立、江戸川</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	稼働率が低い貸室について、会館主催の講座やイベントなどで積極的に活用し、利用者に貸室の利用を促す。	-
	事業実施の際、広報の工夫及び媒体の検討を行い、利用者が参加しやすいようにする。	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

（状況）	<p>11年一定 「精神障がい者団体等への施設利用料の減免対象拡大について」</p> <p>11年三定 「精神障がい者団体等への施設利用料の減免対象拡大について」</p> <p>14年一定 「機器の購入費助成、インターネット接続料補助について」</p>
------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	精神障がい者地域生活支援センター 運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	鈴木	内線	2684
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）	精神障害者地域生活支援センター運営費 （01-15-06）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	14年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区精神障害者地域生活 支援センター設置条例、同施行規則
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	地域で生活する精神障がい者の日常生活の支援、日常的な相談（夜間・休日）を行い、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加を促進する。区内の社会復帰施設等を利用する障がい者、通院中の障がい者が憩い、地域交流のできる場とする。精神ボランティア活動、訪問活動など、地域生活支援事業の拠点とする。				
対象者等	区内に住所を有する精神障がい者とその家族等				
内容	日常生活支援 相談活動	夕食会、当事者活動の支援・就労支援のプログラム・情報提供コーナー 当事者や家族に対し面接や電話による、服薬・金銭管理・対人関係などの悩み、福祉サービス利用についての相談			
	「憩いの場」の提供	夜間や休日にも利用できるオープンスペースの提供・喫茶コーナー設置によるくつろぎの場の提供			
	地域交流活動 開館日・時間	展示会や公開講座等の開催による地域住民との交流、ボランティアの育成支援 年末年始の6日間と毎月第3木曜日を除く毎日 午前9時～午後7時（電話相談は午後9時）			
経過	平成12年 平成13年 平成13年	保健所に検討会を設け、先行施設の調査を開始し、事業内容、必要施設案を策定 候補地をあげ、建設費（施設改修工事、備品等）の予算案を決定 運営方法は公設民営とし、法の趣旨に沿って、社会復帰施設の附属化をさける方向で 社会福祉法人・特定非営利法人・任意団体に委託することを決定			
	平成15年 1月 平成17年 4月	精神障害者地域生活支援センターアゼリア開設 開館時間を午前9時～午後9時から午前9時～午後7時に変更 精神保健福祉ボランティア講座の委託開始			
	平成18年 4月 平成18年10月 平成20年 4月 平成24年 4月 平成25年 4月	デイケア事業の一部を委託 障害者自立支援法に基づく「相談支援事業・地域活動支援センター 型」へ移行 福祉サービス事業開始 デイケア事業を見直し、登録制の社会復帰プログラムのグループ活動として事業を変更 法改正（障害者自立支援法 略称・障害者総合支援法）			
必要性	回復途上にある精神障がい者を対象に、生活の場を提供し、日常生活における援助等を行い、地域生活を送り自立を促進するための施設として必要である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指定管理委託：社会福祉法人トラムあらかわ 基本協定期間（平成21年4月1日～平成26年3月31日）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	30,358	31,303	32,751	33,161	35,489	33,954	34,895	
決算額（25年度は見込み）	30,236	31,294	32,744	33,153	34,228	33,921	34,895	
人件費等	2,135	2,118	2,443	2,616	3,811	4,544		
減価償却費				872	1,400	1,775		
【事務分担量】（%）	25	25	30	30	45	55		
合計（+ +）	32,371	33,412	35,187	36,641	39,439	40,240	34,895	
国（特定財源）								
都（特定財源）	1,622	1,622	1,622	1,622	1,622	1,622	1,622	
その他（特定財源）								
一般財源	30,749	31,790	33,565	35,019	37,817	38,618	33,273	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	1日平均来館者数	26	29	31	29	31	23	31
	1回平均支援プログラムのべ参加者数	6	6	6	5	5	4	5
	1日平均相談件数（面接・電話計）	43	40	43	41	43	54	47
	新規登録者数	156	260	140	141	84	101	110

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		光熱水費	水道代	117	水道代	90	水道代
委託料	年間委託運営費	34,111	年間委託運営費	33,831	年間委託運営費	34,559	
備品購入費					A E D	213	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	来館者数	10,129	10,892	8,339	11,000	-	-
	支援プログラム参加者数	2,124	2,657	3,220	3,300	-	-
	相談件数	14,135	15,127	19,283	20,000	-	-

問題点・課題 (指標分析)	<p>来館者数は減少したが、プログラム参加者数・相談件数ともに増加傾向にあり、利用者の障がいも多岐にわたるようになってきたため、より専門性の高い相談支援や、訪問による個別支援計画作成等のサービスが提供できる体制を整備する必要がある。</p> <p>アゼリア（東尾久5丁目）は地域的に偏在しているため、南千住・日暮里地区の対象者が利用しにくい。そのため、精神障がい者の福祉サービスの利用を支援するための新たな機能をもつ施設を検討する。</p>
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
精神障がい者が、治療中断中の場合に安定した地域生活を送ることができるよう、精神障がい者の相談支援を充実する。	特定指定相談事業所として実施できるよう、充実をはかっていく。
南千住か日暮里地域に地域生活支援センターの設置を検討する。	新たな地域生活支援センターを整備をする。
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	精神障がい者の相談支援体制の充実を図る。

議 況 (要旨)	
----------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	スクラムあらかわ運営等事業	部課名 福祉部障害者福祉課	課長名 山形	担当者名 大河内	内線 2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	スクラムあらかわ運営等事業費（01-16-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成 20 年度	根拠	協定書、荒川区障がい者地域生活支援事業実施要綱、障がい者地域生活支援施設運営費補助金交付要綱		
終期設定	有 無	法令等			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	社会福祉法人に区有地を無償貸与し、区内の障がい者の地域生活の拠点となる障がい者地域生活支援施設を整備させることにより、障がい者の福祉の向上を図る。				
対象者等	社会福祉法人 すかい				
内容	<p>1 施設概要</p> <p>所在地 町屋6丁目28番13号 面積 敷地：743.84㎡ 延床：2,321.53㎡ 構造 鉄筋コンクリート造6階建 開設 平成24年4月</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 自立支援給付事業（運営費補助） 共同生活介護（ケアホーム） 定員18人 対象：障害程度区分2以上 短期入所（ショートステイ） 定員12人 対象：障害程度区分1以上</p> <p>(2) 地域生活支援事業（委託事業） 地域活動支援センター 提供日：平日10時～16時 定員：15人 日中一時支援 提供日：平日16時～18時 定員：15人 施設入浴 提供日：平日10時～16時 定員：4～6名、登録者の予約制 相談支援 提供日：平日 9時～18時（電話は24時間体制） 移動支援（車両移送型） 施設利用者が対象、登録者の予約制</p>				
経過	<p>平成20年度 用地取得</p> <p>平成21年度 事業者公募・選定・決定、協定締結</p> <p>平成22年度 施設設計、計画通知、各種調整、建設工事</p> <p>平成23年度 建設工事・竣工</p> <p>平成24年度 開設</p>				
必要性	区内における障がい者の地域生活の拠点としての一体的な施設は、障がい者の地域生活を促進するために重要である。				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	施設の建設・運営について、事業者に対して区の補助金制度を適用する。 地域生活支援の事業については、事業者に業務委託する。				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額		332,113	5,508	26,797	510,351	144,220	137,944
	決算額（25年度は見込み）		291,000	2,278	26,611	505,381	114,198	137,944
	人件費等		3,388	7,737	8,633	7,471	3,304	
	減価償却費				2,876	2,955	1,291	
	【事務分担当】（%）			40	95	99	95	40
	合計（+ +）	0	294,388	10,015	38,120	515,807	118,793	137,944
実績の推移	国（特定財源）						10,713	12,493
	都（特定財源）				5,997	54,003	5,356	6,246
	その他（特定財源）						34	34
	一般財源	0	294,388	10,015	32,123	461,804	102,690	119,171
	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
共同生活介護事業在籍者数						17	18	
短期入所事業利用回数						2,418	3,100	
地域活動支援センター事業実施回数						93	144	
日中一時支援事業実施回数						636	900	
施設入浴実施回数						431	432	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料			地域生活支援委託	81,328	地域生活支援委託	85,744
	負担金補助	建設費補助	502,877	運営費補助	32,870	運営費補助	52,200
		開設準備補助	2,504				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	短期入所利用率	-	-	55.2%	70.8%	80.0%	利用回数 / (365日 × 12床)
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題)	利用状況の把握及び適切な指導。 地域との交流や協力体制等の促進。
他区の実況	（実施 2 区 未実施 20 区） 最近の他区の施設整備状況 台東区：障害者支援施設 浅草ほうらい（平成22年6月開設・法人立） 千代田区：千代田区立障害者福祉センターえみふる（平成22年1月開設・指定管理）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
施設の円滑な運営を支援する。	施設の円滑な運営を支援する。
地域・事業者・区との連携による施設運営に努める。	地域・事業者・区との連携による施設運営に努める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	安定した施設運営に取り組む。

(状況)	21年決特 「ケアホームの入居期間について（3年で退居しなければならないのか）」
------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	精神保健福祉事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	鈴木	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	精神保健福祉事業費（01-17-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	41 年度	根拠	精神保健福祉法、地域保健法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	地域精神保健福祉活動の中心として、関係諸機関・施設との連絡調整のもとに、精神障がい者の早期治療の促進及び社会適応・復帰を援助するため相談・訪問等を積極的に行う。また、精神保健福祉に対する区民の意識を高める。				
対象者等	区民及び区内精神障がい者（推定数3,000人）その家族、関係者。				
内容	<p>1 予防と健康の保持増進 (1) 普及啓発：講演会（年3回）、ひきこもり家族教室（年8回） 依頼による健康教育、区報を利用した知識の普及 (2) 相談：こころの健康相談（年48回）、思春期・ひきこもり心理相談（年24回） 統合失調症家族教室（年7回）、保健師による訪問指導、来所・電話相談（随時）</p> <p>2 保護 警察官通報（精神保健福祉法第24条）、区長同意、移送</p> <p>3 組織の育成 精神障がい者家族会（めぐみ会）支援 精神障がい者ホームヘルプステップアップ研修の実施</p>				
経過	<p>平成14年度 区内の精神障がい者施設に呼びかけてスポーツ交流会開催</p> <p>平成17年度 精神保健福祉ボランティア講座を生活支援センターへ委託</p> <p>平成18年度 自立支援法施行により、精神障がい者ヘルパー養成研修が廃止される。（区独自で精神障がい者ヘルパーステップアップ研修実施） 組織改正により保健所から事務移管</p> <p>平成22年度 自殺予防事業の実施に伴い、思春期・ひきこもり心理相談及びひきこもり家族教室を組み入れた</p>				
必要性	区民の精神的健康の保持増進、精神疾患の早期治療、並びに精神障がい者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加を図る取り組みは、地域住民の福祉のために不可欠である。				
実施方法	(1 直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	2,818	2,559	2,526	2,726	2,461	2,500	2,496
	決算額（25年度は見込み）	1,956	2,217	2,155	2,373	2,279	2,443	2,496
	人件費等	9,821	8,894	9,773	10,028	11,857	10,905	
	減価償却費				3,341	4,354	4,260	
	【事務分担量】（%）	115	105	120	115	140	132	
	合計（+ +）	11,777	11,111	11,928	15,742	18,490	17,608	2,496
	国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
都（特定財源）	46	214	205	250	193	224	242	
その他（特定財源）								
一般財源	11,731	10,897	11,723	15,492	18,297	17,384	2,254	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	区長同意・解除（人）	40	59	71	98	73	59	86
	警察官24条通報（件）	30	32	39	37	28	33	34
	相談者数（精神科医・臨床心理士）	131	124	143	164	206	211	239
	ホームヘルプ講座参加者実人数	24	31	61	98	-	93	100

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		賃金	精神科医師・臨床心理士	1,765	精神科医師・臨床心理士	1,861	精神科医師・臨床心理士
報償費	講演会講師謝礼	253	講演会講師謝礼	341	講演会講師謝礼	377	
需用費	消耗品等	105	消耗品等	91	消耗品等	101	
役務費	保険料	9	保険料	9	保険料	9	
使用料	スポーツ交流・講演会会場	27	スポーツ交流・講演会会場	21	スポーツ交流・講演会会場	27	
負担金補	家族会補助会会場	120	家族会補助	120	家族会補助	120	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 26年度)	
標	精神科医師・臨床心理士相談者延べ数	164	206	211	230	-	-
	保健師による相談者延べ数	7,281	9,130	9,468	9,500	-	-
	家族教室参加者延べ数	106	95	59	100	-	-

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	精神障がい者の安定した地域生活のために必要な事業である。

況議 （要 質 問 状）	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	精神保健福祉ネットワーク事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	与儀	内線	2378
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	精神保健福祉連絡協議会（01-17-02）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	5年度	根拠法令等	荒川区精神保健福祉連絡協議会設置要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	1 精神保健福祉活動を行う機関・団体で構成する精神保健福祉連絡協議会を設置し、地域における精神保健福祉のネットワークの充実と荒川区の地域精神保健福祉施策の推進を図る。 2 実務担当者のネットワークとして、精神保健福祉ネットワーク会議を開催する。				
対象者等	1 協議会は、福祉部長・健康部長・保健所長・地域の精神科医師・精神保健福祉センター所長・学識経験者・区内施設関係者・民生委員・荒川区精神障害者家族会及び当事者・支援センターアゼリア所長・商店街連合会の推薦などで委員を構成。オブザーバーとして警察署が参加する。 2 精神保健福祉ネットワーク会議は関係機関の実務担当者を中心に構成する。				
内容	1 精神保健福祉連絡協議会における協議事項 （1）精神保健福祉活動の推進に関すること （2）関係機関、関係団体の協力体制の整備に関すること （3）精神保健福祉の正しい知識の普及・啓発に関すること （4）自助グループ、協力団体等の育成に関すること （5）その他、協議会会長が必要と認める事項 2 精神ネットワーク会議は、事例検討や情報交換を通して、関係機関相互の「顔の見えるネットワークづくり」をめざす。				
経過	平成17年度 構成員の見直しに伴う要綱・要領を改正（支援センターアゼリアの代表を委員に加える等） また、薬物・酒害相談関係機関連絡会および精神保健福祉関係機関連絡会を一本化した上、荒川区精神保健福祉連絡協議会の実務担当者のネットワーク会議として位置付けた。また、委員謝礼を廃止した。				
必要性	精神保健福祉に関する幅広い情報提供を相互に行うことで、「顔の見えるネットワーク」を構築し、複雑困難事例の処遇や普及啓発活動等を行うことができる。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 1 連協の委員任期 平成23年4月～平成26年3月 年間1回の実施 2 ネットワーク会議は年4回。区内外の医療機関・施設・関係機関の実務担当者の参加を呼びかけている。				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	180	173	173	173	186	177	177
	決算額（25年度は見込み）	161	130	94	138	169	126	177
	人件費等	5,124	5,929	6,922	3,104	3,933	5,498	
	減価償却費				1,113	1,866	2,582	
	【事務分担量】（%）	60	70	85	39	60	80	
	合計（+ +）	5,285	6,059	7,016	4,355	5,968	8,206	177
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	5,285	6,059	7,016	4,355	5,968	8,206	177
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	連絡協議会開催(回)	1	1	1	1	1	1	1
	ネットワーク会議(回)	4	4	4	4	4	4	4
	ネットワーク会議参加者数(人)	114	135	133	130	193	201	210
	参加団体数	20	32	32	42	44	50	52

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	外部委員・講師謝礼	165	外部委員・講師謝礼	120	外部委員・講師謝礼	173
需用費	食糧費	1	食糧費	4	食糧費	2	
使用料	会議室使用料	3	会議室使用料	2	会議室使用料	2	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	精神保健福祉ネットワーク 会議参加者数（人）	130	193	201	210	220	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	精神保健福祉の現状と動向を踏まえた上で、関係機関への積極的な働きかけを行う必要がある。
他区の実況	（実施 18 区 未実施 4 区）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
精神保健福祉ネットワーク会議に参加する関係団体数を増やす。	顔の見えるネットワークづくりをめざして、参加団体数の増加と内容の充実を図る。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	関係機関のネットワークを充実させ、事例の多様化に対応する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	薬物・酒害対策事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	鈴木	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	薬物・酒害対策事業費（01-17-03）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	8 年度	根拠	荒川区基本計画・実施計画、保健医療計画、精神保健福祉法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	薬物・酒害相談 薬物・アルコール依存症者及び家庭環境の事情に応じて適切・総合的に対応し、健康回復と社会復帰を促進する 薬物乱用防止対策 関係機関と連携し、乱用防止の普及啓発を推進する。				
対象者等	相談対象は薬物、酒など嗜癖問題に悩む区内在住者 区関係部署と更生保護施設等や小中学校との連携				
内容	薬物・酒害相談 …… 精神科医師と民間相談員による専門相談。年間24回（各2名） 保健師による訪問・面接・自助グループ、医療機関の紹介 薬物乱用・酒害の予防及び対応に関する区民への講演会 年間1回/薬物乱用予防教育（年間6校）				
経過	平成 8年 4月 酒害相談（月2回）個別相談・家族教室（月2回）開始。酒害相談の中で薬物相談も実施 酒害相談関係機関連絡会（年2回）開始。 平成11年度 東京都の受託事業（3年間）として、薬物相談関係機関連絡協議会（年2回）を設置。 平成13年 2月 区内薬店・薬局11個所に「薬物相談窓口」を設置。家族教室廃止。 平成14年度 薬物酒害相談にアルコール依存リハビリ施設（リブ作業所）と薬物依存リハビリ施設（ダルク）の回復者による民間相談を導入。薬物相談関係機関連絡協議会は薬物相談関係機関連絡会として継承。 平成15年度 薬物相談関係機関連絡会と酒害相談関係機関連絡会を統合し、薬物酒害関係機関業務連絡会（年2回）を開催。東京都薬物乱用防止推進荒川地区協議会の事務局を担う。 平成17年度 薬物酒害関係機関業務連絡会と精神保健福祉関係機関業務連絡会を統合し、精神ネットワーク会議とし、荒川区精神保健連絡協議会の実務者レベルの会合と位置づける。 平成18年度 薬物乱用予防教育は健康推進課に移管。 平成20年度 東京都薬防協荒川地区事務局を保健所に移管。				
必要性	薬物依存症、アルコール依存症の健康回復・社会復帰には、当事者、家族など個人の力では限界があり専門機関との連携によるアプローチが不可欠である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 薬物・酒害相談：専門医に民間相談員も加えた相談とし、専門的な医療面からの支援と依存症からの回復モデルを示すことにより見通しを持った支援体制とする。関係機関との実務者レベルでの精神ネットワーク会議を活用し、相談及び支援の精度を高める。 薬物乱用防止対策事業：東京都薬物乱用防止荒川地区協議会や小中学校と連携し、地域に根ざした乱用防止体制を総合的に進める。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	789	1,174	1,174	1,204	1,208	1,204	1,202	
決算額（25年度は見込み）	775	1,024	1,081	1,093	985	1,105	1,202	
人件費等	854	847	1,629	3,104	4,235	2,974		
減価償却費				1,138	1,555	1,162		
【事務分担量】（%）	10	10	20	39	50	36		
合計（+ +）	1,629	1,871	2,710	5,335	6,775	5,241	1,202	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,629	1,871	2,710	5,335	6,775	5,241	1,202	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
相談者延数（医師等専門相談）	50	40	47	59	61	79	80	
薬物酒害相談開催（回数）	24	24	23	23	23	23	24	
薬物乱用予防教育（実施学校数）	8	8	10	6	3	4	6	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		賃金	医師雇上・民間相談員	919	医師雇上・民間相談員	1,005	医師雇上・民間相談員
報償費	講演会講師謝礼他	40	講演会講師謝礼他	66	講演会講師謝礼他	146	
一般需用費	図書・その他	26	図書・その他	28	図書・その他	30	
使用料	講演会場使用料	0	講演会場使用料	6	講演会場使用料	6	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	医師等専門相談者延べ人数	59	61	79	80	90	-
	保健師による相談者延べ数	957	905	817	1,020	1,100	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	（実施 15 区 未実施 7 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	様々な依存症に対応するよう取り組む。

議（要旨） 会 問 状	
----------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	自殺予防対策事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	与儀	内線	2378
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	自殺予防事業費（01-17-04）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	19 年度	根拠法令等	自殺対策基本法 精神保健福祉法 地域保健法	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	自殺予防事業として、自殺の現状を区民と関係職員等に広く周知し、自殺に追い込まれるおそれのある方に接した際に、必要な機関へ繋ぎ、ささえることができるよう、自殺予防のための全庁的な取り組みとする。				
対象者等	一般区民・区職員・関係機関職員				
内容	<p>1 普及啓発活動 普及啓発グッズとして、荒川区自殺予防手引き・こころと命のカード・カード入りポケットティッシュ・ポスター等を作成した。 ホームページに区の自殺予防事業を掲載し、相談先を簡単に検索できるサイト「いのちと暮らしの相談ナビ」を設置した。 区民及び関係者向け講演会の開催 関係各課が実施するイベント等で普及啓発活動を実施 図書館（5館）・区民ギャラリー（2回）・イベント（2回）</p> <p>2 研修・人材養成 ゲートキーパー（命の門番）研修（年4回）・依頼によるゲートキーパー研修（年9回） ゲートキーパーフォローアップ研修（年1回）</p> <p>3 関係機関との連携 実務担当者連絡会（年4回） 自殺未遂者支援連絡会の開催（年11回） 自殺予防部課長庁内連絡会（年1回）</p> <p>4 自殺未遂者への支援 平成23年には自殺未遂者調査研究事業報告書をNPO法人自殺対策支援センターライフリンクに委託して実施した。24年度からは救命救急センターが設置されている日本医科大学に加えて、東京女子医大東医療センターと連携し、自殺未遂者の支援を実施している。</p>				
経過	<p>平成18年10月 自殺対策基本法成立</p> <p>平成21年度 管理職等を対象とした講演会「荒川区の自殺を考える」開催</p> <p>平成22年度 全管理職・区議会議員職員を対象としたゲートキーパー研修を実施 自殺予防実務担当者連絡会を実施</p> <p>平成23年度 自殺未遂者支援連絡会の開催と「自殺未遂者調査研究事業報告書」を公表</p>				
必要性	尊い命を失わないためには、自殺のサインに気づき、関係者の連携した支援により、必要な機関に繋ぎ、支えるための仕組みを構築することが重要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 自殺未遂調査研究事業はNPO法人自殺対策支援センターライフリンクに委託して実施した。				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	216	183	208	2,062	6,542	1,863	1,742
	決算額（25年度は見込み）	167	46	80	1,038	5,441	1,511	1,742
	人件費等	427	424	407	10,464	16,879	16,082	
	減価償却費				3,486	7,464	7,583	
	【事務分担当】（%）	5	5	5	120	240	235	
	合計（+ +）	594	470	487	14,988	29,784	25,176	1,742
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	84	34	0	913	5,441	1,510	1,742
	その他（特定財源）							
	一般財源	510	436	487	14,075	24,343	23,666	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	うつ病セミナー参加者数	-	-	80	0	-	-	-
	ゲートキーパー研修会参加者数	-	-	-	153	583	542	550
	多分野合同研修参加者数	-	-	-	-	167	-	-
	自殺予防講演会参加者数	-	-	69	156	-	184	200

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	講師謝礼	344	講師謝礼	451	講師謝礼	617
	旅費	視察旅費	96	視察旅費	93	視察旅費	128
	需用費	印刷製本・消耗品	1,223	印刷製本・消耗品	884	印刷製本・消耗品	875
	役務費	郵送料	0	電話料	28	電話料	36
	委託料	未遂者調査研究等委託	3,708	封入委託	8	封入委託	9
	賃借料	会場使用料	70	会場使用料	47	会場使用料	77

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	自殺関連相談件数	92	208	161	200	200	障害者福祉課の保健師が相談を受け、訪問・面接等の延数
	自殺者数	48	53	43	-	-	警察庁統計による「地域の自殺者数の基礎資料」を参照
	ゲートキーパー研修受講者数	247	583	515	600	600	区職員対象の研修と区民団体からの依頼による受講者数

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・区職員にとどまらず、関係機関職員や区民団体を対象にしたゲートキーパー研修の受講者を増やす必要がある。 ・若年者の自殺予防として、教職員対象のゲートキーパー研修や自傷行為を繰り返す若年女性への支援策を推進する必要がある。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
ゲートキーパー研修の対象者を区職員および関係機関職員に加えて、区民に拡大する。	ゲートキーパーフォローアップ研修の対象を拡大する。
若年女性の支援を行なっている団体との連携を強化する。	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	自殺予防対策の充実を図る。

議 会 要 質 問 状	21年一定 「自死遺族のネットワークづくり及び自殺予防対策の23区での協力体制について」 22年予特 「自殺予防対策の全庁的な組織化について」 22年二定 「区民に対するメンタルヘルス対策の充実と啓発について」
-------------	---

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障がい者就労支援センター運営事業	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 山崎	課長名 内線	山形 2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	就労支援センター運営費（01-18-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	15年度	根拠法令等	障害者就労支援事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	身近な地域において就労を希望する者に対して、就労面、生活面の支援を一体的に提供することにより、障がい者の一般就労を促進する。また、就労中の者に対しては、職場定着を支援するとともに、離職時の調整や離職後の支援をすることによって、就労の維持・促進を図る。				
対象者等	身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを所持し、以下の要件に該当する満15歳以上の者。 ・一般就労を希望する在宅の障がい者（児）・企業・事業所等に在職している障がい者（児） ・小規模通所授産施設や福祉作業所等の福祉的就労をしている障がい者（児）				
内容	・支援内容 就労面： 就職相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職業定着支援、離職時の調整及び離職後の支援 生活面： 日常生活の支援、職業生活を続けるための支援、社会生活を築くための支援、将来設計や自己決定の支援 ・H24年度（3月末現在） 登録者数 332人（身体 58人、知的 200人、精神 74人） 新規就労実績 37人（身体 7人、知的 20人、精神 10人） 継続就労者数 173人（身体 30人、知的 110人、精神 33人）				
経過	H15年 6月 先進自治体の調査を開始 H15年 7月 区民及び関係機関と就労支援について考える会を開催、事業委託先の選定作業開始 H15年10月 事業委託先を決定、開所準備を開始 H15年11月 1日 荒川区社会福祉協議会に事業を委託、委託先コーディネーターによる事業開始準備実施 H15年12月15日 就労支援事業を開始（荒川区障害者就労支援センター「じょぶあらかわ」業務開始） H19年度 都補助金が財調参入 H23年 4月 地域開拓促進コーディネーターを配置				
必要性	障がい者の就労支援を専門的に行う事業として必要である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・荒川区社会福祉協議会に委託して実施 <職員配置> 常勤2名 非常勤3名 ・事務所は、荒川区社会福祉協議会事務局2Fに設置 名称「荒川区障害者就労支援センター」、愛称「じょぶ・あらかわ」				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	17,481	19,053	20,402	19,852	19,757	20,288	20,734	
決算額（25年度は見込み）	17,481	19,052	20,402	19,851	19,756	20,288	20,734	
人件費等	854	847	1,181	1,291	423	826		
減価償却費				726	156	323		
【事務分担量】（%）	10	10	25	25	5	10		
合計（+ +）	18,335	19,899	21,583	21,868	20,335	21,437	20,734	
国（特定財源）								
都（特定財源）					964	964	964	
その他（特定財源）								
一般財源	18,335	19,899	21,583	21,868	19,371	20,473	19,770	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
登録者数	184	231	257	289	308	332	362	
新規就職者数	29	27	19	43	30	37	48	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費・事務費・管理費	19,756	20,288	事業費・事務費・管理費	20,288	事業費・事務費・管理費

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	登録者数	289	308	332	362	380	-
	新規就職者数	43	30	37	48	50	-
	就労継続者数	153	166	173	185	190	-

（指標分）	<p>現在の「じょぶ・あらかわ」登録者の中には、比較的長期間登録しているものの、就労にチャレンジする意欲が湧かない者もあり、就労への意識付けが必要である。 特別支援学校では、卒業後一般就労を勧める傾向にあるが、その一方で卒業生の中には、職場不適應等により離職する若年障がい者も多く、職場への定着の支援が必要である。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
<p>障がい者が多様な働き方をできるように、ハローワークや就労支援課と連携をとりながら、一般就労に結びつける訓練を行っていく</p>	<p>企業の状況も変化してきているので、それに合わせたきめ細かいフォローアップ・支援を進めていく</p>
<p>特別支援学校卒業後における障がい者の特性に合わせた職業選択を把握するため、特別支援学校とじょぶ・あらかわの連携を強化する</p>	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	障がい者の就労に向けて継続的に取り組む。

議（要旨）	<p>14年二定 「当事者意見の聴取について」</p>
-------	-----------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障がい者雇用支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	山崎	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	障害者雇用支援事業費（01-18-02）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	障がい者就労促進事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	障がい者雇用支援事業補助金交付要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	就労を希望する障がい者に対し訓練や職場定着支援等を実施するとともに、障がい者の民間企業等への雇用を促進することにより、当事者と雇用主の両方の視点から、障がい者の就労を支援する。				
対象者等	障がい者を雇用している法人等 就労を希望する障がい者 区内の特例子会社				
内容	<p>障がい者就労促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者就労訓練 清掃訓練、施設受付訓練、喫茶補助訓練、事務補助訓練を実施する ・ジョブコーチ派遣 区が認めた障がい者を雇用する企業に、最長3年間ジョブコーチを派遣し、職場定着を支援する <p>障がい者雇用支援補助</p> <p>他の制度において補助や助成の対象とならない障がい者を雇用する企業が、障がい者雇用において必要な職場整備等の環境整備を行った際に、その費用の一部を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象経費 店舗等の借上げ経費、設備改修・備品購入等の経費、指導員の配置の経費等 ・補助率 1/2 ・補助金上限額 障がい者雇用（新規）一人あたり ... 年額150,000円 障がい者雇用（継続）一人あたり ... 年額100,000円 <p>特例子会社支援</p> <p>クリナップハートフル㈱に西日暮里六丁目障がい者支援施設を貸付けるとともに、障がい者雇用に係る支援（連絡調整・手話通訳者派遣等）を行い、障がい者の雇用促進を図る。</p>				
経過	<p>平成18年 7月 障がい者雇用支援事業開始</p> <p>平成21年 3月 西日暮里六丁目障がい者支援施設開設</p> <p>平成22年 4月 障がい者就労促進事業開始</p> <p>平成23年 7月 事務補助訓練開始</p> <p>平成24年12月 雇用支援補助の対象団体が事業を終了</p> <p>平成25年 6月 障がい者就労施設優先調達等検討委員会を設置予定</p>				
必要性	障がい者雇用に関する施策は障がい者の就労を支援し、生活のための収入を確保するために必要である。				
実施方法	<p>（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【補助金交付・特例子会社支援】直営</p> <p>【就労訓練・ジョブコーチ派遣】委託</p>				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		予算額	9,430	201,889	2,804	15,841	13,563	12,263
	決算額（25年度は見込み）	8,370	182,804	2,254	10,004	9,049	9,416	10,339
	人件費等	2,562	4,235	4,032	3,471	3,388	4,461	
	減価償却費				1,453	1,244	1,743	
	【事務分担量】（%）	30	50	60	50	40	54	
	合計（+ +）	10,932	187,039	6,286	14,928	13,681	15,620	10,339
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	972	44,130	1,402	5,194	4,676	5,092	4,825
	その他（特定財源）							
	一般財源	9,960	142,909	4,884	9,734	9,005	10,528	5,514
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	手話通訳者派遣	2回	7回	1回	1回	4回	3回	10回
	補助対象事業者	1法人	1法人	1法人	1法人	1法人	1法人	0法人

20年度の都補助は、旧西日暮里ひろば館4階部分にかかる補助である

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費			消耗品	5	消耗品	50
	役務費	インターネット使用料	43	インターネット使用料	66	インターネット使用料	72
	委託料	手話通訳派遣	47	手話通訳派遣	33	手話通訳派遣	57
		訓練等委託	2,028	訓練等委託	2,012	訓練等委託	2,382
		就労促進事業委託	6,031	就労促進事業委託	6,211	就労促進事業委託	7,620
				店舗開設式設営等	89	不動産鑑定委託	158
	負担金補助	雇用支援補助	900	雇用支援補助	1,000	雇用支援補助	0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	訓練受講者数	11名	21名	20名	26名	30名	-
	補助金算定対象障がい数	12人	12人	10人	-	-	補助対象団体が平成24年12月で事業終了
	特例子会社数	1社	1社	1社	1社	1社	-

(問題点・課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練終了後の障がい者の就労の場を確保しておく必要がある。 ・ 障がい者の作業能力の向上
他区の実況	(実施 0 区 未実施 22 区)

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組み具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組み具体的な改善内容
訓練修了者の一般就労に向けて、就労支援課やじよぶ・あらかわと連携し、修了者が働きやすい環境を作る	障がい者が就労訓練により習得した技能等を生かした職場で就労できるよう、訓練修了者の一般就労の選択の幅を拡大させる
特例子会社への支援を継続し、協力関係を築く	障がい特性に配慮した仕事を確保する
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	障がい者の就労支援・促進のため重要な事業である。

(状況)	<p>議会議事録</p>
------	--------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	作業所等経営ネットワーク支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	山崎	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	作業所等経営ネットワーク支援事業（01-18-05）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	21 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	障がい者の福祉作業所や関係機関のネットワークを構築し、販路や受注の拡大、工賃の増収等に取り組むことで、障がい者の社会参加や勤労意欲の向上を図る。				
対象者等	区内福祉作業所（10カ所） 内訳：知的4カ所・精神5カ所・身体1カ所				
内容	<p>【概要】 現在、区内の福祉作業所において障がい者の就労に取り組んでいるが、作業の受注の拡大や調整については、各作業所の取り組みでは限界がある。そのため、区内の福祉作業所や関係機関のネットワークを構築し、自主製品販売先や受注拡大のためのコーディネートを区が行うことにより、利用者が福祉作業所から受取る工賃の引上げに結びつけるとともに障がい者の社会参加を図る。</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業所に仕事を発注する企業等の開拓 ・自主製品の開発及び販路の拡大 ・作業所経営ネットワーク支援会議の開催 ・区内作業所の作業処理能力の調査及びニーズの把握 ・区内作業所を紹介するパンフレットの作成及び頒布 				
経過	平成21年度 事業開始 平成23年度 作業所コンサルタント業務委託開始（荒川ひまわり） 平成24年度 作業所コンサルタント業務委託（町屋・小台橋あさがお） 平成25年度 作業所コンサルタント業務委託（荒川ひまわり第2） 最終年度				
必要性	障がい者の勤労意欲の向上及び自立支援を図るため、必要性が高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 平成21年度より作業所等経営ネットワーク支援事業専従の非常勤職員2名を配置し、福祉作業所の支援体制を強化した。				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額		0	5,609	5,193	8,627	8,587	8,709
	決算額（25年度は見込み）		0	5,070	5,113	8,483	8,508	8,709
	人件費等		424	6,071	7,745	2,541	3,304	
	減価償却費				6,827	933	1,291	
	【事務分担当】（%）		5	225	235	30	40	
	合計（+ +）	0	424	11,141	19,685	11,957	13,103	8,709
	国（特定財源）							
	都（特定財源）			5,070	5,113	8,448	3,500	3,500
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	424	6,071	14,572	3,509	9,603	5,209
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	区内作業所の平均月額工賃	-	9,750	9,905	10,036	10,581	10,888	12,600

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬	非常勤2名	4,400	非常勤2名	4,398	非常勤2名
共済費	共済費	416	共済費	429	共済費	633	
旅費	発注企業開拓	167	発注企業開拓	181	発注企業開拓	178	
委託料	作業所コンサルト委託	3,500	作業所コンサルト委託	3,500	作業所コンサルト委託	3,500	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	区内作業所の平均月額工賃	10,036	10,581	10,888	12,600	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題)	<p>経済状況の影響を受け、社会全体の求人が減りつつある中で、各作業所が受注する作業も減少傾向にある。また、作業所は受注活動を行うノウハウと人手が不足している現状にある。</p> <p>各作業所が、消費者ニーズにあった自主製品を独自に開発、生産することが難しい。</p>
他区の実況	<p>（実施 6 区 未実施 16 区）</p> <p>実施区：台東区・墨田区・江東区・目黒区・北区・足立区</p>

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な内容
区が荒川区内外の企業等を訪問する等して、福祉作業所の仕事を獲得し、作業所間の受注調整を図る	単価の高い作業の受注機会を増やし、作業所の収益を向上させることにより、安定的な作業の確保を行う
福祉作業所の運営等に精通した経営コンサルタントを派遣し、作業所の経営、自主製作品の販売業務を改善する	オリジナル商品の開発と商品の維持・アップを図る
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	区内の作業所利用者の工賃向上を図る。

(状況・要旨)	
---------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障害者地域自立支援協議会運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	千葉	内線	2687
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	障害者地域自立支援協議会運営事業費（01-19-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠	障害者総合支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障害者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援体制のネットワークの構築と個別支援をする場として、荒川区障害者地域自立支援協議会を設置する。				
対象者等	すべての区民				
内容	【基本的な考え】 障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。このため、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者・雇用・教育・医療等の関連する分野の関係者からなる障がい者地域自立支援協議会を設け、ネットワークの構築を図る。				
	【協議会協議事項】 相談機関のあり方、連絡調整 障がい者計画の進捗状況及び評価 事業者、団体、関係機関のネットワーク化 困難事例への対応のあり方の協議、調整 障がい者サービスの基盤整備の検討 就労支援の促進				
	【協議会メンバー】 障がい者団体代表 相談機関職員 就労支援機関 民生委員・児童委員 社会福祉協議会（権利擁護担当者） 特別支援学校教諭 障がいサービス事業者 障がい当事者 医療期間関係者 官公庁				
経過	【会議】 会議は全大会と支援会議に分け、全体会は年1回程度、支援会議は必要に応じ開催する。 （個別の地域生活を支援するための会議とする。）				
	平成20年度 障害福祉計画策定委員会、自立支援協議会について提案する。				
	平成22年度 地域自立支援協議会設置（検討）				
	平成23年度 地域自立支援協議会設置（平成24年3月16日第一回全体会実施）				
	平成24年度 地域自立支援協議会第一回支援会議開催（平成24年5月9日）				
平成25年 4月 法改正（障害者自立支援法 略称・障害者総合支援法）					
必要性	障がい者が自立した生活を営むことができる地域社会を構築するために、設置する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額		403	403	287	467	357	792
	決算額（25年度は見込み）		0	0	0	107	316	792
	人件費等		424	1,629	872	2,964	4,296	
	減価償却費				291	1,089	1,678	
	【事務分担量】（%）		5	20	10	35	52	
	合計（+ +）	0	424	1,629	1,163	4,160	6,290	792
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	424	1,629	1,163	4,160	6,290	792
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	委員謝礼	104	委員謝礼	251	委員謝礼
旅費			費用弁償	0	費用弁償	12	
需用費	食料費	3	食料費	7	食料費	14	
委託料	介助者委託	0	介助者委託	58	介助者委託	40	
					議事録作成	116	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実 状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	関係機関等との連携を図り、事業の円滑な運営に取り組む。

議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障がい者プラン策定事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	山崎	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	障がい者計画策定事業費（01-19-02）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	16 年度	根拠法令等	障害者基本法第7条の2第3号「市町村の障害者計画策定に関する指針について」障害者総合支援法	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	障害者基本法に基づく障がい者プラン及び障害者総合支援法に基づく障害福祉計画を策定し、区における障がい者福祉施策の方向性を示す。				
対象者等	身体障害者手帳・愛の手帳・精神保健福祉手帳の所持者 平成24年12月31日現在対象者全数 10,187人 (身体障がい者7,628人 知的障がい者1,213人 精神障がい者1,346人)				
内容	荒川区障がい者プラン及び障害福祉計画について、国の指針に基づき定めたサービスの見込量やそれを確保するための方策を見直し、改定する。				
経過	平成11年2月5日 荒川区障害者プラン策定委員会運営要綱制定 平成12年3月 平成12年度から平成17年度までの障がい者プランを策定 平成17年1月～ 障がい者プランのための実態調査実施 平成18年7月 障害者プラン策定委員会設置要綱制定 平成19年3月 平成18年度から平成23年度までの障がい者プランを策定 合わせて、第1期障害福祉計画（平成18年度～20年度まで）を策定 平成20年6月 障害福祉計画策定委員会設置要綱制定 平成21年3月 第2期障害福祉計画（平成21年度～23年度）を策定 平成23年2月 障がい者プランのための実態調査実施 平成24年3月 平成24年度から平成29年度までの障がい者プランを策定 合わせて、第3期障害福祉計画（平成24年度～26年度まで）を策定 平成25年 4月 法改正（障害者自立支援法 略称・障害者総合支援法）				
必要性	荒川区における障がい者福祉施策の基本となるものであり、策定は必須である。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	0	1,213	0	4,116	1,018	0	0
	決算額（25年度は見込み）	0	743	0	2,715	626	0	0
	人件費等	0	3,388	407	2,756	10,163	578	
	減価償却費				1,017	3,732	226	
	【事務分担量】（%）	0	40	5	35	120	7	
	合計（+ +）	0	4,131	407	6,488	14,521	804	0
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	4,131	407	6,488	14,521	804	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	障害者実態調査対象者数		1,671		9,300			
	（20年度は障がい者意向調査対象者数）							

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	策定委員等報酬	616			
旅費	策定委員旅費	0					
食料費	策定委員会賄い	10					
委託料	策定委員身体介護等	0					
使用料	策定委員会会場使用料	0					

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題分析)	障害者総合支援法に係る国等の動向を注視する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	障害者総合支援法の施行による計画への影響等を見据え、適時対応する。	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

(議会議決要旨)	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	重度知的障がい者グループホーム運営支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	川上	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	重度知的障害者グループホーム費（01-20-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	14 年度	根拠	荒川区法人立重度知的障害者グループホーム「東日暮里ハイツ」運営費補助金交付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	重度知的障がい者の地域における日常生活及び社会生活を支援するため、区内法人立の重度知的障がい者グループホームである東日暮里ハイツの設置、運営を支援する。				
対象者等	荒川区の重度の知的障がい者が共同生活を営む場である「東日暮里ハイツ」を運営する社会福祉法人等				
内容	<p>【重度グループホーム】（東日暮里ハイツ 東日暮里3-23-3） 重度知的障がい者の生活の場として平成14年に開設した東日暮里ハイツの運営費の一部を補助する。運営費補助は、世話人の通年確保及び同性介護の確保のため、非常勤1名を追加配置する。 平成18年10月に、障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）に基づく共同生活介護・共同生活援助に移行</p> <p>補助基準 開設経費：施設整備費（都補助率7/8）及び開設準備費（都補助率3/4）の設置者負担分 運営費：2,023,200円（168,600円×12ヶ月分）</p> <p>利用者負担 家賃・食費・共益（光熱水）費等についての実費及び総合支援法に基づく利用者負担 定員 6名（現状：障害程度区分2以上5人、区分2未満1名） 職員数 常勤：サービス管理責任者1名、生活支援員1名、指導員1名 非常勤：世話人2名</p>				
経過	平成14年 1月	法人・区	物件の検索及び検証		
	平成14年10月	区	入所者の募集 入所者の決定		
	平成14年12月	法人	開設		
	平成15年 3月		補助金交付（施設整備費1,413千円 開設準備費77千円 運営費679千円）		
	平成18年10月		障害者自立支援法に基づく共同生活介護・共同生活援助事業に移行		
	平成22年 4月		利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が「0円」となる）		
	平成24年12月		実施主体が社会福祉法人東京都知的障害者育成会からNPO法人かがやきに変更		
必要性	重度知的障がい者の地域での日常生活及び社会生活を支援するために、東日暮里ハイツの運営を支援することが必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 設置者であるNPO法人かがやきに非常勤人件費1名相当額を補助				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	2,024	2,056	2,023	2,023	2,023	2,023	2,023
	決算額（25年度は見込み）	2,023	2,023	2,023	2,023	2,023	2,022	2,023
	人件費等	256	424	407	436	85	496	
	減価償却費				145	31	194	
	【事務分担当】（%）	3	5	5	5	1	6	
	合計（+ +）	2,279	2,447	2,430	2,604	2,139	2,712	2,023
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	2,279	2,447	2,430	2,604	2,139	2,712	2,023
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	共同生活介護利用者数	5	5	5	5	5	5	5
	共同生活援助利用者数	1	1	1	1	1	1	1

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	運営費補助	2,023	運営費補助	2,022	運営費補助

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	利用者数（延べ数）	72	72	72	72	72	各月利用者数×12月
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

問題点・課題	
他区の状況	（実施 4 区 未実施 18 区） 江東区、墨田区、目黒区、渋谷区（それぞれ、各区の基準を満たす事業者に世話人代替費をはじめとする人件費補助等を行っている。）平成25年5月現在

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議決要旨	13年一定 「重度知的障がい者グループホームの早期開設について」
--------	----------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	重度身体障がい者グループホーム運営支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	川上	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	重度身体障害者グループホーム費（01-20-02）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18年度	根拠	荒川区重度身体障害者グループホーム事業補助要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	重度身体障がい者の地域における自立生活を支援するため、区内法人立の重度身体障がい者グループホームに対して、運営を支援する。				
対象者等	以下の全ての要件に該当する者を入居者とする重度身体障がい者グループホームを設置する民間法人 身体障害者手帳の等級が2級以上の者で 区内在住の者、 18歳以上の者、 入浴、炊事、食事等に全介助又は一部介助を要する者、 常時の医療ケアを必要としない者で、地域での生活が可能な者				
内容	重度身体障がい者グループホームの運営費補助（おぐのあかり 西尾久5-15-15） 1 補助内容 グループホーム運営のために必要な報酬、給料、職員手当、賃金、旅費、需要費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費等を補助する。 2 補助方式 1 施設当りの年額を定めて補助する。（定員：5名 職員数：管理人1名、介助人2名以上） 1 施設あたり年額14,638千円運営費補助 居室維持管理費補助金 荒川区内からの入居者1人につき月額24,000円分を法人に補助（法人は家賃予定額から同額を減額して利用者から徴収する） 5人×24,000円×12月=1,440,000円（年額）				
経過	平成17年12月	施設予定地を決定			
	平成18年 1月	東京都へ建設事業補助金（20,000千円補助）交付申請			
	平成18年 4月	許可内示決定			
	平成18年 6月	建設着工（平成18年12月竣工）			
	平成19年 1月	事業開始			
必要性	重度身体障がい者の地域での日常生活及び社会生活を支援するために、重度身体障がい者グループホームの運営を支援することが必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 重度身体障がい者グループホームを設置する民間法人に補助を行う。 設置者：特定非営利活動法人あふネット				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	16,104	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078
	決算額（25年度は見込み）	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078
	人件費等	854	424	407	436	85	496	
	減価償却費				145	31	194	
	【事務分担当】（%）	10	5	5	5	1	6	
	合計（+ +）	16,932	16,502	16,485	16,659	16,194	16,768	16,078
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	16,932	16,502	16,485	16,659	16,194	16,768	16,078
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	入居者数	5	5	5	5	5	5	5
	居室維持管理費補助対象者数	5	5	5	5	5	5	5

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	事業運営費	14,638	事業運営費	14,638	事業運営費
	居室維持管理費	1,440	居室維持管理費	1,440	居室維持管理費	1,440	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	入居者延べ数	60	60	60	60	60	各月の入居者数×実施月数
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（実施 7 区 未実施 15 区）</p> <p>新宿区：計2カ所 10人（社福法人立） 10人（社福法人立） 台東区：計2カ所 9人（社福法人立） 4人（NPO法人立） 目黒区：1カ所 7人（社福法人立） 世田谷区：1カ所 5人（NPO法人立） 北区：1カ所 4人（NPO法人立） 板橋区：1カ所 6人（NPO法人立） 足立区：1所 5人（区立民営）</p>

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

状況（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	親なき後支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	川上	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	親なき後支援事業費（01-21-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	24年度	根拠	障がい者グループホーム等設置促進事業補助金	
終期設定	有 無	年度	法令等	交付要綱、民法、家事事件手続法	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	障がい者が、住み慣れた荒川区で暮らし続けることができる環境を整備するため、必要な支援策を検討するとともに、世話人による支援を受けながら暮らすことができるグループホーム（以下「GH」という。）等の充実を図る。				
対象者等	【GH設置促進補助】区内にGH等を設置しようとする社会福祉法人等の公益法人 【成年後見制度利用促進（区長申立による）】判断能力が不十分な知的・精神障がい者のうち、身寄りがいない場合等、当事者による申立てが期待できない状況にある人				
内容	<p>【GH設置促進補助】 障がい者の「生活する場」の確保のため、区内のGH等の整備を促進する。 GH等を新たに設置する場合の経費のうち、東京都補助金の対象外経費に対し、区が補助を実施することにより、設置者のインシヤルコストを軽減し、開設を促進する。 主な対象経費：都補助基準外の備品等購入費、改修工事期間中の家賃・光熱水費、世話人研修費等 基準額：定員1人当たり800,000円 補助率：3/4</p> <p>【成年後見制度利用促進】 区長申し立て 本人に代わり契約行為・財産管理等を行う者又は本人による法律行為を助ける者を選任する成年後見制度について、本人申し立てが困難な場合に区長が後見開始の申し立てを行う。 事務費及び後見料等助成 区長申し立てにより後見開始となった者のうち、生活保護受給者等の低所得者について後見等開始申し立てに係る事務費及び後見料の一部を助成する。 上限額：月額30,000円</p>				
経過	平成23年 6月 研究会立ち上げ 平成24年 4月 事業開始 平成25年 7月 成年後見制度における後見料助成事業開始 障がい者就労施設優先調達等検討委員会を設置（予定）				
必要性	障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、食事等の日常生活における支援が必要不可欠であり、世話人による支援を受けながら暮らすことができるGH等は必要不可欠である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額						11,010	13,500
	決算額（25年度は見込み）						0	13,500
	人件費等					2,710	2,644	
	減価償却費					995	1,033	
	【事務分担当】（%）					32	32	
	合計（+ +）	0	0	0	0	3,705	3,677	13,500
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）						0	360
	一般財源	0	0	0	0	3,705	3,677	13,140
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	GH誘致数（単位：床）						8	18

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費					弁護士謝礼	660
	一般需用費					パンフレット	672
	役務費			成年後見申立費用	0	成年後見申立費用	343
	負担金補助			GH設置促進補助	0	GH設置促進補助	10,800
	扶助費					後見料助成	1,008
	公課費			成年後見費用	0	成年後見費用	17

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	グループホーム等誘致数	-	-	7床	18床	18床	-
	成年後見制度勉強会回数	-	-	2回	3回	4回	-
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒川区自治総合研究所が実施している調査・研究の内容を踏まえた事業化をしていく必要がある。 ・ 居住の場としてグループホーム等が必要とされているが、利用に伴う契約行為や金銭管理等の権利擁護についても制度等の周知をしていく必要がある。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 区 未実施 22 区 ）</p> <p>国の地域生活支援事業実施要綱を根拠とする成年後見制度申立費用助成を実施している18区内、後見人等の報酬助成も併せて実施している区が17区。（直営か委託かは区ごとに異なる。）</p>

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
荒川区自治総合研究所と連携し、調査・研究を支援する。	荒川区自治総合研究所の研究結果を踏まえた事業を検討する。
グループホーム等の開設支援とあわせて、成年後見制度の勉強会等を実施する。	居住の場の確保や権利擁護の問題に対応するため、グループホーム等の開設支援や、成年後見制度の勉強会等を実施する。
成年後見制度周知を目的とするパンフレットを発行する。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	障がい者が地域で安心して暮らし続けるための支援策を講じる。

況議 (要 旨 問 状)	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障がい者虐待防止事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	上野	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	障がい者虐待防止事業費（01-22-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	24年度	根拠法令等	障害者虐待の防止、障害者も擁護者に対する支援等に関する法律	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	養護者や福祉施設職員による障がい者虐待の防止、虐待を受けた障がい者の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援を行い、支援等の促進を図る。				
対象者等	虐待を受けた又は受けたとと思われる障がい者、その家族、福祉施設従事者等、虐待の通報の担い手としての区民				
内容	<p>平成24年10月1日に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、区役所障害者福祉課に荒川区障がい者虐待防止センターを設置する。</p> <p>【虐待の通報受理・事実確認等の体制整備】 虐待の通報や相談を受け、都への報告及び障がい者への必要な支援を行う。 通報・届出・相談 区による事実確認 対応方針会議（弁護士や臨床心理士及び精神科医師による専門的助言） 必要に応じて専門的対応又は緊急一時保護を実施 （成年後見申立、臨床心理士によるカウンセリング、精神科医師のセルフネグレクト対応含む）</p> <p>【関係職員の資質向上】 資質向上のための研修等</p> <p>【広報・普及啓発】 通報義務や救済制度について、区民や関係者等対して広報・啓発を実施する。</p>				
経過	平成24年10月 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行 荒川区障がい者虐待防止センターを、区役所障害者福祉課に設置				
必要性	障がい者が安心して生活するためには、権利擁護と虐待の防止は極めて重要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額							2,365	
決算額（25年度は見込み）							2,365	
人件費等						3,304		
減価償却費						1,291		
【事務分担当】（%）						40		
合計（+ +）	0	0	0	0	0	4,595	2,365	
国（特定財源）							1,210	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	4,595	1,155	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	虐待通報件数						5	8

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費					相談弁護士謝礼	980
						講演会講師謝礼	26
	需用費					パンフレット等	912
	委託料					夜間通報ダイヤル開設	441
	使用料					講演会会場使用料	6

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	虐待通報件数	-	-	5件	8件	-	
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待の通報義務、救済制度等について、広く区民・関係者に周知する必要がある。 ・ 夜間・休日を含め、常時通報に対応できる体制を整えておく必要がある。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
障害者虐待の現状や通報義務について周知するため、虐待防止パンフレットを作成・配布する。また、虐待予防講演会を実施する。	(平成25年度実績に基づき検討する)
夜間・休日等、開庁時間外の通報に対応するためのコールセンター（委託）を設置する。	(平成25年度実績に基づき検討する)

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する

(状況)	
------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	相談事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	榎本	内線	4 1 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	相談事業費（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	48 年度	根拠	身体障害者福祉法31条2	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区立心身障害者福祉センター条例	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	区内在住の障がい児者等の福祉・医療・発達・訓練・教育等に関する相談に応じ適切な問題解決が図られるように援助するとともに、地域での障がい者の社会参加を支援する。また、障がい者に対する理解について地域の人たちへ啓発活動を行う。				
対象者等	心身障がいに係わる相談希望者				
内容	<p>【相談】</p> <p>一般相談：心身の発達や障がいに関わる健康・療育・訓練・教育等に関わる相談に応じ適切な問題解決が図られるように援助する。</p> <p>健康相談：医師（整形外科・小児神経科）が直接医学相談に応じる。また、看護師が健康についての相談に応じ、助言を行う。</p> <p>心理相談：心理判定・評価等を交えながら、適切な助言を行う。</p> <p>障害児加算に関する判定：子育て支援部・福祉事務所の依頼により、荒川区保育扶助要綱第24条、児童福祉法に基づいた障がい程度・適合性に関する判定を行い報告する。</p> <p>【サークル育成事業】</p> <p>高次脳機能障がいや難病等による中途障がい者の地域での自立生活と社会参加の促進を図るため、サークル活動等を支援し、豊かな生活ができるように援助する。（H25.3時点で2サークル）</p> <p>【地域啓発事業】</p> <p>施設公開、センターの事業を通して、利用者及び障がい者への理解を深める。また、ボランティア等の受け入れも図っている。</p>				
経過	<p>昭和48年 6月 事業開始</p> <p>平成13年 2月 障がい者地域自立生活支援センター事業の施行開始。</p> <p>平成19年 4月 心身障害者福祉センター事業のうち荒川生活実習所及び同福祉作業所の運営を指定管理者へ移行した。このことに伴い心障センターは障害者福祉課の一係となる。</p> <p>平成21年 2月 エコセンター1階（旧荒川保健所）に移転。</p>				
必要性	気軽に相談できる窓口が身近にあることは、区民サービスの基本である。また、センター専門スタッフの対応により基本的なサービスが実施できるので、より一層効果的な相談が行える。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>1. 相談は福祉職と看護師で対応する。</p> <p>2. 各サークル等の活動については、各団体の主体性を尊重し、必要な支援を行う。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		2,359	4,948	5,519	5,553	5,557	5,509	6,472
決算額（25年度は見込み）		2,301	4,824	5,357	5,425	5,441	5,366	6,472
人件費等		11,102	11,102	29,028	39,837	22,019	16,059	
減価償却費					25,419	8,086	7,358	
【事務分担量】（%）		130	130	791	875	260	228	
合計（+ +）		13,403	15,926	34,385	70,681	35,546	28,783	6,472
国（特定財源）		4,525	3,212	506	429	380		
都（特定財源）		2,262	1,612	253	215	190		
その他（特定財源）								
一般財源		6,616	11,102	33,626	70,037	34,976	28,783	6,472
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	一般相談及び医学相談	203	220	229	302	340	308	350
	各サークル活動実施状況	65	55	66	38	34	35	40
	心理相談	113	167	197	303	355	462	500

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬	非常勤看護師等	4,269	非常勤看護師等	4,269	非常勤看護師等
賃金	社会保険料	311	社会保険料	321	社会保険料	530	
一般賃金	臨時職員看護師	632	臨時職員看護師	610	臨時職員看護師	0	
旅費	非常勤職員（旅費）	0	非常勤職員（旅費）	1	非常勤職員（旅費）	3	
需用費	食糧費	3	食糧費	3	食糧費	4	
	消耗品等	226	消耗品等	162	消耗品等	222	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	一般相談及び医学相談	302	340	308	350	350	23年度から心理職増員により受入枠増
	心理相談	303	355	462	500	500	23年度から心理職増員により受入枠増
	各サークル活動回数	38	34	35	40	40	

（問題点・課題）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
生活の質の充実を目指し、サークル支援や情報提供を図ることで、社会参加のメニューを増やす。	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	障害者総合支援法必須事業であり、相談支援事業の充実を図る。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	機能訓練事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	石垣	内線	4 1 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	機能訓練事業費（01-02-02）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	48 年度	根拠	障害者自立支援法第77条荒川区立心身障害者福祉センター条例	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター型事業 身体に障がいのある区民に対し、機能回復訓練、生活訓練、創作活動等を行い、日々の生活の充実と生活力の向上を図り、地域での生活を支援する。 ・健康増進法に基づくリハビリ事業 心身の機能回復を図るために、運動療法・音楽療法などの講座を開催し、障がいの軽減・克服、日常生活の充実、社会参加等への支援を行う。 				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・区内在住の18歳以上の身体障がい者及び高次脳機能障がい者（原則、介護保険認定者を除く） ・健康増進法に基づく事業は、40歳以上の身体障がい者。 				
内容	<p>【地域活動支援センター型事業】</p> <p>肢体不自由・聴覚・言語・視覚障がい者向け訓練を半日コースで実施（定員5人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由：火 午前 1コース/週 ・言語：月・水 午後 2コース/週 ・視覚：火・木 午前・午後 4コース/週 <p>中途障がい者の生活訓練・社会参加プログラムを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループワーク（定員8人）月・水・金 午前 ・高次脳グループ（定員10人）月～金 午前・午後 <p>【健康増進法に基づく事業】 リハビリ講習会（定員各コース20人）1コース10回 年間3コース実施</p>				
経過	<p>昭和48年 6月 心身障害者福祉センター開所。指導係訓練部門として発足。</p> <p>平成12年 4月 介護保険法制度の実施に伴い、機能訓練利用については介護保険サービスを優先とした。</p> <p>平成15年 4月 機能回復訓練を身体障がい者デイサービス事業として実施。</p> <p>平成17年 1月 若年中途障がい者対象にグループワークを開始。</p> <p>平成18年 4月 身体障がい者デイサービスを障害者自立支援法の障がい者デイサービス事業として実施。（利用者負担を3%に軽減）</p> <p>平成18年 10月 身体障がい者向け機能訓練を障害者自立支援法の地域生活支援事業として実施。（利用者負担額をなしとする）</p> <p>平成20年 4月 老人保健法が改正され、健康増進法に改められる。（補助方式が間接補助に変更）</p> <p>平成20年 4月 送迎用リフト付車両による送迎開始。</p> <p>平成23年 8月 高次脳機能障がい者に特化した生活訓練事業を開始。</p>				
必要性	障がいの負担軽減・克服・機能維持は、障がいのある人の願いであり、また、地域での自立生活を支援するためにも必要性の高い事業である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				
	機能訓練については、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・視覚訓練指導員が対応。グループワークについては、社会福祉士・理学療法士・視覚訓練士が対応。高次脳機能障がい者グループは作業療法士・理学療法士・社会福祉士が対応。リハビリ講習会は作業療法士が対応。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	3,284	6,336	6,357	6,310	15,962	13,714	13,656	
決算額（25年度は見込み）	3,109	5,600	6,082	3,145	12,563	12,142	13,656	
人件費等	7,076	7,076	10,100	16,621	13,974	14,172		
減価償却費				7,117	5,132	5,970		
【事務分担当】（%）	90	90	180	245	165	185		
合計（+ +）	10,185	12,676	16,182	26,883	31,669	32,284	13,656	
国（特定財源）	4,356	2,826	1,008		649	607		
都（特定財源）	2,277	2,775	2,536	2,536	3,467	4,501	4,683	
その他（特定財源）		250						
一般財源	3,552	6,825	12,638	24,347	27,553	27,176	8,973	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
延べ利用人数	1,462	1,919	1,726	2,130	2,691	2,890	3,000	
在籍人数	95	108	94	90	94	95	95	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬等	非常勤報酬等	7,298	非常勤報酬等	8,348	非常勤報酬等
報償費	機能訓練講師謝礼	620	機能訓練講師謝礼	620	機能訓練講師謝礼	620	
旅費	旅費	8	旅費	3	旅費	13	
需用費	消耗品費	395	消耗品費	204	消耗品費	234	
備品購入	オーディオメータ等	1,496					
扶助費	送迎車両雇上	2,725	送迎車両雇上	2,967	送迎車両雇上	3,600	
役務費	広告料	21					

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	訓練在籍人数	90	94	94	95	95	-
	高次脳機能障がい者在籍人数	8	12	12	15	15	23年度より高次脳機能障害に特化したグループ開始
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実 施状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	高次脳機能障がい者に特化したプログラム等の充実を図る。

議 会 要 旨 状	21年決特 高次脳機能障がい者に対する支援について 21年四定 高次脳機能障がい者の社会復帰施設機能の充実について
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	児童発達支援等事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	塚原	内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	児童発達支援等事業費（01-02-03）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	48 年度	根拠	障害者自立支援法第5条第7項	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区立心身障害者福祉センター条例	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	運動発達や精神発達の遅れ等、障がいがあると思われる就学前の乳幼児を対象に、その障がい状況ならびに養育環境に応じて適切なサービスを提供する。そのことにより、当該乳幼児の心身の発達を促し、日常生活能力や集団生活への適応力が向上するよう支援する。また、当該乳幼児の家族が適切な養育ができるよう家族支援を行い、就学後も相談を継続することによって、障がいのある児童が地域で適応した生活を営めるよう支援する。				
対象者等	原則、荒川区内に住む、心身の発達になんらかの不安のある児童 ・相談事業および児童デイサービス（個別訓練）：0才～学齢児 ・児童デイサービス：0才～就学前				
内容	児童デイサービス 定員 午前：15名 午後：15名 母子療育：発達に問題を抱えた1・2才児に対して早期療育と家族支援を行う。 母子分離療育：発達に問題を抱えた3～5才児に対して発達段階に応じた小集団での支援を行う。 保育園児等の療育：保育園・幼稚園在籍児に対して、課題中心の小集団での支援を行う。 訓練療育：身体機能訓練・言語訓練等を必要とする乳幼児に対して、個別訓練を行う。 セラピープログラム：情緒面や行動面、対人関係などに問題を抱える乳幼児に対し、講師による専門的な療法を行う。 学齢児セラピープログラム：学齢児に対し、講師による専門的な療法を行う。 家族支援：家族に対して、交流会や学習会を企画・実施する。				
経過	昭和48年6月 心身障害者福祉センター開所。指導係幼児グループとして発足。 平成15年4月 幼児訓練・療育事業を障害者支援費制度の児童デイサービス事業として実施。 （利用者負担額を1/2に軽減） 平成18年4月 障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業として実施。 （利用者負担額を3%に軽減） 平成19年4月 利用者負担額を無料とする。 平成22年4月 コーディネーター（臨床発達心理士）を配置し、学齢児の相談事業を充実。 平成23年4月 非常勤（言語聴覚士）を雇用。新たに特別支援学校在籍児への機能訓練事業を実施。				
必要性	障がい児に対して、療育や訓練などの専門的関わりをすることによって、障がいの軽減を図ることができる。特に早期（乳幼児期）からの関わりは療育（訓練）効果が高い。また、障がい児を抱えた家族へのさまざまなサポートも必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 通所により、福祉・臨床発達心理士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等により、個別プログラムに基づき療育活動を実施。また、保健所、保育園、幼稚園、教育センター、特別支援教育機関との連携により、支援している。				

	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算・決算額等の推移	2,086	2,194	2,184	2,645	6,860	5,657	5,684	
予算額	2,086	2,194	2,184	2,645	6,860	5,657	5,684	
決算額（25年度は見込み）	1,365	1,470	1,417	1,886	5,547	5,388	5,684	
人件費等	74,297	81,666	81,523	73,632	71,357	67,568		
減価償却費				26,406	28,208	33,399		
【事務分担量】（%）	920	1,014	964	909	907	1,035		
合計（+ +）	75,662	83,136	82,940	101,924	105,112	106,355	5,684	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	15,257	15,990	16,752	16,470	16,800	16,800	16,800	
一般財源	60,405	67,146	66,188	85,454	88,312	89,555	-11,116	
実績の推移								
事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
年間延べ利用者数	3,122	3,451	3,839	4,168	4,238	4,471	4,500	
在籍人数	105	108	114	127	133	147	152	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬等	非常勤職員報酬	2,909	非常勤職員報酬	3,268	非常勤職員報酬	3,270
一般賃金	指導業務臨時職員雇	197	指導業務臨時職員雇	0	指導業務臨時職員雇	0	
報償費	講師謝礼	1,455	講師謝礼	1,413	講師謝礼	1,540	
旅費	特別旅費	1			特別旅費	5	
需用費	賄費等	411	賄費等	388	賄費等	482	
役務費	ピアノ調律等	64	ピアノ調律等	84	ピアノ調律等	84	
委託料	寄生虫検査	16	寄生虫検査	17	寄生虫検査	19	
使用料	プール使用料等	165	プール使用料等	166	プール使用料等	178	
備品購入費	起立保持具等	329	スクーターボード	53	療育用テーブル	104	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	年間延べ利用者数	4,168	4,238	4,471	4,600	4,600	-
	児童相談（学齢児）	109(14)	141(15)	172(11)	200(15)	200(15)	-
	特別支援校在籍児への訓練延べ利用児数	-	5	64	80	80	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 12 区 未実施 10 区） 民営9ヶ所、法外1ヶ所

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
高機能自閉症やADHDの子ども対象のグループにおいて、より構造化された療育を構築する。	高機能自閉症やADHDの子どもを持つ家族に対し、ペアレントトレーニングの考え方を導入する。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	児童相談や学齢児機能訓練の充実を図る。

議 （要質旨問状）	21年決特 児童デイサービスの拡大 21年四定 障がい者に対する一貫した継続的支援システムの構築（特別支援教育との連携）について 22年予特 とぎれのない障がい者支援体制の確立について
--------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障がい者地域自立生活支援センター事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	石垣	内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	障害者地域自立生活支援センター事業費（01-02-04）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	13 年度	根拠法令等	障害者地域自立生活支援センター事業運営要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	在宅障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高める為の支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報提供等を総合的に行うことにより、障がい者やその家族の地域における生活を支援し、もって在宅の障がい者の自立と社会参加の促進を図る。				
対象者等	区内で生活支援を必要とする身体及び知的障がい者				
内容	<p>ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等の利用援助 社会資源を活用するための支援 社会生活力を高めるための支援：社会生活力を高めるため自立生活支援セミナーを実施する。 ピアカウンセリング：障がい者自信がピアカウンセラーとなって、実際に社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対する個別的援助・支援を実施する。 専門機関の紹介：障がい者のニーズに応じ、身体障害者更生相談、ハローワーク、「障がい児（者）地域療育等支援事業」及び「精神障害者地域支援事業」の実施主体、医療機関ならびに保健所等の機関を紹介する。</p>				
経過	<p>「障害者地域自立生活支援センター事業」は東京都が国事業の「市町村障害者生活支援事業」に取り組んで、平成9年から開始した事業である。 平成13年2月 ピアカウンセリング事業実施 平成13年4月 実施に向けて、備品等（FAX・TEL・パソコン・屋内表示）を整備 平成18年10月 障害者自立支援法施行に伴い、地域生活支援事業の相談支援事業に包括</p>				
必要性	障害者自立支援法は、障がい者が地域で自立して生活することを目的としている。本事業は、その目的を達成するための不可欠な事業であり、今後更なる事業の拡大が求められるものである。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>当該事業は、現在実施している心身障害者福祉センター相談事業に、当事者相談、生活支援相談、生活支援セミナーの開催を付加している。夜間や休日等、利用時間に配慮し、専従の常勤職員1人と専用の相談室を設ける。相談は、直接来所または電話、FAXにて受け付ける。関係機関と調整した場合は、直接、関係機関から相談者に回答する。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	3,546	3,616	3,651	3,674	3,678	3,665	3,804	
決算額（25年度は見込み）	2,846	3,334	1,651	3,252	3,271	3,517	3,804	
人件費等	1,708	1,694	5,189	4,116	3,874	8,105		
減価償却費				3,050	3,110	4,034		
【事務分担当】（%）	20	20	119	105	100	125		
合計（+ +）	4,554	5,028	6,840	10,418	10,255	15,656	3,804	
国（特定財源）								
都（特定財源）			1,740	1,740	1,973	2,144	2,089	
その他（特定財源）								
一般財源	4,554	5,028	5,100	8,678	8,282	13,512	1,715	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
ピアカウンセリング件数	26	28	39	20	26	30	30	
自立支援セミナー開催回数	17	19	21	19	12	15	15	
セミナー参加人数	283	283	309	318	157	246	250	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬等	非常勤当事者相談員	2,978	非常勤当事者相談員	3,174	非常勤当事者相談員
報償費	セミナー講師謝礼	153	セミナー講師謝礼	215	セミナー講師謝礼	381	
旅費	旅費	1	旅費	1	旅費	3	
需用費	消耗品費等	85	消耗品費等	73	消耗品費等	78	
役務費	インターネット使用料	54	インターネット使用料	54	インターネット使用料	55	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	ピアカウンセリング	20件	26件	30	30件	35件	-
	自立支援セミナー開催回数	19回	12回	15	15回	15回	-
	自立支援セミナー延べ参加者	318人	157人	246	250人	250人	-

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	（実施 17 区 未実施 5 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	難病ホームヘルパー派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	浅野	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	難病ホームヘルパー派遣事業費（01-05-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	63 年度	根拠	平成8年厚生省保健医療局長通知 荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱	
終期設定	有 無	24 年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	難病患者等が地域で療養するため、以下の事業を実施する。 難病患者ホームヘルプ ホームヘルパーを派遣し、家事などの日常生活を営むのに必要なサービスを行う。				
対象者等	日常生活を営むのに支障があって、介護保険制度、総合支援法等のサービスが受けられない者。				
内容	難病患者ホームヘルプ （利用方法）申請受付 調査 プラン作成 派遣決定 ヘルパー派遣 モニタリング （サービス内容）家事援助 ・ 身体介護 等 （自己負担額）生計中心者の所得により1時間当たり0円～950円（A～G階層） 障害者総合支援法において、難病患者の障害福祉サービス利用が認められたため、平成25年度から居宅介護サービスに移行。				
経過	昭和60年 5月 医師会主催の難病相談室を毎月1回医師会館で開始 保健師、ケースワーカー参加 平成14年 4月 難病患者への派遣事業開始 平成14年10月 荒川区精神障がい者居宅介護等事業運営要綱策定。平成15年4月本格実施 平成20年 精神障がい者ヘルパーステップアップ研修を、精神保健福祉事業費へ組替え 平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となり、難病患者ホームヘルプが障害福祉サービスへ移行				
必要性	難病患者の自立と社会参加の促進を図る上で必要である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 難病患者ホームヘルプ 事業委託方式。居宅介護事業者と契約しヘルパーを派遣する。				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	507	1,288	1,840	2,142	2,156	2,150	0
	決算額（25年度は見込み）	332	879	1,243	1,653	1,383	1,514	0
	人件費等	2,989	1,101	245	419	409	406	
	減価償却費				436	467	484	
	【事務分担量】（%）	35	13	10	15	15	15	
	合計（+ +）	3,321	1,980	1,488	2,508	2,259	2,404	0
	国（特定財源）	126	439	584	963	970	967	0
	都（特定財源）	63	219	292	367	312	348	0
	その他（特定財源）	0	0					
	一般財源	3,132	1,322	612	1,178	977	1,089	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	難病ホームヘルプ（人）	1	2	1	1	1	1	0

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	委託費	1,383	委託費	1,514	委託費	0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
標	利用者実人員	1	1	1	0	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区） 未実施（中央区、文京区）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
休止・完了	休止・完了	法改正に伴いホームヘルプ事業に移行したため事業終了。

議会議況（要旨）	
----------	--